

いちごいちえ 会とちぎ国体

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

冬季大会：令和4（2022）年1月24日（月）～30日（日）

本大会：令和4（2022）年10月1日（土）～11日（火）

いちごいちえ 会とちぎ大会

第22回 全国障害者スポーツ大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

令和4（2022）年10月29日（土）～31日（月）

いちごいちえ 会とちぎ国体・とちぎ大会 実行委員会

第7回 常任委員会



令和4（2022）年2月10日（木）

ホテルニューイタヤ 天平の間

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会

第7回常任委員会 目次

1 報告事項

報告事項 1	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 役員の変更	P. 3
報告事項 2	いちご一会とちぎ国体 競技別リハーサル大会の承認及び日程等の変更	P. 4
報告事項 3	いちご一会とちぎ国体 競技別リハーサル大会実施状況(令和3年度)	P. 5
報告事項 4	いちご一会とちぎ国体 練習会場の変更	P. 7
報告事項 5	いちご一会とちぎ国体本大会 中央競技役員数及び同所要経費基準(案)	P. 10
報告事項 6	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 いちご一会広場売店等設置運営要項	P. 11
報告事項 7	いちご一会とちぎ国体 馬事衛生対策要項の一部改正について	P. 21
報告事項 8	いちご一会とちぎ国体 リハーサル大会馬事衛生対策要項	P. 27
報告事項 9	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 式典実施要項(概要版)	P. 45
報告事項 10	いちご一会とちぎ大会 実施要綱	P. 47
報告事項 11	いちご一会とちぎ大会 競技実施要項	P. 60
報告事項 12	いちご一会とちぎ大会 競技別実施要領	P. 63
報告事項 13	いちご一会とちぎ大会競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドラインについて	P. 97
報告事項 14	いちご一会とちぎ大会 リハーサル大会荒天時等対応要領	P. 123
報告事項 15	いちご一会とちぎ大会リハーサル大会における新型コロナウイルス感染症に係る実施態度決定の基本的な考え方	P. 125

2 審議事項

第1号議案	いちご一会とちぎ国体 入場料金(案)について	P. 129
-------	------------------------	--------

3 その他

(1)	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会における環境に配慮した取組について	P. 133
(2)	いちご一会募金(寄附金)・企業協賛の状況について	P. 135
(3)	ボランティアの登録状況について	P. 137
(4)	いちご一会運動(県民運動)の実施状況について	P. 138

4 参考資料

(1)	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 実行委員会 役員名簿	P. 143
(2)	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 実行委員会 会則	P. 144
(3)	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 実行委員会 組織図	P. 149
(4)	総会から常任委員会等への委任事項	P. 150
(5)	「環境に配慮した いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」推進宣言	P. 151

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会

第7回常任委員会 目次

1 報告事項

報告事項 1	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 役員の変更	P. 3
報告事項 2	いちご一会とちぎ国体 競技別リハーサル大会の承認及び日程等の変更	P. 4
報告事項 3	いちご一会とちぎ国体 競技別リハーサル大会実施状況(令和3年度)	P. 5
報告事項 4	いちご一会とちぎ国体 練習会場の変更	P. 7
報告事項 5	いちご一会とちぎ国体本大会 中央競技役員数及び同所要経費基準(案)	P. 10
報告事項 6	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 いちご一会広場売店等設置運営要項	P. 11
報告事項 7	いちご一会とちぎ国体 馬事衛生対策要項の一部改正について	P. 21
報告事項 8	いちご一会とちぎ国体 リハーサル大会馬事衛生対策要項	P. 27
報告事項 9	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 式典実施要項(概要版)	P. 45
報告事項 10	いちご一会とちぎ大会 実施要綱	P. 47
報告事項 11	いちご一会とちぎ大会 競技実施要項	P. 60
報告事項 12	いちご一会とちぎ大会 競技別実施要領	P. 63
報告事項 13	いちご一会とちぎ大会競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドラインについて	P. 97
報告事項 14	いちご一会とちぎ大会 リハーサル大会荒天時等対応要領	P. 123
報告事項 15	いちご一会とちぎ大会リハーサル大会における新型コロナウイルス感染症に係る実施態度決定の基本的な考え方	P. 125

2 審議事項

第1号議案	いちご一会とちぎ国体 入場料金(案)について	P. 129
-------	------------------------	--------

3 その他

(1)	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会における環境に配慮した取組について	P. 133
(2)	いちご一会募金(寄附金)・企業協賛の状況について	P. 135
(3)	ボランティアの登録状況について	P. 137
(4)	いちご一会運動(県民運動)の実施状況について	P. 138

4 参考資料

(1)	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 実行委員会 役員名簿	P. 143
(2)	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 実行委員会 会則	P. 144
(3)	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 実行委員会 組織図	P. 149
(4)	総会から常任委員会等への委任事項	P. 150
(5)	「環境に配慮した いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」推進宣言	P. 151

報 告 事 項

報告事項1

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 役員の変更

令和3年11月19日から令和4年2月10日までの間における役員の変更については、次のとおりである。

○ 常任委員

(敬称略)

機 関 ・ 団 体 名 及 び 役 職	新	旧
栃木県市町村教育委員会連合会会長	高 橋 彰	森 島 仁
栃木県スポーツ推進審議会会長	久 保 元 芳	月 橋 春 美

報告事項 2

令和4年1月14日 第9回競技運営専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ国体 競技別リハーサル大会の承認及び日程等の変更

1 趣旨

いちご一会とちぎ国体競技別リハーサル大会について、関係競技団体及び会場地市町村からの申請を受け、下記のとおり大会の承認及び日程等を変更するもの。

2 大会の承認

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、競技別リハーサル大会が中止となった以下の3競技3大会について、新たに大会の開催申請があった。

(1) バレーボール（ビーチバレーボール）【足利市】

大会名	競技会場	大会日程
第36回ビーチバレージャパン・第33回全日本ビーチバレー女子選手権栃木県予選会	足利市特設 ビーチバレーボール会場	令和4(2022)年 7月9日

(2) カヌー（スラローム・ワイルドウォーター）【塩谷町】

大会名	競技会場	大会日程
第77回国民体育大会カヌー競技リハーサル大会 (カヌースラローム・ワイルドウォーター)	鬼怒川特設カヌー競技場	令和4(2022)年 5月28日～29日

(3) トライアスロン【那須塩原市】

大会名	競技会場	大会日程
第5回全国高等学校トライアスロン選手権（2022/那須塩原）（いちご一会とちぎ国体トライアスロン競技リハーサル大会）	戸田調整池周辺 特設コース	令和4(2022)年 7月24日

3 日程等の変更

(1) スポーツクライミング 【壬生町】

大会名	競技会場	大会日程	
第9回日本学生スポーツクライミング対校選手権大会	壬生町総合運動場 特設会場	変更前	令和4(2022)年 6月10日～12日
		変更後	<u>令和4(2022)年 6月3日～5日</u>
【変更理由】 当該大会と国際大会（2022 FISU 世界大学スポーツクライミング選手権大会）の日程が重複することから、中央競技団体より日程変更の要望があったため。			

(2) 銃剣道 【壬生町】

大会名	会場		大会日程
いちご一会とちぎ国体 銃剣道競技リハーサル大会	変更前	栃木県立壬生高等学校 体育館	令和3(2021)年 8月22日
	変更後	<u>壬生町総合運動場 体育館</u>	<u>令和4(2022)年 6月19日</u>
【会場変更理由】 本大会の競技会場である栃木県立壬生高等学校体育館が、学校事業計画の都合上、借用できなかったため、壬生町総合運動場体育館で開催することとした。			
【大会日程変更理由】 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、延期とした当該大会の日程が決定したため。			

4 今後のスケジュール

令和4(2022)年5月～ 令和4年度競技別リハーサル大会開催

報告事項 3

令和4年1月14日 第9回競技運営専門委員会報告事項

いちご一会とちぎ国体 競技別リハーサル大会実施状況(令和3年度)

1 競技別リハーサル大会実施状況

令和3年度の競技別リハーサル大会は、44大会が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、感染防止対策を講じた上で、24大会が実施されたものの、19大会が中止、1大会が延期となった。

実施状況	競技(種目)
実施	陸上競技、水泳(アーティスティックスイミング、水球)、テニス、ボート、バレーボール(6人制)、体操(体操競技、新体操、トランポリン)、バスケットボール、レスリング、ソフトテニス、卓球、フェンシング、柔道、ソフトボール(足利市)、バドミントン、剣道、カヌー(スプリント)、アーチェリー、空手道、ボウリング、ゴルフ、高等学校野球(軟式)
中止	水泳(競泳)、サッカー、ホッケー、ボクシング、バレーボール(ビーチバレーボール)、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、軟式野球、相撲、ソフトボール(大田原市)、弓道、ライフル射撃(50m・10m、25m)、ラグビーフットボール、カヌー(スラローム・ワイルドウォーター)、なぎなた、トライアスロン
延期	銃剣道

2 競技別リハーサル大会一覧(日程順)

○ 令和3年度競技別リハーサル大会

2021.12.20

No.	競技・種目名		市町名	大会名	競技会場	実施予定日		備考
						開始日	終了日	
1	なぎなた		栃木市	第62回都道府県対抗なぎなた大会	関東ホーチキにしかた体育館 (栃木市西方総合文化体育館)	2021/5/22	2021/5/23	中止
2	高等学校野球	軟式	宇都宮市	令和3年度 第69回春季関東地区高等学校軟式野球大会	栃木県総合運動公園硬式野球場	2021/5/28	2021/6/2	
3	水泳	AS	宇都宮市	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	日環アリーナ栃木屋内水泳場 (栃木県総合運動公園屋内水泳場)	2021/5/30		
4	弓道		宇都宮市	第68回全日本勤労者弓道選手権大会	ユウケイ武道館 (栃木県総合運動公園武道館)	2021/6/4	2021/6/6	中止
5	カヌー	スラローム ワイルドウォーター	塩谷町	2021年関東カヌースラローム・ワイルドウォーター選手権大会 兼 第77回国民体育大会カヌー競技リハーサル大会 (SL・WW)	鬼怒川特設カヌー競技場	2021/6/5	2021/6/6	中止
6	水泳	水球	小山市	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	栃木県立温水プール館	2021/6/19	2021/6/20	
7	剣道		宇都宮市	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	ユウケイ武道館 (栃木県総合運動公園武道館)	2021/6/20		
8	空手道		小山市	第76回国民体育大会 関東ブロック大会 兼第52回関東空手道選手権大会	栃木県立県南体育館	2021/6/26	2021/6/27	
9	柔道		宇都宮市	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	ユウケイ武道館 (栃木県総合運動公園武道館)	2021/6/27		
10	カヌー	スプリント	栃木市	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	谷中湖特設カヌー競技場	2021/7/4		
11	ゴルフ		那須塩原市	第17回栃木県女子社会人アマチュアゴルフ選手権大会	塩原カントリークラブ	2021/7/8		
12	ボート		栃木市	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	谷中湖特設ボートコース	2021/7/10	2021/7/11	
13	アーチェリー		那須烏山市	第28回インターハイ記念大会	那須烏山市緑地運動公園多目的競技場	2021/7/10	2021/7/11	
14	体操	トランポリン	茂木町	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	茂木町民体育館	2021/7/11		
15	テニス		宇都宮市	第45回全日本都市対抗テニス大会	栃木県総合運動公園テニスコート	2021/7/15	2021/7/18	
16	体操	新体操	小山市	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	栃木県立県南体育館	2021/7/16	2021/7/17	
17	体操	体操競技	宇都宮市	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	日環アリーナ栃木メインアリーナ (栃木県総合運動公園メインアリーナ)	2021/7/17	2021/7/18	
18	ソフトテニス		那須塩原市	第66回 全日本実業団ソフトテニス選手権大会(男子) 第65回 全日本実業団ソフトテニス選手権大会(女子)	石川スポーツグラウンドくろいそ(那須塩原市くろいそ運動場)テニスコート	2021/7/23	2021/7/25	
19	ハンドボール		栃木市	第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント	マルワ・アリーナとちぎ (栃木市総合運動公園総合体育館)	2021/8/11	2021/8/14	中止
			下野市		日立栃木体育館			
			下野市		下野市石橋体育センター			
			野木町		野木町立野木中学校体育館			
20	ソフトボール		足利市	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	足利市総合運動場硬式野球場 足利市総合運動場軟式野球場	2021/8/14	2021/8/16	
21	陸上競技		宇都宮市	第94回関東陸上競技選手権大会	カンセキスタジアムとちぎ (栃木県総合運動公園陸上競技場)	2021/8/20	2021/8/22	
22	バレーボール	6人制	宇都宮市	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	宇都宮市体育館	2021/8/21	2021/8/22	
			佐野市		佐野市アリーナためま			
			鹿沼市		TKCいちごアリーナ (鹿沼総合体育館)			
23	バスケットボール		宇都宮市	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	日環アリーナ栃木メインアリーナ (栃木県総合運動公園メインアリーナ)	2021/8/21	2021/8/22	
24	相撲		大田原市	第60回全国教職員相撲選手権大会	栃木県立県北体育館	2021/8/22		中止
25	銃剣道		壬生町	いちご一会とちぎ国体銃剣道競技リハーサル大会	栃木県立壬生高等学校体育館	2021/8/22		延期
26	ラグビーフットボール		佐野市	第76回国民体育大会 関東ブロック大会	佐野市運動公園第1多目的球技場 佐野市運動公園陸上競技場 佐野市運動公園第2多目的球技場	2021/8/27	2021/8/29	中止
27	バレーボール	ビーチバレーボール	足利市	第4回関東ブロックジュニアビーチバレーボール大会	足利市特設ビーチバレーボール会場	2021/8/28	2021/8/29	中止

No.	競技・種目名		市町名	大会名	競技会場	実施予定日		備考
						開始日	終了日	
28	自転車	トラックレース	宇都宮市	第56回 全国都道府県対抗自転車競技大会	宇都宮競輪場	2021/9/3	2021/9/4	中止
		ロードレース	那須町		那須町特設ロードレースコース	2021/9/5		
29	セーリング		千葉県千葉市	高松宮妃記念杯第67回全日本実業団ヨット選手権大会 第23回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会 2021年全日本セーリング選手権大会	千葉市稲毛ヨットハーバー	2021/9/10	2021/9/12	中止
30	トライアスロン		那須塩原市	第4回 全国高等学校トライアスロン選手権	戸田調整池周辺特設コース	2021/9/12		中止
31	ホッケー		日光市	2021年度全日本社会人ホッケー選手権大会	今市青少年スポーツセンター人工芝競技場 日光市ホッケー場	2021/9/18	2021/9/22	中止
32	ソフトボール		大田原市	第73回全日本総合女子ソフトボール選手権大会	黒羽運動公園多目的運動場 美原公園野球場 美原公園第2球場	2021/9/18	2021/9/20	リハーサル大会としての開催を中止
33	ライフル射撃	50m、10m BR、BP	宇都宮市	令和3年度 全日本社会人ライフル射撃競技選手権大会	栃木県ライフル射撃場	2021/9/18	2021/9/20	中止
					栃木県総合教育センター体育館			
34	ライフル射撃	25m	宇都宮市	令和3年度 全国センター・ファイア・ピストル射撃競技大会	栃木県警察学校射撃場	2021/9/18	2021/9/19	中止
35	サッカー		宇都宮市	第57回全国社会人サッカー選手権大会	栃木県グリーンスタジアム 宇都宮市河内総合運動公園陸上競技場	2021/10/9	2021/10/13	中止
			真岡市		真岡市総合運動公園陸上競技場			
			矢板市		緑新スタジアムYAITA (矢板運動公園陸上競技場)			
					矢板運動公園サッカー場			
			那須塩原市		キョクトウ青木フィールド(那須塩原市青木サッカー場)グラウンドB			
			さくら市		さくら市総合公園さくらスタジアム			
			下野市		下野市大松山運動公園陸上競技場			
益子町	益子町南運動公園陸上競技場							
36	卓 球		鹿沼市	2021年全日本卓球選手権大会(団体の部)	TKCいちごアリーナ (鹿沼総合体育館)	2021/10/15	2021/10/17	
37	ボクシング		日光市	令和3年度 第73回全日本社会人ボクシング選手権大会 令和3年度 第20回全日本女子ボクシング選手権大会	日光市大沢体育館	2021/10/27	2021/10/31	中止
38	軟式野球		宇都宮市	第29回東日本軟式野球選手権大会	栃木県総合運動公園硬式野球場 宇都宮清原球場	2021/10/30	2021/11/2	リハーサル大会としての開催を中止
			日光市		日光市日光運動公園野球場			
			小山市		小山運動公園野球場			
			矢板市		矢板運動公園野球場			
			益子町		益子町北公園野球場			
39	水 泳	競 泳	宇都宮市	第4回[2021年度]日本社会人選手権水泳競技大会	日環アリーナ栃木屋内水泳場 (栃木県総合運動公園屋内水泳場)	2021/11/6	2021/11/7	リハーサル大会としての開催を中止
40	レスリング		足利市	第47回内閣総理大臣杯 令和3年度全日本大学レスリング選手権大会	足利市民体育館	2021/11/13	2021/11/14	
41	ウエイトリフティング		小山市	内閣総理大臣杯 第58回全日本社会人ウエイトリフティング選手権大会 レディースカップ 第13回全日本女子選抜ウエイトリフティング選手権大会	小山市立体育館	2021/11/19	2021/11/23	中止
42	バドミントン		大田原市	バドミントンS/JリーグⅡ2021大田原大会	栃木県立県北体育館	2021/11/18	2021/11/21	
43	ボウリング		足利市	内閣総理大臣杯・文部科学大臣杯 第50回全国都道府県対抗ボウリング選手権大会	足利スターレーン	2021/11/20	2021/11/23	
44	フェンシング		上三川町	第74回全日本フェンシング選手権大会(団体戦)	上三川町体育センター	2021/12/17	2021/12/19	

○ 令和4年度競技別リハーサル大会

No.	競技・種目名		市町村名	大会名	競技会場名(本大会)	実施予定日		備考
						開始日	終了日	
45	高等学校野球	硬 式	宇都宮市	令和4年度(第74回)春季関東地区高等学校野球大会	宇都宮清原球場	2022/5/28	2022/5/29	
46	馬 術		那須塩原市	いちご一会とちぎ国体馬術競技リハーサル大会	地方競馬教養センター	2022/6/4	2022/6/5	
47	スポーツクライミング	リード	壬生町	第9回日本学生スポーツクライミング対校選手権大会	壬生町総合運動場特設会場	2022/6/10	2022/6/12	中止
		ボルダリング						
48	水 泳	OWS	市貝町	栃木県オープンウォータースイミング2022 (いちご一会とちぎ国体水泳競技オープンウォータースイミングリハーサル大会)	塩田調整池特設オープンウォータースイミング競技場	2022/7/2	2022/7/3	

○ リハーサル大会を実施しない競技

No.	競技・種目名		市町村名	大会名	競技会場名(本大会)	実施予定日		備考
						開始日	終了日	
-	水 泳	飛 込	宇都宮市	実施しない	日環アリーナ栃木屋内水泳場 (栃木県総合運動公園屋内水泳場)	-		

報告事項 4

令和4年1月14日 第9回競技運営専門委員会決定事項

いちご一会とちぎ国体 練習会場の変更

1 変更の趣旨

いちご一会とちぎ国体練習会場について、市町実行委員会からの申請を受け、下記のとおり変更するもの。

2 変更について

会場地 市町村	競技名	練習会場名	
		変更前	変更後
小山市	空手道	栃木県立県南体育館 (サブアリーナ・柔剣道場)	栃木県立県南体育館 <u>(サブアリーナ・トレーニング室)</u>
		栃木県立小山高等学校 (第1体育館・第2体育館・柔剣道場)	栃木県立小山高等学校 (第1体育館・第2体育館・柔剣道場)
(変更理由) 会場施設を効率的に利用するため、諸室計画の見直しを行った結果、柔剣道場を選手・監督、競技役員の控室として使用し、トレーニング室を練習会場に変更することとした。			

会場地 市町村	競技名	練習会場名	
		変更前	変更後
大田原市	ソフトボール (少年女子)	佐久山運動場多目的運動場	佐久山運動場多目的運動場
		大田原市立金田南中学校校庭	大田原市立金田南中学校校庭
		大田原市立湯津上中学校校庭	大田原市立湯津上中学校校庭
		ふれあいの丘多目的広場	大田原市立奥沢小学校校庭
(変更理由) 施設の維持管理上、練習会場として使用することが困難になったため、練習会場を変更することとした。			

会場 地 市町村	競技名	練習会場名	
		変更前	変更後
益子町	軟式野球	益子町北公園多目的広場	益子町北公園多目的広場
			<u>益子町民センターグラウンド</u>
(変更理由) 1日最大6チームが練習会場を使用するが、各チームへの練習時間を十分に確保するため、練習会場を追加することとした。			

いちご一会とちぎ国体 練習会場【競技別】

【令和4(2022)年1月14日】

競技名(種目)	種別	会場地 市町村	競技会場名	練習会場予定施設	使用期間 (設営・撤去含)	管理 者	備考
○正式競技							
1 陸上競技	全種別	宇都宮市	カンセキスタジアムとちぎ (栃木県総合運動公園陸上競技場)	【競技会場と同じ】 栃木県総合運動公園第2陸上競技場 栃木県総合運動公園投てき場	10月2日～10月14日 10月2日～10月14日 10月2日～10月14日	県	
2 水泳	競泳	全種別	宇都宮市 日環アリーナ栃木屋内水泳場 (栃木県総合運動公園屋内水泳場)	【競技会場と同じ】 日環アリーナ栃木屋内水泳場 (栃木県総合運動公園屋内水泳場)(25m)	9月15日～9月20日	県	
	飛込	全種別		【競技会場と同じ】	9月11日～9月15日	県	
	AS	少年女子		【競技会場と同じ】	9月9日～9月12日	県	
	水球	少年男子 女子	小山市 栃木県立温水プール館	栃木県立小山市城南高等学校プール 栃木県立宇都宮東高等学校プール	9月9日～9月12日 9月9日～9月12日	県	市外施設
	OWS	男子・女子	市貝町 塩田調整池特設オープンウォータースイミング競技場	【競技会場と同じ】	9月8日～9月10日	他	
3 サッカー	成年男子	宇都宮市	栃木県グリーンスタジアム 宇都宮市河内総合運動公園陸上競技場	栃木県グリーンスタジアムサブグラウンド 宇都宮市河内総合運動公園多目的運動広場	9月29日～10月6日 9月29日～10月4日	県	
		さくら市	さくら市総合公園さくらスタジアム	さくら市鬼怒川運動公園 SAKURAグリーンフィールド	9月29日～10月3日 9月29日～10月3日	市	
		真岡市	真岡市総合運動公園陸上競技場 真岡市総合運動公園運動広場1	真岡市鬼怒自然公園多目的芝生広場	9月30日～10月8日	市	
		下野市	下野市大松山運動公園陸上競技場	別処山運動公園	9月29日～10月6日	市	
	少年男子	益子町	益子町南運動公園陸上競技場	真岡市きめわいわい広場	9月30日～10月6日	市	町外施設
		矢板市	緑新スタジアムYAITA (矢板運動公園陸上競技場) 矢板運動公園サッカー場	矢板中央高等学校東泉グラウンド リアンビレッジ矢板 (とちぎフットボールセンター)	10月1日～10月5日 10月1日～10月5日	他	
		那須塩原市	キョウトウ青木フィールド(那須塩原市青木サッ カー場)グラウンドB	キョウトウ青木フィールド(那須塩原市青木サッ カー場)	10月1日～10月4日	市	
	成年女子	宇都宮市	栃木県総合運動公園テニスコート 宇都宮市屋板運動場庭球場	帝京大学宇都宮キャンパス 庭球場	9月29日～10月4日	他	
		宮原運動公園庭球場			9月30日～10月4日	市	
	少年男子 少年女子						
4 テニス	全種別	栃木市	谷中湖特設ポートコース	【競技会場と同じ】	9月17日～10月15日	他	
5 ボート	全種別	日光市	今市青少年スポーツセンター人工芝競技場 日光市ホッケー場	今市青少年スポーツセンターサッカー場 今市青少年スポーツセンター陸上競技場	9月30日～10月8日 9月30日～10月8日	他	
6 ホッケー	全種別	日光市	日光市大沢体育館	日光市大沢地区センター駐車場敷	9月19日～10月15日	市	
7 ボクシング	成年男子 成年女子 少年男子	日光市	日光市大沢体育館	日光市大沢地区センター駐車場敷	9月19日～10月15日	市	
8 バレーボール	6人制	少年男子	宇都宮市 宇都宮市清原体育館 宇都宮市体育館	栃木県立宇都宮清陵高等学校東体育館 作新学院大学第一体育館 栃木県農業学校体育館 宇都宮市青少年活動センター(トライ東)体育館 国立大学法人宇都宮大学陽東キャンパス体育館	10月5日～10月11日 10月5日～10月11日 10月5日～10月11日 10月5日～10月11日 10月5日～10月11日	県 他 県 市 他	
		少年女子	佐野市	栃木県立県央産業技術専門学校体育館 佐野市運動公園市民体育館 佐野市立あそ野学園義務教育学校体育館	10月5日～10月11日 10月6日～10月11日 10月6日～10月11日	県 市 市	
		成年男子	佐野市	佐野市アリーナためま 佐野日本大学高等学校・中等教育学校講堂兼 総合体育館(ブラザ40)	10月6日～10月11日 10月6日～10月11日	他	
		成年女子	鹿沼市	TKOいちごアリーナ (鹿沼総合体育館)	10月5日～10月11日	県	
		少年男子 少年女子	足利市	足利市特設ビーチバレーボール会場	【競技会場と同じ】 9月2日～9月16日	市	
		ビーチバレーボール					
	体操競技	全種別	宇都宮市 日環アリーナ栃木メインアリーナ (栃木県総合運動公園メインアリーナ)	日環アリーナ栃木サブアリーナ (栃木県総合運動公園サブアリーナ) 宇都宮市体育館	9月1日～9月14日 9月8日～9月14日	県 市	メイン(男子)、サブ(女子)
		少年女子	小山市	小山市立体育館 栃木県立県南体育館(サブアリーナ)	9月14日～9月20日 9月15日～9月20日	市 県	
		トランポリン	男子・女子	茂木町 茂木町民体育館	【競技会場と同じ】 9月28日～10月12日	町	
10 バスケットボール	全種別	宇都宮市	日環アリーナ栃木メインアリーナ (栃木県総合運動公園メインアリーナ) 宇都宮市体育館 日環アリーナ栃木サブアリーナ (栃木県総合運動公園サブアリーナ)	栃木県立宇都宮白楊高等学校第2体育館 宇都宮市雀宮体育館 宇都宮市立陽南中学校体育館 宇都宮市立雀宮中学校体育館 栃木県立宇都宮中央女子高等学校第1体育館 栃木県立宇都宮北高等学校体育館 栃木県立宇都宮東高等学校体育館 宇都宮市立清原中学校体育館	9月30日～10月3日 9月28日～10月3日 9月30日～10月3日 9月30日～10月3日 9月30日～10月3日 9月30日～10月3日 9月30日～10月3日 9月30日～10月3日	県 市 市 市 県 県 県 市	
				足利市民体育館補助競技場 足利市立青葉小学校体育館 足利市民武道館	9月23日～10月9日 9月29日～10月6日 9月28日～10月7日	市 市 市	
				【競技会場と同じ】	9月30日～10月1日	市	県外開催
11 レスリング	成年男子 少年男子 女子	足利市	足利市民体育館	足利市民体育館補助競技場 足利市立青葉小学校体育館 足利市民武道館	9月23日～10月9日 9月29日～10月6日 9月28日～10月7日	市 市 市	
12 セーリング	全種別	千葉市	千葉市稲毛ヨットハーバー	【競技会場と同じ】	9月30日～10月1日	市	県外開催
13 ウエイトリフティング	成年男子 少年男子 女子	小山市	小山市立体育館	小山市立体育館駐車場敷	10月4日～10月11日	市	器具庫にアップ場10面
14 ハンドボール	全種別	栃木市	マルフ・アリーナとちぎ (栃木市総合運動公園総合体育館) 学校法人國學院大學栃木学園第二体育館 日立栃木体育館	栃木県立栃木商業高等学校第2体育館 栃木県立栃木女子高等学校体育館 栃木市大平体育館 栃木市大平南体育館	10月3日～10月8日 10月3日～10月8日 10月3日～10月8日 10月3日～10月8日	県 県 市 市	
				下野市立石橋中学校体育館 下野市立石橋小学校体育館 下野市立古山小学校体育館	10月4日～10月10日 10月4日～10月10日 10月4日～10月10日	市 市 市	
				栃木県立石橋高等学校体育館 野木町体育センター 野木町立野木第二中学校体育館	10月4日～10月10日 10月4日～10月8日 10月4日～10月8日	県 町 町	
			野木町	野木町立野木中学校体育館	10月4日～10月8日	町	
15 自転車	トラックレース	成年男子 少年男子 女子	宇都宮市 宇都宮競輪場	【競技会場と同じ】	9月29日～10月10日	市	
	ロードレース	那須町	那須町特設ロードレース・コース	練習会場なし	—	—	
16 ソフトテニス	全種別	那須塩原市	石川スポーツグラウンドくろいそ (那須塩原市くろいそ運動場)テニスコート	【競技会場と同じ】 キョウトウ三島スポーツパーク(那須塩原市三 島体育センター)テニスコート 那須野が原公園テニスコート	10月4日～10月10日 10月4日～10月10日 10月4日～10月10日	市 市 県	
				栃木県立鹿沼南高等学校体育館 鹿沼市立石川小学校体育館 鹿沼市立津田小学校体育館	9月28日～10月6日 9月28日～10月6日 9月28日～10月6日	県 市 市	
				鹿沼市立北犬飼中学校体育館	9月28日～10月6日	市	
17 卓球	全種別	鹿沼市	TKOいちごアリーナ (鹿沼総合体育館)	鹿沼市立北犬飼中学校体育館	9月28日～10月6日	市	

競技名(種目)		種別	会場地 市町村	競技会場名	練習会場予定施設	使用期間 (設営・撤去舎)	管理 者	備考						
18	軟式野球	成年男子	宇都宮市	栃木県総合運動公園硬式野球場 宇都宮清原球場	駒生運動公園野球場	10月4日～10月7日	市							
					清原南公園野球場	10月6日～10月10日	市							
					栃木県総合運動公園A球場	10月6日～10月10日	県							
					栃木県総合運動公園B球場	10月6日～10月10日	県							
					栃木県総合運動公園C球場	10月6日～10月10日	県							
			日光市	日光市日光運動公園野球場	日光市日光運動公園スポーツ広場	10月5日～10月7日	市							
			小山市	小山運動公園野球場	小山運動公園野球場A・B球場	10月5日～10月8日	市							
19	相撲	成年男子 少年男子	大田原市	栃木県立東北体育館	栃木県立東北体育館仮設練習場	8月29日～10月21日	県							
20	馬術	成年男子 成年女子 少年	那須塩原市	地方競馬教養センター	【競技会場と同じ】	10月3日～10月10日	他							
21	フェンシング	全種別	上三川町	上三川町体育センター	日産体育館 上三川町立上三川中学校体育館 上三川町立上三川小学校体育館	10月1日～10月5日 10月1日～10月5日 10月1日～10月5日	他 町 町							
22	柔道	成年男子 少年男子 女子	宇都宮市	ユウケイ武道館 (栃木県総合運動公園武道館)	栃木県立宇都宮高等学校武道場 栃木県立宇都宮南高等学校武道場 ユウケイ武道館第二道場 (栃木県総合運動公園武道館第二道場)	10月5日～10月10日 10月5日～10月10日 10月5日～10月11日	県 県 県							
23	ソフトボール	成年男子	大田原市	黒羽運動公園多目的運動場	川西運動場多目的運動場	10月5日～10月10日	市	雨天時:体育館						
					寒井運動場多目的運動場	10月5日～10月10日	市	雨天時:体育館						
					大田原市立黒羽中学校校庭	10月5日～10月10日	市	雨天時:屋内運動場						
					栃木県立黒羽高等学校校庭	10月5日～10月10日	県	雨天時:第2体育館						
		成年女子		美原公園野球場 美原公園第2球場	上石上公園野球場	10月5日～10月10日	市							
					野崎東町交流公園ソフトボール場	10月5日～10月10日	市							
					大田原市立野崎中学校校庭	10月5日～10月10日	市	雨天時:屋内運動場						
					栃木県立大田原高等学校校庭	10月5日～10月10日	県	雨天時:第1体育館						
		少年女子		大田原グリーンパーク	大田原市立石上小学校屋内運動場	10月6日～10月10日	市	雨天時練習場						
					佐久山運動場多目的運動場	10月5日～10月10日	市	雨天時:体育館						
					大田原市立金田南中学校校庭	10月5日～10月10日	市	雨天時:体育館						
					大田原市立湯津上中学校校庭	10月5日～10月10日	市	雨天時:屋内運動場						
少年男子	足利市	足利市総合運動場硬式野球場 足利市総合運動場軟式野球場	大田原市立奥沢小学校校庭	10月5日～10月10日	市	雨天時:屋内運動場								
			足利市渡良瀬運動場(A～F面)	10月5日～10月10日	市									
			毛野体育館	10月5日～10月10日	市	雨天時用								
			三重体育館	10月5日～10月10日	市	雨天時用								
24	バドミントン	全種別	大田原市	栃木県立東北体育館	足利市民体育館	10月7日～10月10日	市	雨天時用						
					大田原体育館	10月5日～10月10日	市							
					黒羽体育館	10月5日～10月9日	市							
					大田原西地区公民館体育館	10月6日～10月9日	市							
					大田原市立大田原小学校屋内運動場	10月5日～10月9日	市							
					大田原市立西原小学校屋内運動場	10月6日～10月10日	市							
					大田原市立大田原中学校屋内運動場	10月5日～10月10日	市							
					大田原市立金田北中学校屋内運動場	10月5日～10月9日	市							
					栃木県立那須拓陽高等学校第1体育館	10月5日～10月8日	県	市外施設						
					栃木県立那須清峰高等学校第2体育館	10月5日～10月8日	県	市外施設						
					25	弓道	近的 遠的	全種別	宇都宮市	ユウケイ武道館 (栃木県総合運動公園武道館)	【競技会場と同じ】	8月22日～9月19日	県	
					26	ライフル射撃	50m、10m	全種別	宇都宮市	栃木県ライフル射撃場	【競技会場と同じ】	9月17日～10月18日	県	
BR、BP	少年男子 少年女子	栃木県総合教育センター体育館	【競技会場と同じ】	9月25日～10月12日			県							
25m	成年男子													
27	剣道	全種別	宇都宮市	ユウケイ武道館 (栃木県総合運動公園武道館)	栃木県立宇都宮高等学校西体育館 栃木県立宇都宮高等学校東体育館 宇都宮市明保野体育館 ユウケイ武道館第二道場 (栃木県総合運動公園武道館第二道場)	9月30日～10月5日 9月30日～10月5日 9月30日～10月4日 9月30日～10月5日	県 県 市 県							
28	ラグビーフットボール	全種別	佐野市	佐野市運動公園第1多目的球技場 佐野市運動公園陸上競技場 佐野市運動公園第2多目的球技場	佐野市田沼グリーンスポーツセンター 佐野市運動公園野球場 佐野市運動公園第1多目的球技場 佐野市運動公園第2多目的球技場 佐野市中運動公園	9月29日～10月7日 9月29日～10月7日 9月29日～10月7日 9月29日～10月7日 9月29日～10月7日	市 市 市 市 市							
29	スポーツクライミング	リード ボルダリング	全種別	壬生町	壬生町総合運動場特設会場	壬生町総合運動場特設会場仮設テント 壬生町総合運動場特設会場仮設テント	9月24日～10月5日 9月24日～10月5日	町 町						
30	カヌー	スプリント	全種別	栃木市	谷中湖特設カヌー競技場	【競技会場と同じ】	9月17日～10月15日	他						
		スラローム ワイルドウォーター	成年男子 成年女子	塩谷町	鬼怒川特設カヌー競技場	【競技会場と同じ】	10月2日～10月10日	他						
31	アーチェリー	全種別	那須烏山市	那須烏山市緑地運動公園多目的競技場	那須烏山市緑地運動公園野球場	10月5日～10月10日	市							
32	空手道	全種別	小山市	栃木県立県南体育館	栃木県立県南体育館(サブアリーナ・トレーニング室)	9月29日～10月5日	県							
33	銃剣道	成年男子 少年男子	壬生町	栃木県立壬生高等学校体育館	栃木県立小山高等学校(第1体育館、第2体育館、柔剣道場)	9月29日～10月2日	県							
		壬生町立壬生小学校体育館 壬生町立藤井小学校体育館			10月5日～10月11日 10月5日～10月11日	町 町								
34	なぎなた	成年女子 少年女子	栃木市	関東ホーチキにしかた体育館 (栃木市西方総合文化体育館)	栃木市都賀南部コミュニティセンター 栃木市木コミュニティセンター	9月30日～10月4日 9月30日～10月4日	市 市							
35	ボウリング	全種別	足利市	足利スターレーン	【競技会場と同じ】	10月1日～10月12日	他							
36	ゴルフ	成年男子 少年男子 女子	那須塩原市	ホウライカントリー倶楽部 西那須野カントリー倶楽部 塩原カントリークラブ	【競技会場と同じ】	10月4日～10月7日	他	競技会場付帯施設利用(20打席)						
		【競技会場と同じ】			10月4日～10月7日	他	競技会場付帯施設利用(15打席)							
		【競技会場と同じ】			10月4日～10月7日	他	競技会場付帯施設利用(20打席)							
37	トライアスロン	成年男子 成年女子	那須塩原市	戸田調整池周辺特設コース	三和住宅にしないすのスポーツプラザ(にしないすの運動公園)プール 三和住宅にしないすのスポーツプラザ(にしないすの運動公園)多目的運動場	9月30日～10月2日 9月30日～10月2日	市 市							

報告事項 5

令和4年1月14日 第9回競技運営専門委員会審議事項

いちご一会とちぎ国体本大会中央競技役員数及び同所要経費基準（案）

第77回国民体育大会本大会中央競技役員数及び同所要経費基準について、次のとおりとする。

1 中央競技役員数

競 技 名	人 数
1 陸上競技	25
2 競泳	20
飛込	12
水球	12
アーティスティックスイミング	18
オープンウォータースイミング	7
3 サッカー	70
4 テニス	6
5 ボート	20
6 ホッケー	28
7 ボクシング	42
8 バレーボール	9
ビーチバレーボール	6
9 体操競技	50
新体操	15
トランポリン	15
10 バスケットボール	44
11 レスリング	55
12 セーリング	30
13 ウエイトリフティング	12
14 ハンドボール	38
15 自転車	22
16 ソフトテニス	8
17 卓球	7
18 軟式野球	8

競 技 名	人 数
19 相撲	21
20 馬術	33
21 フェンシング	38
22 柔道	35
23 ソフトボール	16
24 バドミントン	13
25 弓道	1
26 ライフル射撃 (25m)	8
ライフル射撃 (50m、10m、BR、BP)	25
27 剣道	30
28 ラグビーフットボール	9
29 スポーツクライミング	18
30 カヌー (SP)	21
カヌー (SL、WW)	23
31 アーチェリー	6
32 空手道	49
33 銃剣道	18
34 なぎなた	26
35 ボウリング	13
36 ゴルフ	13
37 トライアスロン	9
38 高等学校野球 (硬式)	3
高等学校野球 (軟式)	3
合 計	1,010

2 中央競技役員所要経費基準

(1) 交通費

ア 運賃は、各競技役員が居住する都道府県の県庁所在地最寄り駅から、各競技会場所在地最寄り駅間を原則とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定する。

イ 急行・特急料金及び航空賃は、「栃木県職員等の旅費に関する条例」に準ずる。

(2) 宿泊費及び諸費

ア 宿泊費

第77回国民体育大会宿泊要項で定める料金×宿泊日数

イ 諸費

2,200円×(宿泊日数+1日)

※ 宿泊日数は、原則として、競技日数に1日を加えた日数を上限とする。

※ ただし、総合開会式日前日に監督会議、代表者会議等がある競技や、競技開始日の前々日以前に中央競技役員としての業務がある競技は、従事日数に応じて支給する。

※ 入湯税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税を加算する。

3 今後のスケジュール

令和4(2022)年3月 (公財) 日本スポーツ協会第4回国体委員会において審議・決定

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 いちご一会広場売店等設置運営要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体及びいちご一会とちぎ大会（以下「国体・大会」という。）の開催に当たり、来県する各選手団や大会関係者をはじめとする多くの方々に本県の食・特産品や観光地などの魅力を発信するため、いちご一会とちぎ国体いちご一会とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が設置する売店等について、必要な事項を定める。

2 設置場所及び期間

(1) いちご一会広場

ア 開・閉会式会場（国体・大会共通）

設置場所	設置期間（運営日）	
	国体期間	大会期間
	10/1(土)～10/11(火)	10/29(土)～10/31(月)
栃木県総合運動公園（宇都宮市）	○	○

イ 競技会場（大会） 10市16会場

※は栃木県総合運動公園の中央広場の「いちご一会広場」に設置する。

設 置 場 所	設置期間（運営日）		
	大会期間		
	10/29(土)	10/30(日)	10/31(月)
カンセキスタジアムとちぎ ※ (栃木県総合運動公園陸上競技場) (陸上競技【身・知】／宇都宮市)	○	○	○
日環アリーナ栃木 屋内水泳場 ※ (栃木県総合運動公園屋内水泳場) (水泳【身・知】／宇都宮市)	○	○	○
那須烏山市緑地運動公園多目的競技場 (アーチェリー【身】／那須烏山市)	—	○	—
TKCいちごアリーナ (鹿沼総合体育館) (卓球【身・知・精】 (サント、テニス【身】を含む)／鹿沼市)	○	○	○
栃木市総合運動公園陸上競技場 (フライングディスク【身・知】／栃木市)	○	○	○

足利スターレーン (ボウリング【知】／足利市)	○	○	—
三和住宅にしなすのスポーツプラザ (にしなすの運動公園) (ボッチャ【身】／那須塩原市)	○	○	—
日環アリーナ栃木 メインアリーナ ※ (栃木県総合運動公園メインアリーナ) (バスケットボール【知】／宇都宮市)	○	○	—
栃木県立県南体育館 (車いすバスケットボール【身】／小山市)	○	○	—
美原公園野球場・第2球場 (ソフトボール【知】／大田原市)	○	○	—
宇都宮市屋板運動場運動広場 (グラントフトボール【身】／宇都宮市)	○	○	—
宇都宮市清原体育館 (バレーボール【身】／宇都宮市)	○	○	—
宇都宮市体育館 (バレーボール【知】／宇都宮市)	○	○	—
佐野市アリーナたぬま (バレーボール【精】／佐野市)	○	○	—
真岡市総合運動公園陸上競技場 運動広場1 (サッカー【知】／真岡市)	○	○	○
足利市総合運動場硬式野球場 軟式野球場 (フットベースボール【知】／足利市)	○	○	—

(2) ドリンク売店

設置場所	設置期間（運営日）			
	国体開会式	国体閉会式	大会開会式	大会閉会式
	10/1(土)	10/11(火)	10/29(土)	10/31(月)
カンセキスタジアムとちぎ (栃木県総合運動公園陸上競技場) 内の指定場所（宇都宮市）	○	○	○	○

3 開設時間

売店等の開設時間は、原則、午前9時から午後5時までとする。ただし、県実行委員会が必要に応じ、開設時間を変更することができるものとする。

4 取扱商品及びサービス

売店等で取り扱う商品及びサービスは、次の範囲内とする。

- (1) 国体・大会関連グッズ（両大会マスコット「とちまるくん」等のデザインを使用した商品で、県実行委員会の使用承認を受けているもの。）
- (2) 栃木県の魅力を発信する食品・飲料
 - ア 簡易な調理を行う食品・飲料（調理する食品は、あらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等で下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。）
 - イ 調理加工を行わない食品・飲料（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、同法に基づく適正な表示がなされているものであること。）
- (3) 栃木県の魅力を発信する特産品・土産品
- (4) スポーツ用品
- (5) 宅配
- (6) 記念切手・記念硬貨等
- (7) 国体パートナー、オフィシャルスポンサーの製品及びサービス
- (8) 日本スポーツ協会の製品及びサービス
- (9) 日本パラスポーツ協会の製品及びサービス
- (10) 大会特別協賛企業の製品及びサービス
- (11) 栃木県政及び栃木県内市町政のPR（ただし、栃木県及び栃木県内市町の魅力を発信するものに限る。）
- (12) 県内の障害福祉団体、特別支援学校、障害福祉サービス事業所等の製品及び活動PR
- (13) 県内の学校の製品等（学校の授業計画に基づき学生が生産・製作等したものに限る。）
- (14) その他県実行委員会が必要と認めるもの

5 出店者の条件

売店等に出店しようとする者（以下「出店希望者」という。）は、次の全ての条件を満たす者とする。なお、売店等の運営は、栃木県暴力団排除条例（平成22年10月19日栃木県条例第30号）の主旨に従い、実施することとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 県内に店舗等を有する者であって、申請時において1年以上の営業を継続している者
 - イ 県内に事業所、工場等を有する企業であって、申請時において1年以上の事業を継続している企業
 - ウ 「4 取扱商品およびサービス」の（1）、（2）及び（3）を製造または販売している者
 - エ 国体パートナー及びオフィシャルスポンサー
 - オ 日本スポーツ協会
 - カ 日本パラスポーツ協会
 - キ 大会特別協賛企業
 - ク 行政機関
 - ケ 県内の障害福祉団体及び障害福祉サービス事業所等

コ 県内の学校

サ その他県実行委員会が特に認める者

- (2) 出店申請書の提出日時点において、県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと
- (3) 申請日から起算して過去1年以内に、関係法令等の違反による処分を受けていない者
- (4) 出店を申請する者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「配偶者」という。）を含む。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）でないこと
- (5) 出店を申請する者が、反社会的勢力に従業員等として使用、または雇用していないこと
- (6) 出店を申請する者が、反社会的勢力にみかじめ料等の名目の如何を問わず、金品を提供しないこと
- (7) 出店を申請する者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (8) 原則として、各設置期間を通して出店できる者
- (9) 売店等出店許可申請書等の提出書類や出店者への質問等で県実行委員会が審査し、許可を得た者

6 食品を販売する出店者の条件

食品を販売する出店希望者については、「5 出店者の条件」に定めるもののほか、次の条件を満たす者とする。なお、食品を販売する売店等の出店者の選定については、設置場所を所管する保健所等と十分に調整を行うものとする。

- (1) 食品衛生関係法令に基づく許可等を必要とする営業にあつては、当該許可を受けまたは届出を行っている者
- (2) 申請日から起算して過去1年以内に、食中毒の発生等による行政処分歴がないこと

7 出店料

- (1) 物品の販売およびサービスの有償提供等を行う出店者は、県実行委員会に出店料を納入しなければならない。なお、出店料は次のとおりとする。

ア 国体・大会 開・閉会式会場いちご一会広場

設置期間（運営日）		出店料 (1小間・1日当たり)
国体	令和4(2022)年10月1日(金)～10月11日(火)	2,600円
大会	令和4(2022)年10月29日(土)～10月31日(月)	

イ とちぎ大会 各競技会場いちご一会広場

設置期間（運営日）	出店料 （1小間・1日当たり）
令和4(2022)年10月29日(土)～10月31日(月) ＜各競技会場の運営日は、上記2（2）のとおり＞	2,600円

※1 上記出店料は、1小間（テント【間口 5.4 m×奥行 3.6 m】の2分の1）当たりの金額である。

※2 出店料には電源1.5kWまでの電気使用料を含むものとし、これを超える電気使用については、1.5kWごとに1,000円を追加で徴収する。

なお、1小間当たりの上限はアの栃木県総合運動公園は4.5kWまでとし、イの各競技会場については、全体の電力容量を鑑みて県実行委員会が決定する。

※3 2小間以上の出店料は、上記出店料×小間数とする。

（例：2小間で3日間出店→2,600円×2小間×3日＝15,600円）

ウ ドリンク売店

設置期間（運営日）	出店料（1箇所）
国体開会式：令和4(2022)年10月1日(土)	2,600円
国体閉会式：令和4(2022)年10月11日(火)	
大会開会式：令和4(2022)年10月29日(土)	
大会閉会式：令和4(2022)年10月31日(月)	

（2） 次に該当する者は、出店料を免除することができる。

ア 行政機関

イ 県内の障害福祉団体および障害福祉サービス事業所等

ウ 県内の学校

エ 日本スポーツ協会

オ 日本パラスポーツ協会

カ 大会特別協賛企業

キ その他県実行委員会が特に認める者

（3） 国体パートナー及びオフィシャルスポンサーは、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会企業協賛制度に基づく特典として、県実行委員会が指定した小間数内で出店料を納入することなく出店できるものとする。

（4） 荒天その他特別な事情により、設置期間中の全部または一部について売店の営業を行うことができなかった場合、県実行委員会は、出店料の全部または一部を返還するものとする。

なお、出店者の都合により営業を行うことができない場合は、理由に関わらず、出店料の返還は行わない。

（5） 売店等の運営に要する費用は、出店者が負担するものとする。

8 売店等の設置備品

売店等の1小間当たりの設置備品のうち、以下に掲げるものは県実行委員会が準備する。

(1) いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 開・閉会式会場いちご一会広場

- ア テント（間口5.4m×奥行3.6m）：2分の1
- イ 長机：3台
- ウ パイプイス：4脚
- エ 飛沫防止透明シート：一式
- オ 吊看板：1枚
- カ 電源：2口コンセント（100V・使用電力1.5kW以内）

※電気を必要とする出店者のみ。

キ 簡易流し台

※飲食物を提供する出店者のうち、広場内での調理を行う出店者のみ。

ク 会場内に共用の給排水設備を設置する。

(2) とちぎ大会 各競技会場いちご一会広場

※原則として次のとおりとするが、各競技会場の特性により異なる場合がある。

- ア テント（間口5.4m×奥行3.6m）：2分の1
- イ 長机：3台
- ウ パイプイス：4脚
- エ 飛沫防止透明パネル：一式
- オ 吊看板：1枚

※給排水、電源・照明等の設備は各競技会場の状況を勘案し、県実行委員会が決定する。

なお、既設設備が使える場合は、別途当該施設の利用規定によるものとする。

(3) ドリンク売店

※テーブル、パイプイス、どぶづけ、ポリタンク等の備品は県実行委員会が準備するが、内容は設置位置により異なる。

9 出店の場所

売店等の出店場所は、県実行委員会が指示するものとする。

10 出店申請

出店希望者は、売店等出店許可申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、県実行委員会に提出しなければならない。なお、申請時期、方法等については、県実行委員会が会場ごとに別に定める。

- (1) 出店申請者の概要・出店計画書（別紙1）
- (2) 営業許可証（写）または 収受印が押印された営業許可申請書（写）
- (3) 売店責任者及び従業員の本人確認書類（写）（免許証、パスポートなど顔写真付きのもの）
- (4) 持ち込み機器等調査票（別紙2）
- (5) 誓約書兼承諾書（別紙3）
- (6) 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証する証明書

11 出店者の選定及び出店許可書の交付

- (1) 県実行委員会は、本要項に基づき、営業経験や出店実績等を考慮し、出店が適当であると認めた者を出店者として選定する。その際、県実行委員会は、出店を申請する者またはその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとする。
- (2) 県実行委員会は出店を許可する際、「7 出店料」の(2)及び(3)に該当しない者に対しては、売店等出店料納入通知書(様式第2号)を送付し、納入期限までに県実行委員会が指定する方法で出店料を納入した者に限り、出店を許可するものとする。なお、出店料納入後、出店料の返還を求めることはできないものとする。
- (3) 県実行委員会は、出店を許可したときには、売店等出店許可書(様式第3号)を当該出店申請者に交付するものとする。
- (4) 出店を許可しないときは、当該申請者に対し、その旨を文書にて通知するものとする。

12 許可の取り消し

県実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店等出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は県実行委員会に対して、損害賠償を請求することができないものとする。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店等出店許可書の交付を受けた者が、虚偽の申請を行ったことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指導に従わなかったとき。
- (4) その他県実行委員会が売店等の管理運営において不適当と認めるとき。

13 保健所への届出

- (1) 食品を販売する出店者は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会食品衛生対策実施要領(以下「要領」という。)に基づき検便検査を受け、その結果の写しを県実行委員会に提出するものとする。
- (2) 県実行委員会は、食品を販売する出店者に対し出店を許可したときは、本要項に定める必要な計画書および検便検査結果の写しを所管の保健所に提出するものとする。

14 設置基準

- (1) 食品を販売する売店
 - ア 『食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項』を遵守できるような必要な設備を設置すること。
 - イ 現場で簡易な調理を行う場合は、所管の保健所等の基準に従い、蛇口付きポリタンク等で手洗い設備を設置すること。
 - ウ 食品衛生関係法等の基準に従い、陳列、保管、または冷蔵設備(温度計で確認できるが十分であり、かつ、容器包装等により、汚染防止の設置をすること。
 - エ 廃棄物容器は有蓋の耐久性材料のものを備え、常に清潔にしておくこと。
- (2) その他の売店

取扱商品については、商品の内容が明瞭に識別できるよう、売店の規模に応じ陳列設備

を設けること。

15 管理責任

売店等における販売品、販売備品及び金銭の管理は営業時間に関わらず出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、県実行委員会は一切その責任を負わないものとする。

16 禁止事項

出店者及び従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること、または売店の管理運営を委任すること。
- (2) 火気を使用すること。ただし、県実行委員会が特に認めた場合を除く。
- (3) いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会開・閉会式等会場管理運営要綱で定める持込禁止物を持ち込み、または、同要綱で定める禁止行為を行うこと。ただし、県実行委員会が特に認めた場合を除く。
- (4) 商品を不当な価格で販売すること。
- (5) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (6) 拡声器または音響器具類を使用すること。
- (7) アルコール飲料を販売（試飲を含む。）すること。ただし、土産・特産品等として県実行委員会が認めた場合を除く。
- (8) 危険物を販売すること。
- (9) 許可された商品以外のものを販売すること。
- (10) その他大会運営に支障を及ぼす行為をすること。

17 出店者及び従業員の遵守事項

出店者及び従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 県実行委員会が開催する出店者説明会に出席すること。
- (2) 売店等出店許可書を店頭の見やすい場所に提示すること。
- (3) 搬入出に使用する車両には、別途交付される通行許可証を指示された位置に掲げること。
- (4) 従業員は県実行委員会が発行するIDカード等を着用し、服装は清潔なものを着用すること。
- (5) 売店等の設置、撤去及び荷物の搬入、搬出の時期については、県実行委員会の指示に従うこととし、商品等の搬入、陳列 および 搬出は、大会運営に支障のないよう必ず定められた時間内に行うこと。
- (6) 接客に当たっては、好感を与えるように親切丁寧を心がけること。
- (7) 売店の装飾は販売品等を表示する看板を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (8) 販売品には、関係法令等の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。

- (9) 各売店等の清掃は、各出店者が責任を持って行い、店内にゴミ箱を設置し、排出したゴミ（販売した飲食の使い捨て容器を含む。）は各出店者が持ち帰り処分すること。
- (10) 県実行委員会が認める火気を使用する売店にあつては、消火器等の設置による防災対策を講じること。
- (11) 弁当類を販売する売店にあつては、保冷库等による保冷措置を講じること。
- (12) 食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、当該区域を管轄する保健所の食品衛生監視員の指導に従うこと。
- (13) 県実行委員会が許可した機器以外は使用しないこと。
- (14) 天候の悪化等の事情により、県実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去命令を出した場合は、その指示に従うこと。
- (15) 出店申請後に従業員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに県実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類を添付すること。
- (16) 新型コロナウイルス感染拡大対策として、「いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン」、業種ごとのガイドライン等を遵守すること。
- (17) 販売員や提供者は手指消毒を徹底した上で、マスク・手袋（運営に支障がある場合は除く。）の着用や、出店場所へのビニールカーテン・アクリルボードの設置、精算担当者と商品受け渡し担当者を分け、金銭のやり取りをトレーを介して行うなど、可能な限りの感染症予防策を講じること。
- (18) 試食・試着は必要最小限の範囲とし、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で行うこと。
- (19) 飲食物を提供する食器や箸、土産物品の包装等に紙製品やバイオマスプラスチックなどのエコ素材を活用するなど、「環境に配慮した いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会推進宣言」を最大限反映した取組を行うこと。
- (20) 売店等の出店に関しては、本要項のほか、関係法令及び県実行委員会が制定する関係要綱等を遵守すること。
- (21) その他売店監督員及び県実行委員会の指示に従うこと。

18 売店監督員及び売店責任者

- (1) 売店監督員
 - ア 県実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
 - イ 売店監督員は現地を巡回し、売店の管理運営について指導するものとする。
- (2) 売店責任者
 - ア 出店者は、当該従業員のうちから売店責任者を定め、現場に常駐させるものとする。
 - イ 売店責任者は、当該売店の管理運営について従業員を指導し、販売等が適正に行われるよう努めるものとする。特に、食品を販売する売店にあつては、衛生管理に十分配慮するものとする。また、売店監督員から指示があった場合は、これに従わなければならない。

19 販売実績の報告

出店者は、売店等における金銭の出納に係る全ての責任を負うこととし、販売実績を県実行委員会に報告するものとする。

20 事故等の処理

売店内で事故等が発生したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告し、売店監督員は県実行委員会、関係機関等に連絡するとともにその指示に従い事故処理に当たるものとする。

21 損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、会場内の施設または第三者に損害を与えたときは、賠償の責任を負うものとする。

22 補填及び補償

- （１） 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を県実行委員会に請求することはできない。
- （２） 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など 県実行委員会が予測できない理由により出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を県実行委員会に請求することはできない。

23 原状回復

出店者は、出店許可期間終了後直ちに原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。

24 その他

この要項について疑義が生じた場合または定めのない事項については、県実行委員会が関係者と協議の上、定めるものとする。

附 則

この要項は、令和3(2021)年12月23日から施行する。

いちご一会とちぎ国体 馬事衛生対策要項の一部改正について

1 改正の趣旨

令和 3（2021）年 4 月 1 日、「公益社団法人日本馬術連盟 馬インフルエンザ予防接種実施要領」が改正され、輸入馬に係る取扱いが明記されたところである。

これに伴い、「いちご一会とちぎ国体 馬事衛生対策要項」について、所要の改正を行うもの。

2 主な改正点

馬インフルエンザ予防接種基準に関し、輸入馬に係る取扱いを明記する。

3 新旧対照表

（下線の部分が改正部分）

改正案	現 行
3 防疫対策 （2）防疫検査 家畜防疫員は、参加馬が会場に到着したとき、家畜伝染病予防法施行規則による「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」及び「日本馬術連盟乗馬登録証」の提示を求め、馬インフルエンザ予防接種に係る次の基準を満たしていることを確認する。 なお、基準を満たしていない馬は入厩させないものとする。 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ <u>輸入馬は、輸入後にワクチン接種を基礎接種から始めることが望ましい。</u> <u>ただし、輸入前の接種歴の写しが添付され、獣医師がその接種歴を証明している場合は、接種歴として認める。</u>	3 防疫対策 （2）防疫検査 家畜防疫員は、参加馬が会場に到着したとき、家畜伝染病予防法施行規則による「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」及び「日本馬術連盟乗馬登録証」の提示を求め、馬インフルエンザ予防接種に係る次の基準を満たしていることを確認する。 なお、基準を満たしていない馬は入厩させないものとする。 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ <u>（新設）</u>

いちご一会とちぎ国体 馬事衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体 衛生基本計画に基づき、馬術競技参加馬（以下「参加馬」という。）の防疫、健康管理、輸送等馬事衛生対策に関し必要な事項を定める。

2 業務の実施主体

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及びいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会（以下「市委員会」という。）は、馬術競技会場（以下「会場」という。）に馬事衛生本部を設置し、関係機関・団体等の協力を得て、馬事衛生対策を実施する。

3 防疫対策

（1）家畜防疫員の配置

参加馬の防疫に万全を期すため、馬事衛生本部に、家畜防疫員（家畜伝染病予防法第 53 条第 3 項に定める家畜防疫員をいう。）を配置する。

（2）防疫検査

家畜防疫員は、参加馬が会場に到着したとき、家畜伝染病予防法施行規則による「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」及び「日本馬術連盟乗馬登録証」の提示を求め、馬インフルエンザ予防接種に係る次の基準を満たしていることを確認する。

なお、基準を満たしていない馬は入厩させないものとする。

ア 基礎接種として、初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・2 か月以内に 2 回目のワクチン接種を行うこと。補強接種については、基礎接種（2 回目）から 7 か月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は 1 年以内に継続的に補強接種を受けていること。以上が満たされていない場合は、再度基礎接種から実施していること。

イ 平成 20（2008）年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬は、基礎接種の後の最初の補強接種は 1 年以内であれば可とする。また、2 回の基礎接種の間隔は、2 週間以上 2 か月以内であれば可とする。

ウ 入厩する 6 か月＋21 日以内に補強接種又は基礎接種（2 回目）を受けていること。

エ 入厩する前 1 週間以内のワクチン接種は接種歴として認めない。

オ 輸入馬は、輸入後にワクチン接種を基礎接種から始めることが望ましい。ただし、輸入前の接種歴の写しが添付され、獣医師がその接種歴を証明している場合は、接種歴として認める。

（3）厩舎地区

馬事衛生本部は、会場内に厩舎地区（厩舎等が設置され、柵等により他から区分された区域をいう。）を設け、衛生的に管理する。

厩舎地区には、厩舎のほか汚物堆積場その他参加馬の健康管理等に必要な施設等を設置する。

(4) 消毒及び衛生害虫駆除

馬事衛生本部は、馬降所（馬運車を停車させ、参加馬の積み降ろしを行う場所をいう。）への入場口付近、並びに厩舎地区及び厩舎の出入口に、入場する車両及び立ち入る者の消毒を行うため、消毒設備を設置するとともに、厩舎地区の害虫駆除を行う。

ア 厩舎の消毒

厩舎の消毒は、参加馬の到着前5日以内及び退厩後直ちに行う。

イ 馬降所に入場する車両の消毒

馬運車等馬降所に入場する車両の消毒は、車両が会場に到着したときに行う。

ウ 厩舎に立ち入る者の消毒

厩舎に立ち入る者に、厩舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を行わせる。

エ 衛生害虫等の駆除

厩舎及び汚物堆積場に殺虫剤を散布し、衛生害虫の発生予防及び駆除に努める。

(5) 立入りの制限

厩舎地区及び馬降所を、家畜伝染病予防法施行規則に定める衛生管理区域とし、立入りは定められた出入口からのみとするとともに、立ち入る者は、あらかじめ市委員会が配付する「入厩許可証」を身につけるものとする。

(6) 伝染性疾病発生時の対応

救護獣医師（参加馬の傷病の発生に対し、応急処置及び救急の治療にあたる獣医師（次に掲げる外来獣医師を除く）をいう。）、外来獣医師（必要に応じて参加都道府県が帯同する獣医師をいう。）、及びホースマネージャー（参加馬の管理に係る参加都道府県の責任者をいう。）は、参加馬に伝染性疾病を疑う事例が発生した場合は、直ちに馬事衛生本部に通報するとともに、その指示に従う。

馬事衛生本部は、家畜伝染病予防法に基づき、栃木県知事に速やかに届け出るとともに、まん延の防止のために必要な措置を講じる。

(7) 隔離厩舎の設置

伝染性疾病を発症（疑う事例も含む。）した参加馬を隔離するため厩舎地区外に隔離厩舎を設置する。

4 参加馬の健康管理

(1) 健康検査

家畜防疫員は、参加馬が入厩する前及び退厩する前に、馬降所等で健康検査を実施する。検査は、視診、聴診、打診、及び触診等による一般検査とする。ただし、家畜防疫員が必要と認める時は、血液、尿等の特殊検査を実施する。

(2) 健康観察

ホースマネージャーは、入厩期間（参加馬が厩舎に入厩している期間をいう。）中、毎日、管理する参加馬の健康観察及び体温測定を行い、異常の早期発見に努める。

異常が認められる場合には、救護獣医師又は外来獣医師に通報するとともに、家畜防疫員の指示に従う。

(3) 馬診療

馬事衛生本部は、参加馬の傷病発生等に対処するため、令和4（2022）年10月3日（月）から令和4（2022）年10月10日（月）までの間、厩舎地区に馬診療所を設置し、救護獣医師を配置する。

ア 診療時間

馬診療所の診療時間は、昼間及び夜間とする。

イ 診療費用

診療に要した費用は、参加都道府県の負担とし、原則として、馬診療所において支払うものとする。

ウ 移送

救護獣医師は、必要に応じて獣医療機関へ移送する等適切な措置を講じるものとする。
なお、移送に要した経費は、参加都道府県の負担とする。

エ 実績等の報告

救護獣医師は、診療業務の実績等を「診療簿」（様式1）、「診療日報」（様式2）、及び「診療実績書」（様式3）により、診療日翌朝までに馬事衛生本部長に報告する。

オ 外来獣医師による診療活動

外来獣医師は、入厩期間中に診療活動を行う場合には、診療前に「外来獣医師診療届」（様式4）を、診療後に「外来獣医師診療報告書」（様式5）を、馬事衛生本部長を經由して獣医師団長に提出する。

(4) 装蹄

馬事衛生本部は、参加馬の落鉄等に対応するため、令和4（2022）年10月3日（月）から令和4（2022）年10月10日（月）までの間、厩舎地区に装蹄所を設置し、大会装蹄師を配置する。

ア 開所時間

装蹄所の開所時間は、昼間とする。

イ 装蹄費用

装蹄に要した費用は、参加都道府県の負担とし、原則として、装蹄所において支払うものとする。

ウ 実績等の報告

大会装蹄師は、装蹄業務の実績等を「装蹄簿」（様式6）、「装蹄日報」（様式7）、及び「装蹄実績書」（様式8）により、従事日の業務終了後、速やかに馬事衛生本部長に報告する。

エ 外来装蹄師による装蹄活動

外来装蹄師（必要に応じて参加都道府県が帯同する装蹄師をいう。）は、入厩期間中に装蹄活動をする場合には、装蹄前に「外来装蹄師装蹄届」（様式9）を、装蹄後に「外来装蹄師装蹄報告書」（様式10）を、馬事衛生本部長を經由して獣医師団長に提出する。

5 厩舎等の管理

(1) 厩舎の使用期間等

ア 使用期間

厩舎の使用期間は、原則として令和4（2022）年10月3日（月）の午前8時から令和4（2022）年10月10日（月）の午後5時までとする。

イ 入厩及び退厩の日時

入厩日は、令和4（2022）年10月3日（月）から令和4（2022）年10月5日（水）までとし、令和4（2022）年10月3日（月）及び令和4（2022）年10月4日（火）は、午前8時から午後5時までの間、令和4（2022）年10月5日（水）は午前8時から正午までの間に入厩する。

退厩日は、令和4（2022）年10月6日（木）から令和4（2022）年10月10日（月）とし、午前8時から午後5時までの間に退厩する。

(2) 入厩等の手続き

ア 手続

馬運送責任者（参加馬の輸送に係る参加都道府県の責任者をいう。以下同じ。）は、「入・退厩（変更）申込書」（様式11）及び「予防接種確認票」（様式12）を、馬運車ごとに別葉にして、電子メールにより市委員会に提出する。

なお、提出期日は、馬術競技参加申込書の提出期日とする。

また、入厩後に退厩日時を変更する場合は、馬事衛生本部に退厩の2日前までに申し込むものとする。

イ 入厩予定日時等の連絡

馬輸送責任者は、参加馬の輸送の出発に際し、入厩予定日時、輸送頭数、車両番号等を、電話又はファクシミリにより、馬事衛生本部に連絡する。

なお、連絡後に変更が生じた場合も同様とする。

(3) 衛生管理

馬事衛生本部は、厩舎等の施設を常に清潔に保つよう衛生上必要な措置を講じる。特に、汚物堆積場は、衛生的に管理し、汚物を適正に処理する。

また、ホースマネージャーは、厩舎内外を清潔に保持し、衛生害虫の発生防止等に努める。

6 参加馬の輸送

参加馬の輸送は、馬運車を使用するものとし、参加都道府県の責任で行う。

なお、参加馬の輸送に要する費用は、参加都道府県の負担とする。

7 参加馬以外の馬との接触の防止

馬事衛生本部は、参加馬の通路を定め、定められた通路以外に参加馬が立ち入らないよう徹底するなど参加馬と参加馬以外の馬が接触しないよう対策を講じる。

8 飼料及び敷料

(1) 飼料

参加馬の飼料は、参加都道府県が入厩時に持参するものとする。なお、持参できない場合等は、事前に購入業者の斡旋を申し込むものとする。

(2) 敷料

敷料は、オガ粉等とし、参加馬の入厩前に各馬房に配布し、不足が生じた場合は適宜支給する。

9 参加都道府県の責務

参加都道府県は、参加馬の輸送の出発に際し、参加馬の健康状態及び装蹄に十分配慮し、良好な状態で参加させるよう努める。

また、入厩期間中は、参加馬の健康管理、飼料、馬具等の保管、厩舎内外の清潔の保持等について責任を持って行う。

10 県委員会と市委員会の業務分担等

県委員会及び市委員会は、馬事衛生に係る業務の分担及び経費負担について、別途協議のうえ定める。

11 その他

この要項に定めるもののほか、馬事衛生に必要な事項については、県委員会及び市委員会、又は馬事衛生本部が、関係機関・団体等と協議のうえ定める。

いちご一会とちぎ国体 リハーサル大会 馬事衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体 衛生基本計画に基づき、馬術競技リハーサル大会参加馬（以下「参加馬」という。）の防疫、健康管理、輸送等馬事衛生対策に関し必要な事項を定める。

2 業務の実施主体

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及びいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会那須塩原市実行委員会（以下「市委員会」という。）は、馬術競技会場（以下「会場」という。）に馬事衛生本部を設置し、関係機関・団体等の協力を得て、馬事衛生対策を実施する。

3 防疫対策

（1）家畜防疫員の配置

参加馬の防疫に万全を期すため、馬事衛生本部に、家畜防疫員（家畜伝染病予防法第 53 条第 3 項に定める家畜防疫員をいう。）を配置する。

（2）防疫検査

家畜防疫員は、参加馬が会場に到着したとき、家畜伝染病予防法施行規則による「馬の検査、注射、薬浴、投薬証明手帳」及び「日本馬術連盟乗馬登録証」の提示を求め、馬インフルエンザ予防接種に係る次の基準を満たしていることを確認する。

なお、基準を満たしていない馬は入厩させないものとする。

ア 基礎接種として、初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・2 か月以内に 2 回目のワクチン接種を行うこと。補強接種については、基礎接種（2 回目）から 7 か月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は 1 年以内に継続的に補強接種を受けていること。以上が満たされていない場合は、再度基礎接種から実施していること。

イ 平成 20（2008）年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬は、基礎接種の後の最初の補強接種は 1 年以内であれば可とする。また、2 回の基礎接種の間隔は、2 週間以上 2 か月以内であれば可とする。

ウ 入厩する 6 か月＋21 日以内に補強接種又は基礎接種（2 回目）を受けていること。

エ 入厩する前 1 週間以内のワクチン接種は接種歴として認めない。

オ 輸入馬は、輸入後にワクチン接種を基礎接種から始めることが望ましい。ただし、輸入前の接種歴の写しが添付され、獣医師がその接種歴を証明している場合は、接種歴として認める。

（3）厩舎地区

馬事衛生本部は、会場内に厩舎地区（厩舎等が設置され、柵等により他から区分された区域をいう。）を設け、衛生的に管理する。

厩舎地区には、厩舎のほか汚物堆積場その他参加馬の健康管理等に必要な施設等を設置する。

(4) 消毒及び衛生害虫駆除

馬事衛生本部は、馬降所（馬運車を停車させ、参加馬の積み降ろしを行う場所をいう。）への入場口付近、並びに厩舎地区及び厩舎の出入口に、入場する車両及び立ち入る者の消毒を行うため、消毒設備を設置するとともに、厩舎地区の害虫駆除を行う。

ア 厩舎の消毒

厩舎の消毒は、参加馬の到着前5日以内及び退厩後直ちに行う。

イ 馬降所に入場する車両の消毒

馬運車等馬降所に入場する車両の消毒は、車両が会場に到着したときに行う。

ウ 厩舎に立ち入る者の消毒

厩舎に立ち入る者に、厩舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を行わせる。

エ 衛生害虫等の駆除

厩舎及び汚物堆積場に殺虫剤を散布し、衛生害虫の発生予防及び駆除に努める。

(5) 立入りの制限

厩舎地区及び馬降所を、家畜伝染病予防法施行規則に定める衛生管理区域とし、立入りは定められた出入口からのみとするとともに、立ち入る者は、あらかじめ市委員会が配付する「入厩許可証」を身につけるものとする。

(6) 伝染性疾病発生時の対応

救護獣医師（参加馬の傷病の発生に対し、応急処置及び救急の治療にあたる獣医師（次に掲げる外来獣医師を除く）をいう。）、外来獣医師（必要に応じて参加都道府県が帯同する獣医師をいう。）、及びホースマネージャー（参加馬の管理に係る参加都道府県の責任者をいう。）は、参加馬に伝染性疾病を疑う事例が発生した場合は、直ちに馬事衛生本部に通報するとともに、その指示に従う。

馬事衛生本部は、家畜伝染病予防法に基づき、栃木県知事に速やかに届け出るとともに、まん延の防止のために必要な措置を講じる。

(7) 隔離厩舎の設置

伝染性疾病を発症（疑う事例も含む。）した参加馬を隔離するため厩舎地区外に隔離厩舎を設置する。

4 参加馬の健康管理

(1) 健康検査

家畜防疫員は、参加馬が入厩する前及び退厩する前に、馬降所等で健康検査を実施する。検査は、視診、聴診、打診、及び触診等による一般検査とする。ただし、家畜防疫員が必要と認める時は、血液、尿等の特殊検査を実施する。

(2) 健康観察

ホースマネージャーは、入厩期間（参加馬が厩舎に入厩している期間をいう。）中、毎日、管理する参加馬の健康観察及び体温測定を行い、異常の早期発見に努める。

異常が認められる場合には、救護獣医師又は外来獣医師に通報するとともに、家畜防疫員の指示に従う。

(3) 馬診療

馬事衛生本部は、参加馬の傷病発生等に対処するため、令和4（2022）年6月2日（木）から令和4（2022）年6月5日（日）までの間、厩舎地区に馬診療所を設置し、救護獣医師を配置する。

ア 診療時間

馬診療所の診療時間は、昼間及び夜間とする。

イ 診療費用

診療に要した費用は、参加都道府県の負担とし、原則として、馬診療所において支払うものとする。

ウ 移送

救護獣医師は、必要に応じて獣医療機関へ移送する等適切な措置を講じるものとする。
なお、移送に要した経費は、参加都道府県の負担とする。

エ 実績等の報告

救護獣医師は、診療業務の実績等を「診療簿」（様式1）、「診療日報」（様式2）、及び「診療実績書」（様式3）により、診療日翌朝までに馬事衛生本部長に報告する。

オ 外来獣医師による診療活動

外来獣医師は、入厩期間中に診療活動を行う場合には、診療前に「外来獣医師診療届」（様式4）を、診療後に「外来獣医師診療報告書」（様式5）を、馬事衛生本部長を經由して獣医師団長に提出する。

(4) 装蹄

馬事衛生本部は、参加馬の落鉄等に対応するため、令和4（2022）年6月2日（木）から令和4（2022）年6月5日（日）までの間、厩舎地区に装蹄所を設置し、大会装蹄師を配置する。

ア 開所時間

装蹄所の開所時間は、昼間とする。

イ 装蹄費用

装蹄に要した費用は、参加都道府県の負担とし、原則として、装蹄所において支払うものとする。

ウ 実績等の報告

大会装蹄師は、装蹄業務の実績等を「装蹄簿」（様式6）、「装蹄日報」（様式7）、及び「装蹄実績書」（様式8）により、従事日の業務終了後、速やかに馬事衛生本部長に報告する。

エ 外来装蹄師による装蹄活動

外来装蹄師（必要に応じて参加都道府県が帯同する装蹄師をいう。）は、入厩期間中に装蹄活動をする場合には、装蹄前に「外来装蹄師装蹄届」（様式9）を、装蹄後に「外来装蹄師装蹄報告書」（様式10）を、馬事衛生本部長を經由して獣医師団長に提出する。

5 厩舎等の管理

(1) 厩舎の使用期間等

ア 使用期間

厩舎の使用期間は、原則として令和4（2022）年6月2日（木）の午前8時から令和4（2022）年6月5日（日）の午後5時までとする。

イ 入厩及び退厩の日時

入厩日は、令和4（2022）年6月2日（木）から令和4（2022）年6月3日（金）までとし、令和4（2022）年6月2日（木）は午前8時から午後5時の間、令和4（2022）年6月3日（金）は午前8時から正午までの間に行うものとする。

退厩日は、令和4（2022）年6月4日（土）から令和4（2022）年6月5日（日）とし、午前8時から午後5時までの間に行うものとする。

(2) 入厩等の手続き

ア 手続

馬運送責任者（参加馬の輸送に係る参加都道府県の責任者をいう。以下同じ。）は、「入・退厩（変更）申込書」（様式11）及び「予防接種確認票」（様式12）を、馬運車ごとに別葉にして、電子メールにより市委員会に提出する。

なお、提出期日は、馬術競技参加申込書の提出期日とする。

また、入厩後に退厩日時を変更する場合は、馬事衛生本部に退厩の2日前までに申し込むものとする。

イ 入厩予定日時等の連絡

馬輸送責任者は、参加馬の輸送の出発に際し、入厩予定日時、輸送頭数、車両番号等を、電話又はファクシミリにより、馬事衛生本部に連絡する。

なお、連絡後に変更が生じた場合も同様とする。

(3) 衛生管理

馬事衛生本部は、厩舎等の施設を常に清潔に保つよう衛生上必要な措置を講じる。特に、汚物堆積場は、衛生的に管理し、汚物を適正に処理する。

また、ホースマネージャーは、厩舎内外を清潔に保持し、衛生害虫の発生防止等に努める。

6 参加馬の輸送

参加馬の輸送は、馬運車を使用するものとし、参加都道府県の責任で行う。

なお、参加馬の輸送に要する費用は、参加都道府県の負担とする。

7 参加馬以外の馬との接触の防止

馬事衛生本部は、参加馬の通路を定め、定められた通路以外に参加馬が立ち入らないよう徹底するなど参加馬と参加馬以外の馬が接触しないよう対策を講じる。

8 飼料及び敷料

(1) 飼料

参加馬の飼料は、参加都道府県が入厩時に持参するものとする。なお、持参できない場合等は、事前に購入業者の斡旋を申し込むものとする。

(2) 敷料

敷料は、オガ粉等とし、参加馬の入厩前に各馬房に配布し、不足が生じた場合は適宜支給する。

9 参加都道府県の責務

参加都道府県は、参加馬の輸送の出発に際し、参加馬の健康状態及び装蹄に十分配慮し、良好な状態で参加させるよう努める。

また、入厩期間中は、参加馬の健康管理、飼料、馬具等の保管、厩舎内外の清潔の保持等について責任を持って行う。

10 県委員会と市委員会の業務分担等

県委員会及び市委員会は、馬事衛生に係る業務の分担及び経費負担について、別途協議のうえ定める。

11 その他

この要項に定めるもののほか、馬事衛生に必要な事項については、県委員会及び市委員会、又は馬事衛生本部が、関係機関・団体等と協議のうえ定める。

(様式 1)

診 療 簿

馬 名							登録番号	
都道府県		馬番号		性別		厩舎番号		
生年月日	年 月 日	歳	毛色		品種		産 地	
特 徴								
所有者	ふりがな 氏名							
	住所							

診療内容

診療日	症状	診療内容	使用薬剤	ふりがな 救護獣医師名	料金	精算
料金合計・精算状況						

(様式2)

診 療 日 報

1. 診療年月日 令和4年 月 日 (曜日)

2. 診療頭数

(単位:頭)

内 科 疾 患	外 科 疾 患	計	
		実 頭 数	延 べ 頭 数

3. 診療の内訳

登録 番号	受付 時刻	馬番号	馬名	都道府 県 名	現症・ 経過	使用薬剤	ふりがな 救護獣医師名	備 考 往・診 内・外 新・再
特記事項								

(様式3)

診 療 実 績 書

(単位:頭)

区 分 月 日	内 科 疾 患	外 科 疾 患	計	
			実 頭 数	延 べ 頭 数
月 日 ()				
月 日 ()				
月 日 ()				
月 日 ()				
月 日 ()				
月 日 ()				
月 日 ()				
月 日 ()				
計				

(様式4)

外来獣医師診療届

令和4年 月 日

いちご一会とちぎ国体 馬術競技リハーサル大会
 獣医師団長 様
 (いちご一会とちぎ国体 馬事衛生本部長 経由)

ふりがな
 獣医師名

いちご一会とちぎ国体 馬術競技リハーサル大会において、外来獣医師として診療を実施したく、下記のとおり届け出ます。

なお、診療の実施にあたっては、いちご一会とちぎ国体 リハーサル大会 馬事衛生対策要項及び日本馬術連盟競技会規程を遵守するとともに、日本馬術連盟獣医規程の精神を尊重します。

記

1 診療獣医師

ふりがな
 氏名

登録番号

携帯電話番号

2 診療所

名 称

住 所 〒

電話番号

FAX番号

3 診療実施予定日

令和4年 月 日 () ～ 日 ()

(様式5)

【リハーサル大会】

外来獣医師診療報告書

令和4年 月 日

いちご一会とちぎ国体 馬術競技リハーサル大会
獣医師団長 様
(いちご一会とちぎ国体 馬事衛生本部長 経由)

ふりがな
獣医師名

いちご一会とちぎ国体 馬術競技リハーサル大会において、下記のとおり参加馬の診療を実施しましたので、報告します。

記

診療内容

診療日	馬番号	馬名	所属 都道府県	診療内容	使用薬剤

(様式6)

【リハーサル大会】

装 蹄 簿

馬 名							登録番号	
団 体 名		馬番号		性別		厩舎番号		
生年月日	年	月	日生	歳	毛色		産 地	
特 徴								
所有者	ふりがな 氏名							
	住所							

装蹄内容

装蹄日	装蹄内容	ふりがな 装蹄師名	料金	精算
料金合計・精算状況				

(様式 7)

装 蹄 日 報

1. 装蹄年月日 令和4年 月 日 (曜日)

2. 装蹄頭数

(単位:頭)

新装蹄鉄 A	改装蹄鉄 B (クランボン加工を含む。)	釘蹄 C	その他 D	計 A+B+C+D

3. 装蹄の内訳

登録 番号	受付 時刻	馬番号	馬名	都道府 県 名	内 訳				ふりがな 装蹄師名	備 考
					左前	右前	左後	右後		
特記事項										

(様式 8)

装 蹄 実 績 書

(単位:頭)

区 分 月 日	新装蹄鉄	改装蹄鉄 (クランボン加工を含む。)	釘 蹄	その他	計
月 日 ()					
月 日 ()					
月 日 ()					
月 日 ()					
月 日 ()					
月 日 ()					
月 日 ()					
月 日 ()					
計					

(様式9)

外来装蹄師装蹄届

令和4年 月 日

いちご一会とちぎ国体 馬術競技リハーサル大会
 獣医師団長 様
 (いちご一会とちぎ国体 馬事衛生本部長 経由)

ふりがな
 装蹄師名

いちご一会とちぎ国体 馬術競技リハーサル大会において、外来装蹄師として装蹄を実施したく、下記のとおり届け出ます。

なお、装蹄の実施にあたっては、いちご一会とちぎ国体 リハーサル大会 馬事衛生対策要項を遵守します。

記

1 装蹄師

ふりがな
 氏名

登録番号

携帯電話番号

2 装蹄所

名 称

住 所 〒

電話番号

FAX番号

3 装蹄実施予定日

令和4年 月 日 () ～ 日 ()

(様式10)

【リハーサル大会】

外来装蹄師装蹄報告書

令和4年 月 日

いちご一会とちぎ国体 馬術競技リハーサル大会
獣医師団長 様
(いちご一会とちぎ国体 馬事衛生本部長 経由)

ふりがな
装蹄師名

いちご一会とちぎ国体 馬術競技リハーサル大会において、下記のとおり参加馬の装蹄を実施しましたので、報告します。

記

装蹄内容

装蹄日	馬 番 号	馬 名	所 属 都道府県	装 蹄 内 容

(様式11)

入・退厩（変更）申込書

令和4年 月 日

いちご一会とちぎ国体那須塩原市実行委員会 会長 様

都 道 府 県 名

参加都道府県監督氏名^{ふりがな}馬 輸 送 責 任 者 氏 名^{ふりがな} 男・女

次のとおり、入・退厩(変更)申込みをいたします。

記

1. 出発地:	都道府県	市町村
2. 出発予定日時:	令和4年 月 日 ()	午前・午後 時 分
3. 入厩予定日時:	令和4年 月 日 ()	午前・午後 時 分
4. 退厩予定日時:	令和4年 月 日 ()	午前・午後 時 分
5. 退厩変更日時: (変更時に記入)	令和4年 月 日 ()	午前・午後 時 分
6. 馬運車:	t車、全長 m、全幅 m、車両番号	
7. 馬運車の変更: (変更時に記入)	t車、全長 m、全幅 m、車両番号	
8. 馬運車の滞在:	(1) 入厩期間中、会場地駐車場に滞在 [する・しない] ※どちらかを○で囲むこと。	
	(2) 月 日 () 午前・午後 時頃に再来場する。 ※(1)で滞在しないと回答した場合、記入すること。	
9. 帯同車両:	(1) 有 車種 : 普通車 台、トラック 台	
	(2) 無	
10. 馬取扱責任者:	氏名 携帯電話 ()	—
11. 馬輸送責任者連絡先:	住所 〒	
	電 話 ()	—
	携帯電話 ()	—
	※馬運車持込携帯電話 ()	—
	※馬輸送責任者が馬運車に乗車しない場合、記入すること。	

12. 入・退厩馬:

馬 名	登録番号	馬 名	登録番号
1		5	
2		6	
3		7	
4		8	

※ 様式11は、馬運車ごと別葉で作成すること。

※ 日本馬術連盟乗馬登録証の裏表の写し、馬の検査・予防接種・薬浴・投薬証明手帳(①表紙、②馬インフルエンザ予防接種の基礎・補強接種から最新接種に至る全ての予防接種証明)が記載されているページの写しを併せて提出のこと。

※ 変更申込みの場合は、下記部分の記入は変更箇所のみで可とする。

(様式12)

予防接種確認票

太線囲み内を
ご記入ください

次の書類を裏面にホッチキス止めしてください

(1)「健康手帳」の以下のページの写し

① 表紙

② 馬インフルエンザ: 基礎接種～最新まで全ての接種証明

(2)「日本馬術連盟乗馬登録証」の表裏の写し

馬データ

県名		所有者住所	〒
馬名		所有者氏名	
登録番号		連絡先(TEL)	
国体参加歴		所属馬連	

↑ 直近の参加国体名を記入(例:○○国体)

馬インフルエンザ

接種状況	実施年月日			免疫種別
	(年)	(月)	(日)	
1回目				基礎接種
2回目				
令和4年 1月1日 以降の 補強接種を 記入して ください				補強接種

参考(防疫検査の基準)

	基礎接種	補強接種 (初回)	補強接種 (2回目～)
H20.3.31 以前	2週間以上 2か月以内 の間に2回	1年 以内	年1回
H20.4.1 以降	21日以上 2か月以内 の間に2回	7か月 以内	1年 以内

最終の 接種日	補強接種 の場合	令和3年11月11日から入厩 8日前まで
	基礎接種 (2回目) の場合	※入厩する前1週間以内の ワクチン接種は認めない。

いちご一会とちぎ国体の概要

【開催期間】	令和 4（2022）年 10 月 1 日（土）～11 日（火）
【総合開・閉会式の期日及び会場】	総合開会式：令和 4（2022）年 10 月 1 日（土） 総合閉会式：令和 4（2022）年 10 月 11 日（火） 総合開・閉会式会場：カンセキスタジアムとちぎ
【実施競技】	正式競技：37 競技／特別競技：1 競技／公開競技：5 競技／デモンストレーションスポーツ：31 競技

式次第

総合開会式			総合閉会式		
順	次第	時刻	順	次第	時刻
1	開場	10:00	1	開場	8:00
2	オープニングプログラム開始	12:45	2	オープニングプログラム開始	9:00
3	入場締切	13:25	3	オープニングプログラム終了	9:45
4	オープニングプログラム終了	14:05	4	皇族御着席	9:59
5	天皇皇后両陛下下御着席	14:14	5	開式通告	10:00
6	開式通告	14:15	6	役員・選手団入場開始	10:01
7	役員・選手団入場開始	14:17	7	役員・選手団整列完了	10:11
8	役員・選手団整列完了	14:42	8	成績発表	10:12
9	開会宣言	14:43	9	表彰状授与	10:17
10	国旗儀礼	14:46	10	天皇杯・皇后杯授与	10:27
11	大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼	14:48	11	大会会長あいさつ	10:31
12	栃木県旗・宇都宮市旗儀礼	14:49	12	スポーツ庁長官あいさつ	10:34
13	天皇杯・皇后杯返還	14:51	13	栃木県旗・宇都宮市旗儀礼	10:37
14	大会会長あいさつ	14:54	14	大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼	10:39
15	文部科学大臣あいさつ	14:57	15	国旗儀礼	10:40
16	天皇陛下おことば	15:00	16	炬火分火・納火	10:42
17	炬火入場・点火	15:03	17	国体旗引継	10:46
18	選手代表宣誓	15:08	18	鹿児島県旗儀礼	10:48
19	閉式通告	15:11	19	閉会宣言	10:50
20	天皇皇后両陛下下御退席	15:12	20	閉式通告	10:51
21	天皇皇后両陛下下御着席	15:26	21	皇族御退席	10:52
22	式典演技開始	15:27	22	役員・選手団退場開始	10:53
23	式典演技終了	15:47	23	役員・選手団退場完了	11:09
24	天皇皇后両陛下下御退席	15:48	24	終了	11:10
25	役員・選手団退場開始	15:49			
26	役員・選手団退場完了	16:04			
27	エンディングプログラム開始	16:05			
28	エンディングプログラム終了	16:34			
29	終了	16:35			

次第、時刻については現時点の案であり、公益財団法人日本スポーツ協会との協議のうえ、決定します。
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況に応じて、内容に変更が生じる場合があります。

式典の特長

●訪れる人々への心のこもったおもてなし

- ・選手団は、入場後にフィールド内の椅子に着席して式典に参加し、式典演技を観覧

●栃木の魅力を全国に発信

- ・栃木の特産品を使用した炬火台
- ・美しい栃木の自然を表現したトーチ

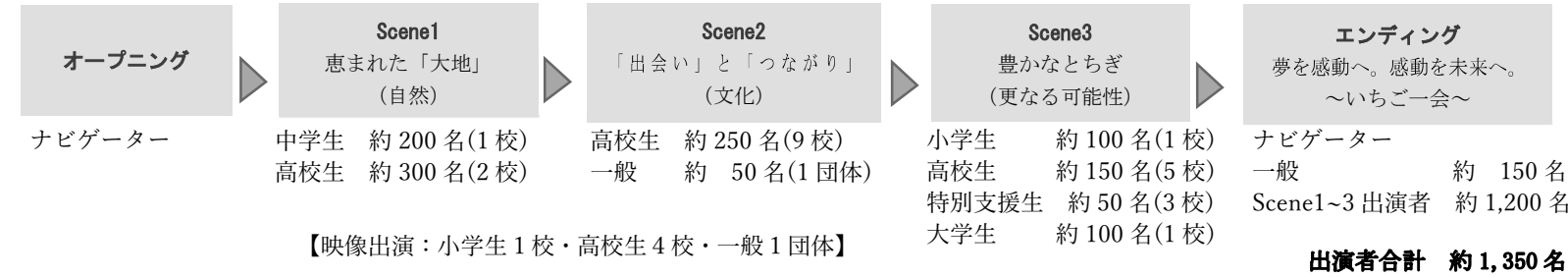
●環境への配慮

- ・式典演技出演者の衣装や、選手団・ボランティア等のユニフォームに再生素材を使用



式典演技（総合開会式のみ）

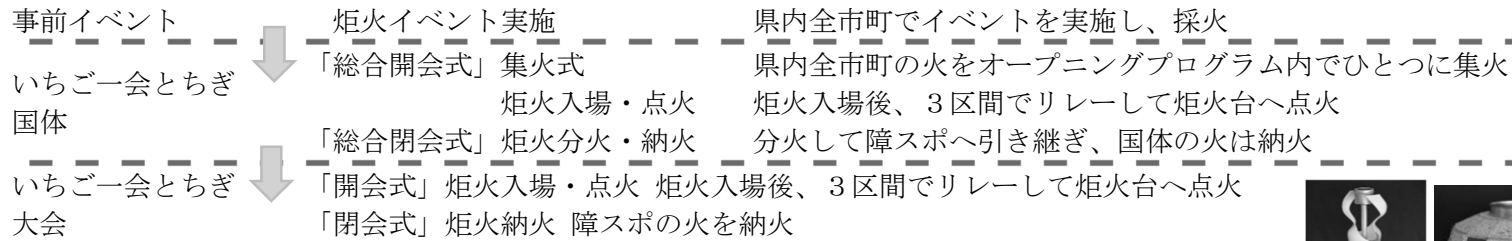
〈タイトル〉 人＊むすぶ＊大地 人＊つくる＊未来
～とちぎとの出会い いちご一会物語～
〈演技構想〉 ナビゲーターたちが、対話形式で栃木県の魅力である「バランスの取れた豊かさ」とその背景を紹介していくストーリー（夢・感動があふれる物語を展開）
栃木県の魅力や実力を発信するとともに、日本全国の人々に“元気”と“希望”を届ける内容とします



オープニングプログラム・エンディングプログラム

	オープニングプログラム	エンディングプログラム
総合開会式	・県内の多彩な団体が出演し「和太鼓」「民謡」「ダンス」等を披露（公募 5 団体） ・映像による栃木の魅力や選手応援メッセージの紹介	・本県ゆかりの著名人等によるトークやクイズ、ミニスポーツゲームの実施
総合閉会式	・県内の多彩な団体が出演し「お囃子」「ダンス」を披露（公募 2 団体） ・障害者スポーツ競技紹介とデモンストレーションの実施 ・映像による国体ハイライトシーンの紹介	

炬火イベント



炬火トーチ ミニ炬火台

式典音楽

- 栃木ゆかりの楽曲を取り入れ、全員で感動を共有することのできる式典音楽とします。
式典音楽使用楽曲：栃木ゆかりのポップスメドレーマーチ・行進曲「ふるさと栃木・栃木ゆかりの童謡メドレー等

● 式典音楽隊編成

区分	出演者	人数
吹奏楽隊	高校生・栃木県警察音楽隊	100名（2 校・1 団体）
合唱隊	高校生・一般	120名（4 校・2 団体）
合 計		220名（6 校・3 団体）



いちご一会とちぎ大会の概要

【開催期間】	令和4（2022）年10月29日（土）～31日（月）
【開・閉会式の期日及び会場】	開会式：令和4（2022）年10月29日（土） 閉会式：令和4（2022）年10月31日（月） 開・閉会式会場：カンセキスタジアムとちぎ
【実施競技】	正式競技：14競技／オープン競技：3競技

式次第

開会式			閉会式		
順	次第	時刻	順	次第	時刻
1	開場	7:30	1	開場	14:00
2	オープニングプログラム開始	8:50	2	オープニングプログラム開始	15:00
3	入場締切	9:10	3	オープニングプログラム終了	15:20
4	オープニングプログラム終了	9:50	4	皇族御着席	15:29
5	皇族御着席	9:59	5	開式通告	15:30
6	開式通告	10:00	6	大会会長あいさつ	15:31
7	役員・選手団入場開始	10:01	7	スポーツ庁長官あいさつ	15:34
8	役員・選手団整列完了	10:26	8	皇族のおことば	15:37
9	開会宣言・大会会長あいさつ	10:27	9	大会旗・栃木県旗・宇都宮市旗儀礼	15:40
10	国旗儀礼	10:30	10	国旗儀礼	15:43
11	大会旗・栃木県旗・宇都宮市旗儀礼	10:32	11	大会旗引継	15:45
12	文部科学大臣あいさつ	10:35	12	炬火納火	15:48
13	皇族のおことば	10:38	13	閉会宣言	15:51
14	炬火入場・点火	10:41	14	閉式通告	15:52
15	選手代表宣誓	10:46	15	ファイナルステージ開始	15:58
16	歓迎演技開始	10:50	16	ファイナルステージ終了	16:28
17	歓迎演技終了	11:10	17	皇族御退席	16:29
18	閉式通告	11:11	18	役員・選手団退場開始	16:30
19	皇族御退席	11:12	19	役員・選手団退場完了	16:45
20	役員・選手団退場開始	11:13	20	終了	16:46
21	役員・選手団退場完了	11:29			
22	エンディングプログラム開始	11:30			
23	エンディングプログラム終了	11:58			
24	終了	11:59			

次第、時刻については現時点の案であり、新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況に応じて、内容に変更が生じる場合があります。

式典の特長

●訪れる人々への心のこもったおもてなし

- ・選手団は、入場後にフィールド内の椅子に着席して式典に参加し、歓迎演技を観覧

●栃木の魅力を全国に発信

- ・栃木の特産品を使用した炬火台
- ・美しい栃木の自然を表現したトーチ

●環境への配慮

- ・歓迎演技出演者の衣装や、選手団・ボランティア等のユニフォームに再生素材を使用

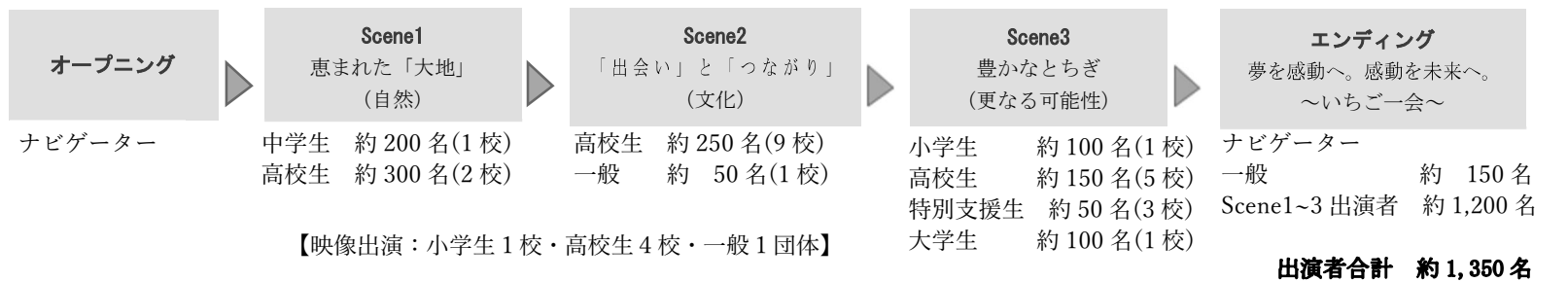


歓迎演技（開会式のみ）

〈タイトル〉 人*むすぶ*大地 人*つくる*未来
～とちぎとの出会い いちご一会物語～

〈演技構想〉 ナビゲーターたちが、対話形式で栃木県の魅力である「バランスの取れた豊かさ」とその背景を紹介していくストーリー（夢・感動があふれる物語を展開します。）

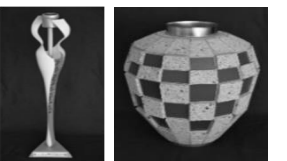
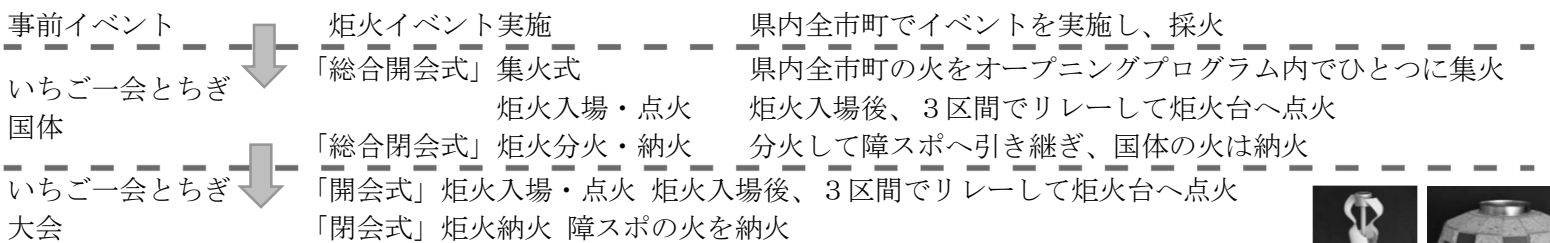
栃木県の魅力や実力を発信するとともに、日本全国の人々に“元気”と“希望”を届ける内容とします



オープニングプログラム・エンディングプログラム・ファイナルステージ

	オープニングプログラム	エンディングプログラム・ファイナルステージ
開会式	・県内の多彩な団体が出演し「お囃子」「ダンス」を披露（公募4団体） ・映像による栃木の魅力や選手応援メッセージの紹介	・障害者スポーツ競技紹介とデモンストレーションの実施
閉会式	・障スポ競技選手・ボランティアインタビューの実施 ・映像による障スポハイライトシーンの紹介	・本県ゆかりの著名人等によるコンサート

炬火イベント



炬火トーチ ミニ炬火台

式典音楽

- 栃木ゆかりの楽曲を取り入れ、全員で感動を共有することのできる式典音楽とします。
式典音楽使用楽曲：栃木ゆかりのポップスメドレーマーチ・行進曲「ふるさと栃木・栃木ゆかりの童謡メドレー等

- 式典音楽隊編成

区分	出演者	人数
吹奏楽隊	高校生・栃木県警察音楽隊	100名（2校・1団体）
合唱隊	高校生・一般	120名（4校・2団体）
合 計		220名（6校・3団体）

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」実施要綱

1 目的

全国障害者スポーツ大会は、障害者が競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とした障害者スポーツの祭典である。

「人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”」で開催される第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」は、「思いやりの心を広げよう!」「感動を未来へつなげよう!」「とちぎの元気を届けよう!」「スポーツの力を実感しよう!」の4つの基本方針の下、東京パラリンピックのレガシーを受け継ぎ、スポーツを通じて障害に対する理解を深め、障害者の社会参加に寄与し、障害のある人もない人も共に生きる社会を目指すとともに、とちぎの元気を全国へ発信する大会とする。

また、「いちご」の生産量が半世紀にわたって日本一の栃木県。「いちご王国」で行われる大会に参加するすべての人々が、県民の心のこもった様々なおもてなしに出会い、交流を深めることで新たな夢や感動が生まれる大会を目指す。

2 名称

第22回全国障害者スポーツ大会
(愛称「いちご一会とちぎ大会」)

3 大会スローガン

「夢を感動へ。感動を未来へ。」

4 主催

公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省

栃木県、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、
那須塩原市、那須烏山市

一般財団法人栃木県身体障害者福祉会連合会、一般社団法人栃木県視覚障害者福祉協会、
一般社団法人栃木県聴覚障害者協会、一般社団法人栃木県手をつなぐ育成会、
一般財団法人栃木県精神衛生協会、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会、
特定非営利活動法人栃木県障害者スポーツ協会、栃木県障がい者スポーツ指導者協議会、
栃木県特別支援学校長会、栃木県中学校教育研究会特別支援教育部会、
公益財団法人栃木県スポーツ協会

5 競技運営主管団体

一般財団法人栃木陸上競技協会、栃木県水泳連盟、栃木県アーチェリー協会、
栃木県卓球連盟、栃木県障害者フライングディスク協会、栃木県ボウリング連盟、
栃木県ボッチャ協会、一般社団法人栃木県バスケットボール協会、
栃木県ソフトボール協会、栃木県バレーボール協会、公益社団法人栃木県サッカー協会

6 後援 〈以下は、後援依頼予定団体の名称〉

厚生労働省、公益財団法人日本スポーツ協会、社会福祉法人全国社会福祉協議会、
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会、
公益財団法人日本知的障害者福祉協会、公益社団法人日本精神保健福祉連盟、
公益財団法人 JKA、公益社団法人日本医師会

7 特別協賛

大同生命保険株式会社

(令和3(2021)年12月15日現在)

8 協賛

(1) 国体・大会パートナー(12社(団体))

北関東総合警備保障株式会社、株式会社TKC、株式会社足利銀行、フタバ食品株式会社、株式会社栃木銀行、株式会社下野新聞社、藤井産業株式会社、一般社団法人栃木県建設業協会、株式会社ヨークベニマル、関東自動車株式会社、環境整備株式会社、株式会社ナカニシ

(令和3(2021)年12月15日現在)

(2) オフィシャルスポンサー(12社(団体))

トヨタウッドユーホーム株式会社、株式会社カンセキ、東日本電信電話株式会社栃木支店、光陽エンジニアリング株式会社、大和証券株式会社、とちぎ建設技術センター、菊地歯車株式会社、栃木県農業協同組合中央会、日本郵便株式会社、滝沢ハム株式会社、東京ガス株式会社、協栄産業株式会社

(令和3(2021)年12月15日現在)

(3) オフィシャルサポーター(60社(団体))

株式会社富貴沢建設コンサルタンツ、栃木セキスイハイム株式会社、株式会社景観プランニング、株式会社ダスキン北関東地域本部、栃木県信用保証協会、足利小山信用金庫、栃木信用金庫、佐野信用金庫、鹿沼相互信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫、一般社団法人栃木県トラック協会、レオン自動機株式会社、栃木県北建設業

協同組合、株式会社田中工業、中村土建株式会社、栃木県スポーツ用品販売協同組合、富士通株式会社（小山工場・栃木支店・那須工場3社合同）、有限会社ル・フェステ、一般社団法人栃木県設備業協会、真岡信用組合、那須信用組合、栃木県森林組合連合会、株式会社ヨコブリシ、株式会社いづみや、丸彦製菓株式会社、宇都宮記念病院、栃木トヨタ自動車株式会社、株式会社ビッグ・ビー、パスキン工業株式会社、桜岡建設株式会社、宇都宮電子株式会社、株式会社谷黒組、株式会社うつのみや観光、磯部建設株式会社、株式会社ランドグラン、アキレス株式会社、東武建設株式会社、株式会社菊地組、晋豊建設株式会社、下都賀建設業協同組合、岩村建設株式会社、株式会社野澤實業、株式会社ムロコーポレーション、栃舗建設工業株式会社、株式会社丸あ組、日本信号株式会社、三信電工株式会社、株式会社小牧工業、グラクソ・スミスクライン株式会社、宇都宮ヤクルト販売株式会社、岩原産業株式会社、仲田総業株式会社、ジェットブラックフラワーズ合同会社、株式会社シー・アイ・エス、一般社団法人栃木県造園建設業協会、栃木ミサワホーム株式会社、株式会社コジマ、芙蓉地質株式会社、渡辺建設株式会社

（令和3(2021)年12月15日現在）

（4）オフィシャルサプライヤー（35社（団体））

コクヨ北関東販売株式会社、栃木日産自動車販売株式会社、日産プリンス栃木販売株式会社、栃木トヨタ自動車株式会社、栃木トヨペット株式会社、ネットトヨタ栃木株式会社、トヨタカローラ栃木株式会社、栃木ホンダ販売株式会社、株式会社ホンダカーズ栃木、株式会社ホンダカーズ南栃木、株式会社ホンダベルノ栃木中、株式会社アクティブホンダ、株式会社ホンダプリモ中央、栃木スバル自動車株式会社、株式会社北関東マツダ栃木事業部、株式会社スズキ自販栃木、栃木ダイハツ販売株式会社、株式会社トヨタレンタリース栃木、オリックスレンタカー栃木株式会社、株式会社イノマタ、日光霧降大笹牧場株式会社、株式会社エフエム真岡、東武鉄道株式会社、株式会社東武百貨店、公益財団法人栃木県保健衛生事業団、ボルボ・カー宇都宮、ニッポンレンタカー北関東株式会社、ウィンワークス株式会社、株式会社ファーマーズ・フォレスト、株式会社虎屋ビル、五百部商事有限会社、白石物産株式会社、株式会社新朝プレス、株式会社オーシマ商事、ヤマゼンコミュニケーションズ株式会社

（令和3(2021)年12月15日現在）

（5）大会協力企業（14社（団体））

栃木いすゞ自動車株式会社、栃木日野自動車株式会社、宇都宮中央ライオンズクラブ、株式会社ルイ高、株式会社栃木銀行、吉岡食品工業株式会社、株式会社カンセキ、カゴメ株式会社那須工場、三菱商事ライフサイエンス株式会社、笠原産業株式会社、社会福祉法人とちぎ健康福祉協会、株式会社栃木県民球団、株式会社ニッカネ、株式会社カナメ

（令和3(2021)年12月15日現在）

9 協力企業・団体（39社（団体））

宇都宮大学、足利大学、白鷗大学、国際医療福祉大学、文星芸術大学、自治医科大学、
帝京大学、佐野日本大学短期大学、國學院大学栃木短期大学、
作新学院大学女子短期大学部、宇都宮文星短期大学、宇都宮ビジネス電子専門学校、
大原簿記情報ビジネス医療専門学校宇都宮校、大原スポーツ公務員専門学校宇都宮校、
栃木県立衛生福祉大学校、栃木県農業大学校、宇都宮アート＆スポーツ専門学校、
国際看護介護保育専門学校、済生会宇都宮病院看護専門学校、
栃木介護福祉士専門学校、中央福祉医療専門学校、
国際医療福祉大学塩谷看護専門学校、
独立行政法人国立病院機構栃木医療センター附属看護学校、報徳看護専門学校、
特定非営利活動法人栃木県中途失聴・難聴者協会、栃木県手話通訳士協会、
特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会栃木支部、栃木県手話通訳問題研究会、
一般社団法人栃木県理学療法士会、一般社団法人栃木県作業療法士会、
公益社団法人栃木県柔道整復師会、一般社団法人栃木県鍼灸マッサージ師会、
一般社団法人栃木県鍼灸師会、一般社団法人栃木県医師会、
公益社団法人栃木県看護協会、一般社団法人栃木県歯科医師会、
株式会社オーエックスエンジニアリング、一般社団法人日本義肢協会、
日進医療器株式会社

（令和3(2021)年12月15日現在）

10 大会期日

令和4(2022)年10月29日（土）～31日（月）

11 実施競技、開催期日及び会場

実 施 競 技		開 催 期 日	会 場 名
開会式		10月29日	カンセキスタジアムとちぎ (栃木県総合運動公園陸上競技場)
閉会式		10月31日	カンセキスタジアムとちぎ (栃木県総合運動公園陸上競技場)
個 人 競 技	陸上競技(身・知)	10月29日～31日	カンセキスタジアムとちぎ (栃木県総合運動公園陸上競技場)
	水泳(身・知)	10月29日～31日	日環アリーナ栃木屋内水泳場 (栃木県総合運動公園屋内水泳場)
	アーチェリー(身)	10月30日	那須烏山市緑地運動公園多目的競技場
	卓球(身・知・精) 【サウンドテーブル テニス(身)を含む】	10月29日～31日	TKCいちごアリーナ (鹿沼総合体育館)
	フライングディスク(身・知)	10月29日～31日	栃木市総合運動公園陸上競技場
	ボッチャ(身)	10月29日、30日	三和住宅にしなすのスポーツプラザ (にしなすの運動公園) 体育館
	ボウリング(知)	10月29日、30日	足利スターレーン
団 体 競 技	バスケットボール(知)	10月29日、30日	日環アリーナ栃木メインアリーナ (栃木県総合運動公園メインアリーナ)
	車いすバスケットボール(身)	10月29日、30日	栃木県立県南体育館
	ソフトボール(知)	10月29日、30日	美原公園野球場・第2球場
	グランドソフトボール(身)	10月29日、30日	宇都宮市屋板運動場運動広場
	フットベースボール(知)	10月29日、30日	足利市総合運動場硬式野球場・軟式野球場
	バレーボール(身)	10月29日、30日	宇都宮市清原体育館
	バレーボール(知)	10月29日、30日	宇都宮市体育館
	バレーボール(精)	10月29日、30日	佐野市アリーナたぬま
	サッカー(知)	10月29日～31日	真岡市総合運動公園陸上競技場・運動広場1

(注) 身：身体障害者が出場できる競技
知：知的障害者が出場できる競技
精：精神障害者が出場できる競技

12 参加者及び出場資格

(1) 大会の参加者は、都道府県・指定都市選手団、大会役員及び競技役員とする。

(2) 出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

① 年齢は令和 4(2022)年 4 月 1 日現在で 13 歳以上とする。

② 資格要件は次のとおりとする。

ア) 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ) 知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

ウ) 精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

③ 申込み時に参加する都道府県・指定都市内に現住所（住民票のある地）を有する者。

ただし、学校に通学している者及び施設に入所・通所している者は、その学校及び施設の所在地の都道府県・指定都市でも参加できるものとする。

(3) 団体競技に出場するチームは、次のとおりとする。

① 栃木県の代表チーム

② 公益財団法人日本パラスポーツ協会がブロック予選実施団体（一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合スポーツ協議会、一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会、一般社団法人全日本知的障がい者スポーツ協会及び公益社団法人日本精神保健福祉連盟精神障害者スポーツ推進委員会）と協議の上実施するブロック予選会により決定した都道府県又は指定都市の代表チーム。

③ 指定都市及びその指定都市のある道府県において、単独で代表チームが編成出来ない場合に限り、道府県と指定都市の合同チームとして出場を認める。ただし、その場合はブロック予選会から合同チームとして出場しなければならない。

④ ブロック予選会の実施が困難な競技については、公益財団法人日本パラスポーツ協会が選考したチーム。

13 選手団予定人員

(1) 選手 約 3,640 名

(2) 役員 約 2,000 名

14 競技規則

適用する競技規則は、令和4(2022)年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人日本パラスポーツ協会制定。以下「大会競技規則」という。)並びに別に定める競技実施要項及び競技別実施要領によるものとする。

15 競技・種目及び障害・年齢区分

- (1) 競技・種目及び障害区分は、大会競技規則第2条2<別表1>「全国障害者スポーツ大会競技・種目」のとおりとする。
- (2) 大会競技規則第2条3に定める年齢区分の基準日は、令和4(2022)年4月1日とする。

16 参加申込

- (1) 参加申込みは、大会競技規則第2条2<別表1>に示された競技の中から1競技を選ぶものとし、実施種目が複数ある場合については、次のとおり選択して申し込むことができる。
 - ① 陸上競技及び水泳は、リレー種目を除き第3希望までの種目を選択する。
なお、リレー種目はこれとは別に選択する。
 - ② フライングディスクは、アキュラシーのディスリート5またはディスリート7のいずれか及びディスタンスの計2種目までを選択することができる。
 - ③ アーチェリーは、リカーブ部門またはコンパウンド部門のいずれかの1種目を選択する。
- (2) 開催地主催者は、申し込まれた種目中から出場種目を決定し、派遣者に通知する。

17 出場制限

(1) 個人競技

個人競技に出場する選手は、1競技のみに出場できるものとし、実施種目が複数ある競技については、出場種目は2種目以内(リレー種目に出場する場合は3種目以内)とする。

ただし、開催地主催者が地理的条件等何らかの理由により、出場競技・種目に制限を加える等の必要がある場合には、主催者で協議の上、決定することができる。

(2) 団体競技

団体競技に出場する選手は、他の団体競技及び個人競技には出場できないものとする。

18 選手選考への配慮

都道府県・指定都市における出場選手の選考に当たっては、地域の障害者スポーツの振興を図る観点から、これまでの全国身体障害者スポーツ大会、全国知的障害者スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会出場未経験者の出場に配慮する。

19 全国代表者会議及び監督会議

(1) 期日

令和4(2022)年10月28日(金)

※ただし、アーチェリー競技については10月29日(土)とする。

(2) 時間及び会場

別に定める。

20 選手団の派遣及び参加費用

(1) 選手団は、都道府県・指定都市(以下「派遣者」という。)が派遣する。

(2) 派遣者は、開催地主催者に対し、所定の手続きをもって選手団及び出場選手の競技・種目の申込みを行う。

(3) 選手団の派遣に要する費用は、派遣者が負担する。

21 健康・安全管理

選手団の健康・安全面については、派遣者において十分配慮するものとし、主催者においては、応急の処置のみを行う。

22 宿泊

選手団の宿泊は、開催地主催者において確保し、宿泊料金等は別に定める。

23 オープン競技

次の競技をオープン競技として、次のとおり実施する。なお、実施に関する必要な事項は別に定める。

実施競技	開催期日	会場名
卓球バレー	10月2日	わかくさアリーナ (とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター)
車椅子ダンス	10月30日	関東ホーチキにしかた体育館 (栃木市西方総合文化体育館)
スポーツウエルネス吹矢	10月29日	さくら市氏家体育館

24 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

- (1) 主催者は個人情報保護に関する法令を遵守し、参加申込で得た情報を第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」に係わる業務のために利用し、目的以外に利用しない。
- (2) 参加者は、参加申込書の提出をもって、大会中に撮影された写真及び映像の公開に関する取扱いについて承諾をしたものとする。
- (3) その他の取扱いについては、国民体育大会における個人情報及び肖像権に関わる取扱いに準じる。

25 その他

この要綱に定めるもののほか、大会の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は令和4(2022)年1月12日から施行する。

<別表1>全国障害者スポーツ大会競技・種目

1. 陸上競技

◎男女別・年齢区分別 △男女混合・年齢区分なし ▲男女別・年齢区分なし

				競走							跳躍			投てき		
				※2 50m	100m	200m	400m	800m	1500m	※1 4×100m スラローム リレー	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー ビーコンバグ投
肢体不自由	1	上肢	区分 番号	障害区分												
			1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎
			2	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎			◎		▲	◎	◎			
			3	両上腕切断または、両上肢完全	◎	◎					▲	◎	◎			
		下肢	4	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎
			5	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎
			6	両下腿切断	◎	◎						◎		◎	◎	◎
			7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎							◎		◎	◎	◎
			8	両大腿切断または、両下肢完全										◎	◎	◎
	2	体幹	9	体幹 ※3	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎
			10	第6頸髄まで残存	◎	◎				◎						◎
			11	第7頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎						◎
			12	第8頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎				◎	◎	◎
			13	下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎		◎					◎	◎	◎
			14	下肢麻痺で座位バランスあり		◎	◎		◎	◎				◎	◎	◎
	3	(脳性麻痺、脳外傷等)	15	その他の車いす		◎	◎		◎					◎	◎	◎
			16	四肢麻痺で車いす使用	◎					◎						◎
			17	けって移動	◎					◎						◎
			18	片上下肢で車いす使用	◎					◎					◎	◎
			19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎				◎	◎	◎
			20	その他走不能										◎	◎	◎
			21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎		◎			◎	◎	◎	◎	◎
			22	その他走可能	◎	◎	◎		◎			◎	◎	◎	◎	◎
	4		23	電動車いす常用						◎						◎
視覚障害 ※5				24	視力0から0.01まで ※6	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎
				25	その他の視覚障害	◎	◎	◎		◎	◎	▲	◎	◎	◎	◎
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害				26	聴覚障害	◎	◎	◎		◎	◎	▲	◎	◎	◎	◎
知的障害				27	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	▲	◎	◎	◎
内部障害				28	ぼうこう又は直腸機能障害	◎				◎			◎	◎		◎

※1 4×100mリレーは男女混合とする。

※2 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※3 体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)。ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

※4 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこない、順位を決定する。

※5 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※6 障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

【注】競走競技は50mと100m、跳躍競技は立幅跳と走幅跳、投てき競技は障害区分8を除き、ソフトボール投とジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。

2. 水泳

◎男女別・年齢区分別 ○男女別・1部 ●男女別・2部 △男女混合・年齢区分なし

				自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		※1 メドレーリレー 4×50m	※1 メドレーリレー 4×50m		
				25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m				
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			2	片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			3	片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			4	両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			5	両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
		下肢	6	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			7	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			8	両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎				
		上下肢	10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎				
			11	多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎				
		体幹	12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
	2	以脳 す外 原性 常用 車麻 い痺	13	第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎						
			14	第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			15	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
	3	(脳性 麻痺、 脳外 傷等) 脳原性 麻痺 脳血管	17	四肢麻痺(車いす常用)または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎						
			18	両下肢麻痺または、 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			19	片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎				
			20	その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
			21	その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
	4		22	浮具使用	◎	◎	◎		◎						
	視覚障害 ※2			23	視力0から0.01まで ※3	◎	◎	●	○	●	○	●			○
				24	その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●			○
	聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そ しゃく機能障害			25	聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●			○
	知的障害			26	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎

※1 リレー、メドレーリレーは男女混合とする。

※2 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※3 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

3. アーチェリー

●男女別

		区分番号	障害区分	リカーブ		コンパウンド	
				50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1	第8頸髄まで残存	●	●	●	●
		2	その他の車いす	●	●		
	切断・機能障害	3	上肢障害	●	●		
		4	下肢障害（椅子、車いす使用を含む）	●	●		
		5	体幹	●	●		
	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	脳原性麻痺（椅子、車いす使用を含む）	●	●	●	●
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害		7	聴覚障害	●	●		
内部障害		8	ぼうこう又は直腸機能障害	●	●		

※ 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

4. 卓球

◎男女別、年齢区分別 ●男女別

			区分番号	障害区分	卓球	STT
肢体不自由	1	上肢障害	1	片上肢障害	◎	
			2	両上肢障害	◎	
		下肢障害	3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
			4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎	
			5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
		体幹	6	体幹	◎	
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	7	第8頸髄まで残存 ※1	◎	
			8	座位バランスなし	◎	
			9	その他の車いす	◎	
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	10	車いす使用	◎	
			11	杖または、松葉杖使用	◎	
			12	上肢に不随意運動あり	◎	
			13	上肢に不随意運動なし	◎	
			14	片側障害	◎	
視覚障害 ※2			15	アイマスクまたは、アイシェードあり※3		◎
			16	アイマスクまたは、アイシェードなし	◎	
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしゃく機能障害			17	聴覚障害	◎	
知的障害			18	知的障害	◎	
精神障害			19	精神障害	●	

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたは、アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

5. フライングディスク

◇区分なし ●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由	◇	◇	●	●
視覚障害				
聴覚障害				
知的障害				
内部障害（ぼうこう又は直腸機能障害）				

6. ボッチャ

△男女混合・年齢区分なし

			区分番号	障害区分	競技スタイル	
					立位	座位
肢 体 不 自 由	1	切断・機能障害	1	多肢切断または、両下肢完全で立位	△	
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存		△
			3	第7頸髄まで残存		△
			4	第8頸髄まで残存		△
			5	多肢切断		△
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用		△
			7	けって移動		△
			8	片上下肢で車いす常用または、使用		△
			9	その他走不能	△	
	4		10	電動車いす常用		△

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手（区分2～8および10）の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者及びランプ使用者について、選手1名につき1名の競技アシスタントを認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

7. ボウリング

知的障害者で男女別、年齢区分別に実施する。

8. バスケットボール

知的障害者で、男女別に実施する。

9. 車いすバスケットボール

肢体不自由者の車いす使用者で、競技規則第9部第3条の規定に該当する者。

10. ソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

11. グランドソフトボール

視覚障害者のみの競技とする。

12. バレーボール

聴覚障害者と知的障害者で、男女別に実施する。

精神障害者は、男女混合とする。

13. サッカー

知的障害者のみの競技とする。

14. フットベースボール

知的障害者のみの競技とする。

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」
競技実施要項

1 競技運営

(1) 個人競技

ア 陸上競技、水泳、フライングディスクは2種目まで出場できる。また、陸上競技及び水泳はこれに加えて、リレー1種目に出場できる。なお、フライングディスクの2種目とは、アキュラシーのディスリート5またはディスリート7のいずれか1種目とディスタンスの計2種目である。

イ 競技は、原則として男女別に実施する。ただし、陸上競技の4×100mリレー、水泳の4×50mリレー及び4×50mメドレーリレー、フライングディスクのアキュラシー種目、ボッチャを除く。

ウ 1組の競技者数は8名以内とし、予選を行わず組単位に1回の決勝競技とする。ただし、卓球は4名以内のブロック、ボッチャは3または4チームのプールに分かれて行うこととし、競技方法は別に定める。

エ 出場選手が少ない競技・種目は、異なる障害区分の選手又は他の年齢区分の選手が同時に競技を行うことがある。この場合、順位の決定及び表彰は、障害区分及び年齢区分別に行う。なお、ボッチャは障害区分によらずプールを形成し、各プールにて順位決定及び表彰を行う。

(2) 団体競技

ア チーム編成は、バスケットボール及びバレーボール（聴覚障害の部、知的障害の部）は男女別、バレーボール（精神障害の部）は男女混合とし、他の競技は男女混合を可とする。

イ 試合は、都道府県・指定都市の代表チームによるトーナメント方式とし、原則として3位決定戦を実施する。

ウ 競技日程に支障がない範囲で、交流戦を実施することができる。

(3) 実施態度

開催地主催者が、競技運営主管団体等と協議の上、決定する。

(4) 開始式・表彰式

ア 開始式

実施する場合は、選手のコンディション等に配慮して簡素に行う。

イ 表彰式

(ア) 陸上競技、水泳、フライングディスク及びボウリングは随時表彰を行う。

(イ) (ア) 以外の競技は、競技終了後に行う。

(5) 競技記録及び成績の発表等

ア 競技記録及び成績は、カンセキスタジアムとちぎの所定の場所において、主催者が記録速報板等に掲示する。また、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会のウェブページに掲載する。

イ 各競技の記録及び成績は、当該競技会場内の記録速報板等に掲示する。

(6) 抗議

- ア 競技上の抗議については、令和4（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）に定めるところによる。
- イ 選手の出場資格、組合せ及び障害区分の適用については、抗議することができない。

2 表彰

(1) 個人競技

各競技の組（卓球はブロック、ボッチャはプール）ごとに1位から3位までの選手にメダルを授与する。ただし、ボッチャを除き、組に異なった障害区分及び年齢区分がある場合は、その区分ごととする。

(2) 団体競技

1位のチームに賞状及び優勝杯を、2位及び3位のチームに賞状を、1位から3位までのチームの選手にメダルを授与する。

3 参加申込

(1) 申込方法

選手を派遣する都道府県・指定都市（以下「派遣者」という。）は、所定の参加申込書に必要事項を記入し、申し込むものとする。

(2) 申込期限

令和4（2022）年6月30日（木）必着とする。

(3) 提出先及び問合せ先

派遣者は、封筒に「二つ折り厳禁・参加申込書在中」と朱書きし、書留郵便で参加申込書を以下に送付すること。

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局

（栃木県 国体・障害者スポーツ大会局

全国障害者スポーツ大会課 競技運営担当）

TEL：028-623-3530（直通）

FAX：028-623-3527

(4) 申込後の変更の取扱い

ア 個人競技

病気等でやむなく選手を変更する場合には、派遣者が令和4（2022）年7月20日（水）までに、開催地主催者に文書で申し出、併せて新しく出場する選手の個人競技参加申込書を提出すること。その後の変更は認めない。また、参加を取り消す場合は、その都度、文書で開催地主催者に申し出ること。

イ 団体競技

病気等でやむなく選手を変更する場合には、派遣者が令和4（2022）年9月30日（金）までに、開催地主催者に文書で申し出、併せて必要な書類を提出すること。その後の変更は認めない。また、参加を取り消す場合は、その都度、文書で開催地主催者に申し出ること。

4 番号布

- (1) 個人競技に出場する選手は、競技用の服装に必ず番号布を付けるものとする。ただし、水泳に出場する選手はＩＤカード（所属選手団、氏名、出場種目等を記載したもの）をもって番号布に代える。
- (2) 番号布（ＩＤカードを含む。）は主催者が準備し、派遣者に配布する。
- (3) 番号布の布地の色は、障害別に次のとおり色分けし、数字は黒色とする。なお、障害が重複している場合には、出場する障害部門の色の番号布を使用し、布の下端５ｃｍに他の重複する障害部門の色を表示する。

ア	肢体不自由者	白
イ	視覚障害者	薄緑
ウ	聴覚障害者	黄
エ	知的障害者	桃
オ	内部障害者	水色
カ	精神障害者	薄茶

5 競技場への入退場

- (1) 係員の指示に従うものとする。
- (2) 出場選手の介助等のため競技エリア内に入場できる者は、あらかじめ主催者の許可を受けた者に限る。

6 公式練習

- (1) 期日
令和４（２０２２）年１０月２８日（金）とする。
ただし、アーチェリーは令和４（２０２２）年１０月２９日（土）に行う。
- (2) 時間および場所
別に定める。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、競技運営上必要な事項は、競技ごとに競技運営主管団体と協議の上、競技別実施要領に定める。
- (2) 参加者は、主催者が定めた「いちご一会とちぎ大会競技会における新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン」を遵守すること。

附則

この要項は、令和４（２０２２）年１月１２日から施行する。

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」 陸上競技実施要領

1 競技規則

令和4（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 ウォームアップ

大会当日のウォームアップは、定められた場所・方法で安全に留意し、競技役員の指示に従って行うものとする。特にトラックの横断は、決められた通路を使い、練習の妨害にならないよう、安全に十分留意する。練習を行うに当たっては、競技役員の指示に従い安全に留意して行う。

（1） 場所

第2陸上競技場及び投てき場

（2） 使用方法

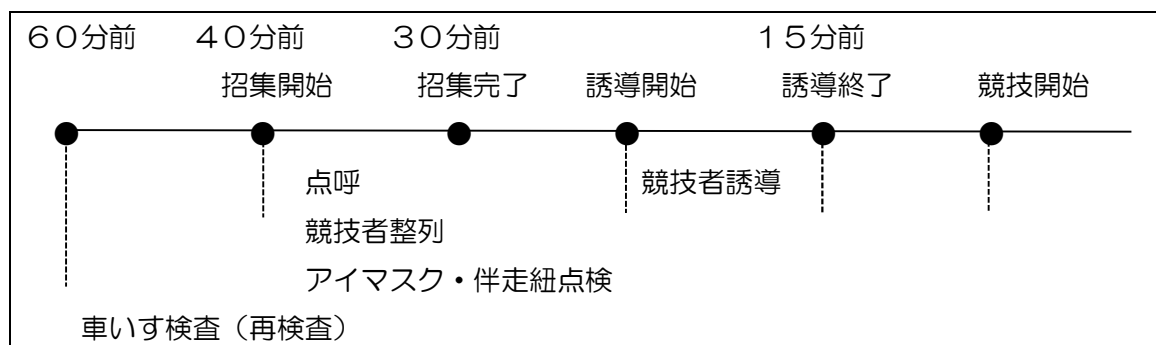
ア 車いすを使用する練習は、第1・第2レーンを周回使用する（第3レーンにカラーコーンを設置する。）。
イ 競走競技及びリレーの練習は、第4・5レーンを使用する（第6レーンにカラーコーンを設置する。リレーの練習をする際は、他の練習の妨げにならないよう配慮する。）。
スタート練習はホームストレート側・バックストレート側の第7・第8・第9レーンを使用する（視覚障害者が練習している場合は、視覚障害者の練習を優先する。）。
ウ ランニングは、トラック外・フィールド内の芝生を使用する。
エ 視覚障害者の50m・100m競走の練習は、バックストレート側の第7・第8・第9レーンを使用する。
オ 走高跳の練習は、フィールド内の走高跳ピットを使用する。
カ 立幅跳及び走幅跳の練習は指示されたピットを使用する。
キ スラロームの練習は、指定された場所を使用する。
ク ビーンバック投の練習は、指定されたピットを使用する。
ケ 砲丸投、ソフトボール投、ジャベリックスローの練習に関しては、指定された練習場を使用する。

（3） その他

投てき場については、各チームの監督・コーチが必ず付き添い、事故のないように責任を持って行う。

3 招集

- (1) 招集場所は、第3ゲート付近とする。
- (2) 招集の流れは競技開始予定時刻を基準として次のとおりとする。



(3) 招集の方法

- ア 競技者は、競技開始予定時刻の40分前から30分前までに点呼を受ける。代理は認めない。
- イ 点呼を受けた競技者は、競技役員の指示に従い、整列して誘導を待つ。
- ウ 招集完了時刻に遅れた競技者は棄権とみなし、競技に出場することができない。
- エ リレー種目に出場するチームは、招集完了時刻60分前までに、オーダー用紙2枚（同じ物）に記入し、テクニカルインフォメーションセンター（以下、TIC という。）に提出する（オーダー用紙は事前に配布する。）。
- オ 伴走者の持つ紐は、招集所において長さを確認する。
- カ 障害区分24の競技者が装着するアイマスクは、招集所において光が漏れないか競技役員が確認するとともに、不正なアイマスクを持ち込まないように手荷物検査を行う場合がある。

4 車いすの検査（投てき台含む）

- (1) 車いすを使用する競技者は、競技に出場する際に車いすの検査を受け、「車いす検査済証」の交付を受けなければならない。
- (2) 車いす検査は、車いす検査所において競技開始予定時刻60分前から開始する。
- (3) 一度不合格であった場合でも、招集完了時刻までに修理・改善すれば再検査を受けることができる（時間内に検査に合格しなければ競技に出場することができない。）。

5 服装等

- (1) 競技を行う時は、競技用の服装（ランニングシャツ、トレーニングシャツ等）を着用しなければならない。リレーに出場するチームの競技者は、原則、同一のユニフォームを着用しなければならない。

- (2) 番号布（アスリートビブス）は、主催者が交付したものを競技用服装の上衣の胸部及び背部につける。
ただし、走高跳の競技者は胸部又は背部のどちらかに付けばよい。また、車いす使用者は競技役員の指示に従い、車いすの見やすい位置に取り付ける。
- (3) 腰ナンバー標識は、両腰（車いす競技者はヘルメットの両側、50m競走に出場する車いす競技者は両腕等）によく見えるように貼り付け、競技役員の確認を受ける。
- (4) 競技の際に使用する靴は、日本陸上競技連盟競技規則の定めるところとし、競技用靴のスパイクピンの長さは、9mm以下、走高跳、ソフトボール投及びジャベリックスローは12mm以下とする。靴底の厚さは、トラック競技では800m未満の種目（リレーを含む。）は最大20mm、800m以上の種目は最大25mmとする（フィールド競技に関しては靴底の厚さの規定は適用しない。）。なお、障害により補装具等を使用している場合は、この限りではない。また、危険（けが）の予防上、裸足での競技参加は認めない。

6 介助者・伴走者

- (1) 「介助・伴走許可証（ビブス）」の交付を受けた者に限り競技場内に入場することができる。介助者・伴走者の入場を申請できる選手は、競技規則集に定める障害区分に拠る。その際は、競技開始前に理由を添えて申請し、主催者の許可を受けなければならない。
- (2) 介助者の服装は運動靴及び運動着とし、伴走者の服装は競技者の服装に準ずるものとする。
- (3) 伴走者は、50cm以内の伸縮性のない紐を持つこととする。フィニッシュで競技者の斜め後ろに位置しなかった場合は、失格とする。
- (4) 介助者及び伴走者は、競技役員の指示に従うものとし、競技場内では競技者の競技上有利になるような助言等をしてはならない。また、競技役員から注意・警告を受け、聞き入れない場合は、当該競技者を失格とする。
- (5) 介助者及び伴走者は、カメラ・ビデオ・携帯電話、若しくは類似の機器等を競技区域内で所持又は使用することはできない。また、競技に関係ない物についても持ち込むことができない。

7 競技場への入退場

- (1) 競技場への入退場については、すべて競技役員の指示により行う。
- (2) 競技が終了した競技者は、競技補助員により競技終了者待機所に誘導された後、競技者解散所に誘導され解散する。ただし、1位から3位までの入賞者は、競技役員または競技補助員に競技終了者待機所に誘導された後、表彰者待機所まで移動し、表彰を受けた後、競技者解散所で解散する。

8 競技方法

- (1) トラック競技の走路順又は競技順、フィールド競技の試技順は、プログラム記載順とする。
- (2) 50m、100m、200m、400m競走及び4×100mリレーは、セパレートレーンで行う。
ただし、視覚障害者（障害区分24）の50m競走は、オープンレーンで1名ずつ行う。
- (3) 800m競走は、第1曲走路のブレイクラインまでセパレートレーンで行う。
- (4) トラック競技で他の競技者を妨害した場合は、その競技者を失格とする。
なお、この場合も再レースは行わずレースは成立したものとする。
- (5) セパレートレーンで行う視覚障害者のトラック競技では、1競技者に2レーンを割り当てる。
- (6) 視覚障害者の50m競走に出場する競技者が使用する音源は、ハンドマイクに収納した音響（電子音）又は選手団で用意したものを使用することができる。
- (7) リレーの参加区分は、男女混合とする。
- (8) 走高跳を除くフィールド競技は3回までの試技が許される。
- (9) フィールド競技の場合、練習は試技順に1回を原則とする。競技運営の関係上、練習時間をとらずに直接試技に入ることがある。
- (10) 視覚障害者（障害区分24・25）の立幅跳及び投てき種目については、必要に応じて競技役員又は競技補助員が方向を指示する。ただし、立幅跳については声や音源による援助は行わない。
- (11) 視覚障害者（障害区分24）の競技者は、競技エリアでは光を通さないアイマスクを装着しなければならない。アイマスクを外すことができるのは、審判が認めたときだけであり、無断で外す（顔から離したりめくったりする行為を含む。）ことは認められない。
- (12) 走高跳において、表彰組の中で最後の1人となり、1位が決まった場合、バーを上げる高さ又はバーの上げ幅については、当該審判又は審判長が決定する。
- (13) 投てきに使用する競技用具は、主催者が用意したものとする。
- (14) 車いすで100m以上の競走競技に出場する競技者は、ヘルメットを着用して競技をしなければならない。ヘルメットの貸し出しは行わない。
- (15) 車いすで800m以上の競走競技に出場する競技者は、競技用車いす（レーサー）を使用しなければならない。
- (16) 走高跳のバーの最初の高さは、下記の通りとする。バーの上げ方は一律2cmとする。
 - 区分2・区分3：男子140cm、女子120cm
 - 区分25：男子115cm、女子100cm
 - 区分26：男子130cm、女子100cm

○区分27 : 男子100cm、女子100cm

- (17) すべての視覚障害者の走幅跳の踏切板の長さは1mとする。
- (18) 砲丸投はローテーションで行い、ジャベリックスロー、ソフトボール投は3回連続して行うものとする。ただし、車いす使用者は、種目に関わらず3回連続して行う。
※車いす使用者以外の競技者についても、競技運営の関係上、3回連続して投げる場合がある。

9 表彰式

表彰式は、各組の競技終了後に順次行う。

10 その他

- (1) 監督会議は令和4(2022)年10月28日(金)に行う。なお、時間及び場所については別途通知する。
- (2) 競技場へは、競技者、大会役員、競技役員、競技補助員、情報支援スタッフ、実施本部員及びあらかじめ許可された介助者・伴走者、報道関係者及び視察員等関係者以外は立ち入ることができない。
- (3) トラック競技に出場する競技者の衣服は、スタート準備完了後担当者(競技補助員)が競技終了者待機所へ運ぶ。
- (4) 抗議については、大型スクリーンでの記録発表の後、30分以内に競技者自身又は代理人あるいはチームを公式に代表する者がTICまで申し出る。その後の抗議は、一切受け付けない。
- (5) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途定める。

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」
水泳競技実施要領

1 競技規則

令和4（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 招集

- （1） 招集は競技開始予定時刻の30分前から行い、競技開始予定時刻の15分前までに完了する。
- （2） 招集完了時刻に遅れたときは、棄権とみなす。
- （3） 競技時刻は、進行の都合により変更する場合があるため、放送・掲示板等に十分注意すること。
- （4） 選手は、招集時に主催者が用意したIDカードを必ず携帯すること。
- （5） 台上、台の横からの飛び込み又は水中スタートの別をIDカードのスタート方法の欄に記載すること。
- （6） 前レースの表彰終了時間から次レースの招集終了時間までが10分以内の選手については、当該選手の代理の者がその旨を招集所に申し出ることにより、代行することができる。

3 リレーオーダー用紙の提出

リレーオーダー用紙は、その種目が行われる60分前までに選手総合受付に提出すること。

4 選手紹介

競技前の選手紹介のときは、選手は椅子から立って紹介を受けることとする。ただし、車いす使用者及び立つことが困難な選手は、着席した状態で片方の手を挙げる等により紹介を受けることができる。

5 介助者等

- （1） 障害によりやむを得ず、介助者による補助や指示が必要な選手については、介助者または同伴者の入場を許可することができる。
- （2） 申請対象となる障害区分
 - ア 競技規則上可能な介助
 - （ア） スタート介助（入退水介助含む。）
身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁に付けることができない競技者
障害区分 11、13、17、19、22
 - （イ） タッピング
障害区分 23、24（ただし障害区分 23 は必ず介助者が必要）
50m種目ではスタート・ターンのサイド各1名、計2名が必要
 - イ 競技規則以外で可能な介助
 - 入退水介助
障害区分 14、15、16

ウ 競技規則以外で可能な同伴

(ア) 情緒不安定

障害区分26及び同等の障害が重複する競技者（他選手に迷惑をかける場合に限る。）

(イ) 種目の指示

障害区分26及び同等の障害が重複する競技者（泳ぐ種目を理解できない場合に限る。）

障害区分26のリレー種目の同伴者は、個人種目で全員に同伴許可があってもチームで1名、特別な事情がある場合は2名以内とする。

(3) 申請

ア 介助及び同伴を必要とする選手は、参加申込時にその理由を添えて主催者に申請しなければならない。

イ 本項(2)の「申請対象となる障害区分」以外で同等の障害を有し、介助又は同伴を必要とする場合は、参加申込時にその理由を添えた申請が必要である。

ウ 参加申込以後、介助者を要する事情が発生した場合は、公式練習時の自選手団公式練習終了60分前までに「特記事項変更申請書」を選手総合受付に提出し、審判長の許可を得なければならない。

ただし、初参加のため「不安がっている」、「緊張している」等、障害の種類や程度によらない理由での申請は認めない。

(4) 禁止事項

ア 介助者及び同伴者は、競技エリア及び招集所においてのコーチング（声かけを含む。）をしてはならない。

(ア) 他の選手の迷惑となる行為は招集所の外で対応すること。

(イ) 本項(2)ウ(イ)「種目の指示」の場合は、同伴者による距離及び種目の確認のための声かけは認める。

イ 介助者及び同伴者は、競技エリア及び招集所において、許可されたこと以外をしてはならない。例えば、カメラ、ストップウォッチ、携帯電話等の使用は認めない。

6 誘導

(1) 競技エリアでの誘導は、競技役員及び競技補助員が行う。

なお、許可を受けた介助者がいる場合は、競技役員の指示に従うこと。

(2) 選手は、競技終了後、競技役員及び競技補助員の誘導により、選手解散所にて解散する。

なお、入賞者は、表彰式終了後に選手解散所にて選手出迎えの者に引き継ぐものとする。すべての出場種目が終了した選手は、選手解散所でIDカードを返却する。

7 出発合図

出発合図は、閃光・電子音装置を使用する。

障害区分25のスタートにおいては、閃光・電子音装置に加え、出発合図員がスタートの合図を行う。

8 計時

- (1) 計時は、自動審判計時装置及び半自動計時装置を使用する。
- (2) 有効面外のタッチ又はライトタッチで自動審判計時装置が作動しない場合は、半自動計時装置により計測した記録とする。

9 浮具の使用

障害区分 22 の浮具の使用が必要な選手は、参加申込時に申し出があり、かつ、審判長が認めた場合に限り、使用することができる。ただし、浮具は選手が用意しなければならない。

10 貸出用車いす

競技エリア内への入場の際に車いすが必要な選手は、原則として主催者の用意した車いすを使用するものとする。この場合、主催者に対して参加申込時に申請すること。

なお、自身の車いすを使用する場合は車輪の汚れを取り除くこと。

11 種目順

別表の種目順により競技を行うので、参加申込時に参考にする。ただし、編成上、やむを得ず種目順を変更することがある。

12 開始式・表彰式

(1) 開始式

ア 開始式は、競技開始前にプールサイドで行う。

イ 開始式に参加する選手は、開始式開始 10 分前までに、プールサイドの指定された場所に集合すること。

ウ 開始式に参加する選手は、原則として衣服を身に着けること。

(2) 表彰式

ア 表彰式は、各組の競技終了後に順次行う。

イ 表彰式に参加する選手は、原則として衣服を身に着けること。

13 撮影

(1) 介助者または同伴者によるプールサイドでの撮影は禁止する。

(2) フラッシュ撮影は禁止する。

14 ウォームアップ

ウォームアップについては、主催者において別途定める。

15 更衣・服装

(1) F I N A の公認した水着を着用すること。ただし、身体的理由により F I N A の公認した水着の着用が不可能な場合、選手受付時に「F I N A 規定外の水着使用申請書」を選手総合受付へ提出し、審判長の許可を得ること。

(2) 更衣は、更衣室を利用すること。

なお、異性による介助を必要とする者は、参加申込時に申請の上、専用の更衣室を使用すること。

(3) 更衣室及び競技エリア以外では、水着及び裸足の状態で歩き回らないこと。

16 その他

- (1) 監督会議は、令和4（2022）年10月28日（金）に行う。なお、時間及び場所については別途通知する。
- (2) プールの水深は200cmとする。途中でプールの底に立つことができないため、競技者は余裕をもって泳ぐことができる種目に出場すること。
なお、入退水専用レーンには、両隅に低床フロアーを設置する。
- (3) プールの水温は28℃～30℃とする。
- (4) 競技エリアへは、主催者や競技団体からの許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
- (5) 貴重品については、各自責任を持って管理すること。
- (6) 土足厳禁の区域制限を守ること。
- (7) 競技エリアでは、水分補給のみ認め、水分補給以外の飲食は禁止する。
- (8) 選手の控所は、指定された場所を利用すること。
- (9) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

別表 種目順

1	25m自由形	6	50m平泳ぎ
2	25m平泳ぎ	7	50m背泳ぎ
3	25m背泳ぎ	8	50mバタフライ
4	25mバタフライ	9	4×50mリレー
5	50m自由形	10	4×50mメドレーリレー

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」 アーチェリー競技実施要領

1 競技規則

令和4（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 競技方法

- （1） 1標的2名（A・B）の1立制とし、3射ごとに採点・矢取りを行う。
- （2） 行射時間は3射2分とする。
- （3） 練習は競技開始前に行い、「3射2分矢取り」を2回繰り返す。
- （4） 競技進行は、音響・視覚による時間管理装置（信号機）により行う。
- （5） 得点記録及び矢の回収はチームの監督、競技者の代行者（エージェント）が行う。ただし、チームの監督・代行者が回収できない場合は、委託を受けた栃木県アーチェリー協会が行う。

3 的番・立順

的番及び立順は、主催者が決定する。

4 用具

競技に必要な用具は、競技者が各自用意し、用具検査を受けたものを使用する。大会期間中の用具管理は、各自の責任において行う。

5 服装等

- （1） 競技時の服装は、競技規則に準じたものとする。
- （2） 番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを競技者のクイバー又は大腿部に表示し、競技中は常にシューティングライン後方から見えなければならない。
なお、指定の場所への表示が難しい場合は、状況に応じて別途指示をする。

6 用具検査

用具検査は、令和4（2022）年10月29日（土）及び30日（日）に競技会場で行う。用具検査には、弓具以外に服装、番号布、車いす、補助具等を含む。

7 開始式・表彰式

- （1） 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- （2） 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 アシスタント

- (1) 障害区分1又は特別な事情のある競技者は、アシスタントを1名つけることができる。競技者の介助を行う者は、あらかじめ主催者の許可を得て競技者と同じゼッケンの交付を受け、表彰式終了時まで着用する。
- (2) アシスタントは、必要に応じてシューティングライン（SL）まで入場することができる。
- (3) 競技者に対する助言は認めない。
ただし、用具に重大な異常が生じていることを告げる場合を除く。
- (4) アシスタントの違反行為は、すべて競技者の違反行為とみなす。
- (5) アシスタントは、射場内に競技上必要な物以外は持ち込んで서는ならない。
- (6) アシスタントは、競技役員の指示に従わなければならない。

9 その他

- (1) 監督会議は令和4（2022）年10月29日（土）に行う。なお、時間及び場所については別途通知する。
- (2) 競技場内へは、競技者、監督、コーチ、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、情報支援スタッフ及びあらかじめ許可されたアシスタント、報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることができない。
- (3) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」 卓球競技実施要領

1 競技規則

令和4（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 競技方法

- （1） 競技種目は、一般卓球とサウンドテーブルテニス（以下「STT」という。）とし、5ゲームズマッチ（1ゲームは11点）で行う。
- （2） 試合は、各ブロックのリーグ戦方式で行う。
- （3） 各ブロックは4名以内とし、原則として同一の障害区分及び年齢区分の選手で構成する。
- （4） 出場選手の少ない障害区分及び年齢区分では、別の障害区分及び年齢区分の選手と併せて同一ブロックを構成することがある。ただし、順位の決定、記録の認定及び表彰は、それぞれの障害区分及び年齢区分別に行う。

3 競技用具・競技条件等

- （1） 一般卓球の競技用具
 - ア テーブルの色は、ブルー又はレジュブルーを使用する。
 - イ 使用球は、公益財団法人日本卓球協会公認プラスチック球とし、主催者が用意する。
 - ウ 競技領域は、長さ8m、幅5m以上とする。
- （2） STTの競技用具・競技条件
 - ア 卓球台は、ブルーを使用する。
 - イ 使用球は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認プラスチック球とし、主催者が用意する。
 - ウ アイマスク又はアイシェードは各自で用意することとする。
 - エ 競技領域は、長さ5m、幅4m以上とする。

4 服装等

- （1） 競技用服装は、公益財団法人日本卓球協会が公認したマークの付いたものでなければならない。身体の障害等により日本卓球ルールで定められた服装の着用が困難な者は、事前に「服装緩和措置申請書」を審判長に提出し、許可を得ること。
- （2） 主催者が交付した番号布（ゼッケン）を競技用服装の背部に付けること。
- （3） 義肢や松葉杖を使用する選手は、特に支障がない限り、接触面にあてがう布やカバー等を用意すること。

5 選手招集

- （1） 選手招集時刻は、試合開始15分前とする。
- （2） 選手招集時刻に遅れた選手は、原則として棄権とみなす。

6 サービス規定緩和

身体の障害等によりサービスの規定の緩和が明らかに必要な場合は、事前に「サービス緩和申請書」を審判長に提出し、許可を得ること。

7 介助者

- (1) 介助が必要な選手については、申込時に介助者の入場申請ができる。ただし、介助者はベンチ（アドバイザー席）に入ることができない
- (2) 「介助許可証（ビブス）」の交付を受けた者に限り競技場内に入場することができる。
- (3) 介助者は、競技者が競技上有利になるような助言等をしてはならない。
- (4) 競技場内に競技上必要な者以外を持ち込んで서는ならない。
- (5) 介助者は、競技会場内では、競技役員の指示に従うものとし、注意・警告を受け、聞き入れない場合は、当該競技者を失格とする。

8 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

9 その他

- (1) 監督会議は令和4（2022）年10月28日（金）に行う。なお、時間及び場所については別途通知する。
- (2) 競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
- (3) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」 フライングディスク競技実施要領

1 競技規則

令和4（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 競技方法

- （1） 競技は、すべて競技役員の指示により進行する。
- （2） 競技は、主催者が用意した公式用具により行う。

3 服装等

- （1） 競技を行うときは、競技用の服装（運動しやすい服装等）とし、靴はスパイクが付いていない運動靴を着用する。
- （2） 番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを競技用服装の上衣の胸部及び背部に付ける。

4 開始式・表彰式

- （1） 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- （2） 表彰式は、各組の競技終了後に順次行う。

5 受付・招集

- （1） 選手は競技会場到着後、選手受付所において選手団ごとに受付を行う。
- （2） 選手招集所は、競技会場内に設ける。
- （3） 招集は、その組の競技開始予定時刻20分前に開始し、10分前に完了する。
- （4） 選手は、招集完了時刻までに選手招集所に集合し、競技役員の点呼を受けらる。招集時刻に遅れた者は棄権とみなす。

6 介助者

- （1） 介助者として競技エリア内への入場を希望する者は、あらかじめ主催者の許可を得なければならない。許可を受けた者に限りビブスを着用し競技エリア内に入場することができる。
- （2） 入場者申請をする者は、以下の項目を理解した上で申請するものとする。
 - ア 介助者は、スパイクが付いていない運動靴を着用する。
 - イ 介助者は、競技役員の指示に従うものとし、競技場エリア内では競技者の競技上有利になるような助言、応援、声かけ、合図の仕合をしてはならない。また、競技エリア内での撮影、通信機器の使用及び記録の書き取りは禁止する。これらに違反した場合、当該介助者を退場とする。
 - ウ ビブスは選手解散所で返却すること。

7 その他

- (1) 監督会議は令和4（2022）年10月28日（金）に行う。なお、時間及び場所については、別途通知する。
- (2) 大会当日のディスクを使用した練習は練習会場に限る。練習会場では安全に留意し、係員の指示に従って行うものとする。
- (3) 練習用ディスクは、主催者が用意する。
- (4) 競技場内への入退場は、競技役員の指示により行う。
- (5) 競技及び表彰の終了した選手は、競技役員又は競技補助員が解散所まで誘導し、解散する。
- (6) 競技場内へは、選手、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、情報支援スタッフ及びあらかじめ許可された介助者、報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることができない。
- (7) 原則として、雨天であっても競技実施とするため、雨具、防寒具等は各自で準備するものとする。
- (8) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」 ボッチャ競技実施要領

1 競技規則

令和4（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム編成

- (1) 男女の区別なく、立位選手1名及び座位選手1名にてチームを構成する。
- (2) 障害の程度の重い選手には競技アシスタントを付けることができる。
- (3) チームにはコーチを1名配置することができる。

3 競技方法

- (1) 3チームまたは4チームのプールに分かれ、各プールにてリーグ戦を行う。
なお、プール分けに際して障害区分は考慮しない。
- (2) 試合は1対1の個人戦を2エンド行い、2エンドの総得点で勝敗を決定する。2エンド終了時に同点の場合は、タイブレイク（ファイナルショット制度）で勝敗を決定する。
- (3) 試合はリレー方式とし、エンドごとに選手が交代する。立位選手と座位選手の順番は問わない。
- (4) ジャックボールを含めた各チームの投球時間の合計は、1エンドあたりそれぞれ6分とする。タイブレイク（ファイナルショット制度）では、各チームの投球時間は設定しない。

4 コート

- (1) コートの大きさは12.5m×6mとする。
- (2) コートのラインテープはボックスサイドライン、ターゲットボックス、クロスには2.5cm幅、それ以外は5.0cm幅の白色ラインテープを使用する。
- (3) 競技にて使用するスローイングボックスは3番と4番のみとする。

5 ボール

- (1) 主催者にて以下のボールを用意する。
アポワテックBC-AP-001
- (2) 選手は(1)にて示すボールではなく、自身が用意するボールを使用してもよい。その場合、どちらのチームも自分たちが使用するボールを2セット持って、試合に臨むことができる。また、これより多いボールを試合に持ち込んではいない。

6 用具検査

- (1) 用具検査は公式練習日にランダムチェックにて実施する。

- (2) 検査の結果、基準を満たしていないと判断された競技用具は、試合では使用できない。

なお、ボールが基準を満たしていないと判断された場合、試合では主催者が用意するボールを使用しなければならない。

7 ウォーミングアップ

- (1) ウォーミングアップは試合を行うコートにて各プールの第1試合開始前に30分程度行うことができる。また、各試合開始前に2分間ウォーミングアップの時間を設ける。
- (2) 会場内に練習専用コートは設置しない。

8 招集

- (1) 選手、競技アシスタント及びコーチは、試合開始20分前から10分前の間に、オーダーシート及び使用する競技用具を持参のうえ招集所に入ること。
- (2) 招集時間に現れなかった選手は原則として棄権とみなし、試合に出場できない。また、招集時間に現れなかった競技アシスタント、コーチは原則として試合に参加できず、招集所に持参されなかった競技用具は試合では使用できないものとする。
- (3) 招集所には選手、競技アシスタント及びコーチ以外は入ることができない。
- (4) 招集所にてオーダーシートの提出及びコイントスによる投球順序の決定を行う。

9 ゼッケン

ゼッケンは選手に1枚、競技アシスタントに1枚配付する。選手は胸か足（前面）競技アシスタントは背中にゼッケンを取り付けることとする。ゼッケンを付けていない選手、競技アシスタントは招集所での受付ができないので注意すること。

10 競技進行

競技時間は、原則、プログラムに記載の競技日程表にしたがって行われるが、試合の延長などにより遅延することがある。その場合は、会場内の記録速報所に掲示される競技日程表に時間の変更を記載するので、選手及びチーム関係者は都度確認を行うこと。

11 表彰

- (1) 各プール3位までの選手にメダルを授与する。
- (2) 競技アシスタント及びコーチはメダル授与の対象外とする。

12 開始式・表彰式

- (1) 開始式
- ア 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- イ 開始式に参加する選手は、開始式開始5分前までに、競技会場内の指定された場所に集合すること。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

13 撮影

- (1) 競技アシスタント、コーチによる競技中の撮影は禁止する。
- (2) フラッシュ撮影は禁止する。

14 その他

- (1) 監督会議は令和4（2022）年10月28日（金）に行う。なお、時間及び場所については別途通知する。
- (2) 競技エリアへは、選手のほか、主催者や競技役員の許可を受けた関係者以外は立ち入ることができない。
- (3) 貴重品については、各自責任を持って管理すること。
- (4) 競技エリアは土足禁止であるため、各自体育館シューズに履き替えること。なお、車いすの選手については、競技エリア入口に設置する粘着マットシートにてタイヤの汚れを落とすこと。
- (5) 競技エリアでは水分補給のみ認め、水分補給以外の飲食は禁止する。
- (6) 選手の控所は、指定された場所を利用すること。
- (7) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」 ボウリング競技実施要領

1 競技規則

令和4（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 競技方法

- （1） 試合の方法は、デュアルレーン（アメリカン）方式で行う。
- （2） 競技はすべてスクラッチ4ゲームとし、その合計得点により順位を決定する。
※順位の決定の際、同点の成績の場合は規定に基づきゲームローハイにて決定する。
- （3） 原則として、ゲームは1ボックス（2レーン）8名までとし、1フレームごとに交代で投球する。
- （4） 投球練習は、競技開始前に競技役員の指示により、各選手が競技を行う2つのレーンで10分間行う。
- （5） 隣り合ったレーンで、同時に投球姿勢に入った場合は、右側のレーンの選手を優先する。
- （6） ファウルについては、自動式ファウル判定機を使用する。
- （7） オートマチックスコアラーの操作及び個人記録カードの記入は、各選手団においてすべて競技役員が行う。
- （8） 競技は、競技日程に基づき実施し、すべて競技役員の指示で行う。
- （9） 競技に使用できるボールは、現行規則に適合するもののほか、令和2（2020）年8月1日改訂以前の規則に適合するものも使用可能とする。

3 服装等

- （1） 服装は、ボウリング競技をする上でふさわしいものを着用する。
- （2） ソックスを必ず履くこと。
- （3） 番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを胸部及び背部に付ける。

4 招集

- （1） 受付後、指定されたボックスに招集し、投球練習開始時間の20分前から開始し、10分前に完了する。
- （2） 招集完了時刻に遅れた選手は、棄権したものとみなし、競技に出場できない。

5 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、各シフトの競技終了後に順次行う。

6 その他

- (1) 監督会議は令和4（2022）年10月28日（金）に行う。なお、時間及び場所については別途通知する。
- (2) 各選手団において選手以外にボウラースエリアに入ることができる者は、選手、監督またはコーチ（各選手団、IDカードを付けた1名のみ）、競技役員、競技補助員とする。ただし、各選手団の監督またはコーチが立ち入ることができるエリアは、自チームが競技しているボックス内とする。
- (3) 選手は、競技中ボウラースベンチを離れてはならない。やむを得ず離れる場合は、必ず競技役員に申し出ること。
- (4) ボウラースエリアに入る際は、必ず屋内シューズを着用すること。
- (5) 競技会場のハウスボール及びハウスシューズを使用する場合は、参加申込書にその旨を記載し、主催者が競技会場において用意する。
 - ア ハウスシューズは、主催者が所定の場所に用意し、選手はボウラースベンチ後方の通路で履き替える。
 - イ ハウスボールは、主催者が所定の場所に用意し、選手は競技終了後、速やかに元の場所に返却する。
- (6) ボールを拭くタオルは、選手自ら用意すること。
- (7) 競技上不明な点は、競技本部に問い合わせること。
- (8) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」 バスケットボール競技実施要領

1 競技規則

令和4（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

- （1） チームの構成は、コーチ1名、アシスタントコーチ1名、マネージャー1名、選手12名以内とする。ここでいうコーチとは、ゲーム中、実際にチームを指揮する者を指す。
- （2） コーチ、アシスタントコーチ、マネージャーが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合、選手の数には選手を兼ねるコーチ、アシスタントコーチ、マネージャーを含めて12名以内とする。
- （3） 男女別にチームを編成する。

3 競技方法

- （1） 試合は、男女別トーナメント方式とし、3位決定戦を実施する。また、トーナメント戦以外に、交流戦を実施する。
- （2） トーナメント戦は、10分のクォーターを4回行うものとし、第1クォーターと第2クォーターの間及び第3クォーターと第4クォーターの間にそれぞれ2分のインターバルをおく。
第2クォーターと第3クォーターの間に10分のハーフタイムをおく。
- （3） 交流戦は、10分のクォーターを2回行うものとし、第1クォーターと第2クォーターの間に2分のインターバルをおく。第2クォーターには、公益財団法人日本バスケットボール協会競技規則の第4クォーターのルールを適用する。
ただし、第2クォーター終了時に同点の場合は勝敗を決しない。

4 服装等

- （1） 出場選手は、濃色と淡色（白色が望ましい。）の2種類のユニフォームを用意し、原則として組合せ番号の若いチームが淡色（白色が望ましい。）のユニフォームを着用すること。
ただし、2試合目以降については、両チームの協議により、ユニフォームの色の濃淡を変更することができる。
- （2） 番号は、0、00及び1から99までの番号を使用し、審判とスコアラーにはっきりと分かるように付けること。

5 試合球

試合球は、公益財団法人日本バスケットボール協会検定球、男子は7号球（モルテンB7G5000）、女子は6号球（モルテンB6G5000）とし、主催者が用意する。

6 組合せ

組合せは、令和4（2022）年7～8月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもとに代理抽選の上決定する。

7 チームベンチ

チームベンチは、組合せ表の番号が若いチームをオフィシャルテーブルに向かって右側とする。

8 開始式・表彰式

- （1） 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- （2） 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

9 その他

- （1） 監督会議は令和4（2022）年10月28日（金）に行う。なお、時間及び場所について別途通知する。
- （2） 開始式、表彰式に参加する選手は、原則として、ユニフォーム又はジャージのいずれかを、チームで統一し着用すること。
- （3） 競技場内には、チームベンチエリアに入る者のほか、主催者が認めた者以外は入ることができない。
ただし、車いす使用者及びその介助者等は、指定された場所で観覧及び応援することができる。
- （4） トレーナー1名を、決められた席に待機させることができる。なお、トレーナーは参加申込時に登録した者に限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、障がい者スポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- （5） 会場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。
- （6） 練習は定められた場所で安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。
- （7） 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」 車いすバスケットボール競技実施要領

1 競技規則

令和4（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、同年度の一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟競技規則及びこの要領の定めるところによる。

2 チーム

- （1） チームの構成は、コーチ1名、アシスタントコーチ1名、マネージャー1名及び選手12名以内とする。ここでいうコーチとは、ゲーム中実際にチームを指揮する者を指す。
- （2） コーチ、アシスタントコーチ、マネージャーが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合、選手の数には選手を兼ねるコーチ、アシスタントコーチ、マネージャーを含めて12名以内とする。
- （3） 男女混合のチーム構成も可とする。

3 競技方法

- （1） 試合は、トーナメント方式とし、3位決定戦を実施する。また、トーナメント戦以外に、交流戦を実施する。
- （2） トーナメント戦は、10分のクォーターを4回行うものとし、第1クォーターと第2クォーターの間及び第3クォーターと第4クォーターの間にそれぞれ2分のインターバルをおく。
第2クォーターと第3クォーターの間に10分のハーフタイムをおく。
- （3） 交流戦は、10分のクォーターを2回行うものとし、第1クォーターと第2クォーターの間に2分のインターバルをおく。第2クォーターには、公益財団法人日本バスケットボール協会競技規則の第4クォーターのルールを適用する。
ただし、第2クォーター終了時に同点の場合は勝敗を決しない。

4 服装等

- （1） 出場選手は、濃色と淡色（白色が望ましい。）の2種類のユニフォーム（シャツ）を用意し、原則として組み合わせ番号の若いチームが淡色（白色が望ましい。）のユニフォーム（シャツ）を着用すること。
ただし、第2試合目以降については、両チームの協議により、ユニフォームの色の濃淡を変更することができる。
- （2） 背番号は0、00及び1から99までの番号を使用し、審判とスコアラーにはっきりと分かるように付けること。

5 試合球

試合球は、公益財団法人日本バスケットボール協会検定7号球（モルテンB7G5000）とし、主催者が用意する。

6 組合せ

組合せは、令和4（2022）年7～8月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いの下に代理抽選の上決定する。

7 開始式・表彰式

- （1） 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- （2） 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 出場選手の持ち点の確認及び競技用車いすの検査

出場選手は、大会当日までに一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟発行の選手登録証及び持ち点カードにより、補装具等の確認を受けるとともに、競技用車いすの検査を受けること。

持ち点について疑義が生じたときは、審査を行って持ち点を変更することがある。

9 チームベンチ

チームベンチは、組合せ番号が若いチームをオフィシャル・テーブルに向かって右側とする。

10 その他

- （1） 監督会議は令和4（2022）年10月28日（金）に行う。なお、時間及び場所については別途通知する。
- （2） 開始式、表彰式に参加する選手は、原則として、ユニフォーム（シャツ）又はジャージのいずれかを、チームで統一し着用の上、競技用車いすで参加すること。
- （3） 競技場内には、チームベンチエリアに入る者のほか、主催者が認めた者以外は入ることができない。
ただし、車いす使用者及びその介助者等は、指定された場所で観覧及び応援することができる。
- （4） トレーナー1名を、決められた席に待機させることができる。なお、トレーナーは参加申込時に別に登録した者に限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、障がい者スポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- （5） 会場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。
- （6） 練習は定められた場所で安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。
- （7） 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」 ソフトボール競技実施要領

1 競技規則

令和4（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

- （1） チームの編成は、監督1名、コーチ2名以内及び選手15名以内（男女は問わない。）とする。
- （2） 監督及びコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合の選手の人数は、選手を兼ねる監督及びコーチを含め15名以内とする。

3 競技方法

- （1） 試合は、トーナメント方式とし、3位決定戦を実施する。また、トーナメント戦以外に、交流戦を実施する。
- （2） 試合は5回とし、試合開始後60分を経過した後は、新しい回に入らない。
- （3） 同点の場合は、タイブレークにより試合を延長して行う。ただし、延長は2回を限度とし、延長開始後15分を経過した後は、新しい回には入らない。それでも同点の場合は、最終回に出場していた選手9名（DP制を採用した場合はFP選手を除く。）の抽選によって勝敗を決定する。
- （4） 3回終了以降、10点以上の差が生じたときは、得点差コールドゲームとする。また、降雨等の事情により試合の継続が不可能と判断され、コールドゲームとなった場合は、3回以上の回を終了していれば、正式の試合と認める（決勝戦を含む。）。
- （5） ファーストピッチにより行う。
- （6） 競技場のフェア地域及び塁間距離と投球距離は、女子の規格に準じる。
- （7） パスボール、振り逃げ、スクイズバント及び、盗塁は適用しない。
- （8） ピッチャーが投球したボールが、ホームベースを通過した時点でボールデッドとし、キャッチャーからの牽制、暴投による進塁など、その後のプレーは成立しない。
- （9） ランナーが進塁を故意に遅らせた場合は、審判団から厳重に注意し、再度繰り返す場合は、審判団の判断で遅延行為によりランナーをアウトとする。
- （10） 指名選手（DP）及び再出場（リエントリー）を採用する。
- （11） 試合球は、公益財団法人日本ソフトボール協会検定ゴム製3号球とし、主催者が用意する。

4 服装等

- （1） 同一チームの監督、コーチ及び選手は、同色・同意匠のユニフォームを着用しなければならない。

- また、男子は同じ帽子を着用しなければならない。
- (2) ユニフォームナンバーは、背中と胸下につけなければならない。監督は30番、コーチは31番と32番、主将は10番とし、他の選手は1番から99番の番号とする。
- また、ユニフォームの左袖（左肩から10cm程度）に都道府県・指定都市名を表示すること。
- (3) 打者・打者走者・走者、次打者及び1・3塁のベースコーチは、両耳あてのある同色のヘルメットを着用する。また、捕手は、スロートガード付きマスク、捕手用ヘルメット、ボディプロテクター及び膝当て付きレガースを着用する。
- (4) 金属製スパイクの使用は禁止する。

5 組合せ

組合せは、令和4(2022)年7～8月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもとに代理抽選の上、決定する。

6 打順表等

- (1) 打順表は、試合開始時刻の30分前までに5部作成し、競技本部へ提出する。
- ただし、第1試合は、開始式終了後に提出すること。
- なお、打順表は監督会議において競技本部から配布する。
- (2) 攻守の決定は、打順表提出時に審判員立会いのもと、コインのトスによって決定する。

7 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 その他

- (1) 監督会議は令和4(2022)年10月28日(金)に行う。なお、時間及び場所については別途通知する。
- (2) ベンチは、組合せ表の番号が若いチームを1塁側とする。
- (3) ベンチ内へは、監督、コーチ、選手以外は入ることができない。ただし、チームスタッフとは別にトレーナーを帯同しているチームは、1名ベンチに入ることができる。なお、トレーナーは参加申込時に登録した者に限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、障がい者スポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- (4) 競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
- (5) 練習場所については、主催者からの指示に従うものとする。
- (6) 練習球は、各チームが用意する。
- (7) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」 グラウンドソフトボール競技実施要領

1 競技規則

令和4（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

- （1） チームの構成は、監督1名、選手15名以内（男女は問わない。）とし、他に専任のコーチャー4名以内、スコアラ－1名及びマネージャー1名を設けてもよい。
- （2） 監督が選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合の選手の人数は、選手を兼ねる監督含め15名以内とする。

3 競技方法

- （1） 試合は、トーナメント方式とし、3位決定戦を実施する。また、トーナメント戦以外に交流戦を実施する。
- （2） 試合時間は90分（決勝・3決は110分）とする。
試合は7回までとし、試合開始後80分（決勝・3決は100分）を経過した後は、新しい回に入らない。7回終了時、同点の場合は8回からタイブレークにより試合を延長して行う。
- （3） 試合時間が90分を超えて同点の場合は、試合終了時に出場していた両チームのメンバーの抽選によって勝敗を決定する。
- （4） 指名打者（DH）及び、再出場（リエントリー）を採用する。
- （5） 試合球は、全日本グラウンドソフトボール連盟公認球とし、主催者が用意する。

4 服装等

- （1） 同一チームの監督、コーチャー及び選手は、同色・同意匠のユニフォームを着用しなければならない。
- （2） ユニフォームナンバーは、背中と胸下につけなければならない。監督は30番、専任のコーチャーは31番から34番、主将は10番とし、他の選手は1番から99番の番号とする。
また、ユニフォームの左袖に都道府県・指定都市名を表示すること。
- （3） 競技中、コーチャーズボックスにいるランナーコーチャーは、黄色の帽子を着用すること。

- (4) スコアラー及びマネージャーは、ユニフォームを着用してはならない。
- (5) 金属製スパイクの使用は禁止する。
- (6) 危険防止のため、競技中の選手（コーチャー含む。）は、腕時計、ブレスレット、ネックレス等、危険と思われるものを着用してはならない。

5 組合せ

組合せは、令和4（2022）年7～8月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもとに代理抽選の上、決定する。

6 打順表等

- (1) 打順表は、試合開始時刻 30 分前までに5部作成し、競技本部へ提出する。
ただし、第1試合は開始式終了後に提出すること。
なお、打順表は監督会議において競技本部から配付する。
- (2) 攻守の決定は、打順表の提出時に審判員立会いのもと決定する。

7 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 その他

- (1) 令和4（2022）年10月28日（金）に監督会議を行う。なお、時間及び場所については別途通知する。
- (2) ベンチは、組合せ表の番号が若いチームを1塁側とする。
- (3) ベンチ内へは、監督、コーチャー、選手、スコアラー、マネージャー以外は入ることができない。
- (4) 競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
- (5) アイシェード、全盲プレイヤーの標示物、黄色標示物、コーチャー用帽子及び練習球は、各チームで用意すること。
- (6) 練習場所については、主催者からの指示に従うものとする。
- (7) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」 バレーボール競技実施要領

1 競技規則

令和4（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

全てのチームにおいて監督及びコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合の選手人数は、選手を兼ねる監督及びコーチを含めて12名以内とする。

（1）聴覚障害者のチーム

ア チームの構成は、監督1名、コーチ1名、マネージャー1名及び選手12名以内とする。

イ 男女別にチームを編成する。

（2）知的障害者のチーム

ア チームの構成は、監督1名、コーチ1名、マネージャー1名及び選手12名以内とする。

イ 男女別にチームを編成する。

（3）精神障害者のチーム

ア チームの構成は、監督1名、コーチ1名、マネージャー1名及び選手12名以内とする。

イ 男女混合でチームを編成する（試合中は少なくとも1名以上の女性プレーヤーが出場していなければならない。）。

3 競技方法

（1）試合は、聴覚障害の部（男女別）、知的障害の部（男女別）及び精神障害の部ごとにトーナメント方式とし、3位決定戦を実施する。また、トーナメント戦以外に、交流戦を実施する。

（2）全試合3セットマッチとし、2セットを先取したチームを勝ちとする。

（3）1セット25点のラリーポイント制とする。なお、得点が「24対24」の同点となった場合、それ以降は、2点リードしたチームをそのセットの勝者とする。

（4）第3セットでは、いずれかのチームが13点先取したときにコートの変更を行う。

（5）試合は、ワンボールシステムで行う。

（6）設定時刻を超える場合は直前の試合終了の10分後にプロトコールを開始する。ただし、連続試合となる場合は試合終了後の20分後にプロトコールを開始する。

4 服装等

（1）競技者番号は、1番から12番までとする。やむを得ない場合は、1番から

99番まで認める。また、ユニフォームに都道府県・指定都市名を表示し、キャプテンマーク及び背番号等のサイズは、規定のものとする。

- (2) リベロプレーヤーを採用する場合は、他の競技者と明確に区別できるユニフォームを着用すること。

5 試合球

- (1) 聴覚障害の部及び知的障害の部の試合球は、次の公益財団法人日本バレーボール協会検定球5号球とする。
ア 男子：ミカサ製カラーボール（V300W）
イ 女子：モルテン製カラーボール（V5M5000）
- (2) 精神障害の部の試合球は、日本ソフトバレーボール連盟公認球ソフトバレーボール球・糸巻きタイプ（モルテン製 S3Y1500—WX：円周78±1cm、重量210g±10g）とする。

6 組合せ

組合せは、令和4（2022）年7～8月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いの下に代理抽選の上、決定する。

7 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
(2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 その他

- (1) 監督会議は令和4（2022）年10月28日（金）に行う。なお、時間及び場所については別途通知する。
- (2) ベンチには、選手、監督、コーチ、マネージャー以外は入ることができない。ただし、聴覚障害のチームにおいて、チームスタッフ3名とは別に手話通訳者1名が帯同する場合はこの限りでない。手話通訳者は、参加申込時に別に登録した者とする。
- (3) チームスタッフ3名とは別にトレーナーを帯同しているチームは、チーム・ベンチ・エリア後方の決められた位置にトレーナー1名を待機させることができる。なお、トレーナーは参加申込時に登録した者に限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、障がい者スポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- (4) 監督、コーチ、マネージャーは規定の各章を左胸部につけることとし、未着用の場合はベンチに入ることができない。
- (5) 監督、コーチ、マネージャーは統一された服装を着用すること。
- (6) 競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
- (7) 練習は定められた場所で安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。
- (8) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」 サッカー競技実施要領

1 競技規則

令和4（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

- （1） チームの構成は、監督1名、コーチ2名以内および選手16名以内とする。
- （2） 監督及びコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合の選手人数は選手を兼ねる監督及びコーチを含めて16名以内とする。

3 競技方法

- （1） 試合は、トーナメント方式とし、3位決定戦を実施する。また、トーナメント戦以外に、交流戦を実施する。
- （2） 試合時間は60分間（前後半各30分）とし、ハーフタイムのインターバルは10分間とする。ただし、決勝戦及び3位決定戦は、試合時間70分間（前後半各35分）とし、ハーフタイムのインターバルは10分間とする。
交流戦は40分間（前後半各20分間）とし、ハーフタイムのインターバルは10分間とする。
- （3） 勝敗が決しないときは、1回戦から準決勝及び3位決定戦及び交流戦は、ペナルティーキック方式により、勝敗を決定する。決勝戦は、20分間（前後半各10分間）の延長戦を行い、なお決しないときは、ペナルティーキック方式により、1位を決定する。
- （4） 試合開始前に登録された交代要員のうち、5名まで交代が認められる。
- （5） 試合は、マルチボールシステムで行う。
- （6） 全てのチーム役員は、その都度1名が、主催者が設けるテクニカルエリアから戦術的指示を選手に伝えることができる。テクニカルエリアに入る者は、責任ある態度で行動しなければならない。
- （7） 出場停止処分について、累積警告2枚で次試合に選手登録することができない。また、退場処分を受けた者についても次試合に選手登録することができない。

4 服装等

- （1） チームは、フィールドプレーヤー、ゴールキーパーそれぞれ正・副2組のユニフォーム（シャツ、ショーツ、ソックス）を用意しなければならない。背番号は1番から16番までの通し番号とする。
- （2） 正・副2組のユニフォームについては、参加申込時に登録したもの以外は認めない。
- （3） その他については、公益財団法人日本サッカー協会ユニフォーム規程による。

5 試合球

試合球は、公益財団法人日本サッカー協会検定5号球とし、主催者が用意する。

6 組合せ

組合せは、令和4（2022）年7月～8月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者の立会いの下、代理抽選の上、決定する。

7 開始式・表彰式

- （1） 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- （2） 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 招集

- （1） メンバー表（監督1名、コーチ2名、選手16名の合計19名以内）は、試合ごとに試合開始90分前までに競技本部に提出すること（用紙は競技本部が用意し、監督会議時に配布する。）。
- （2） タイムスケジュールを厳守すること。ただし、前の試合がペナルティーキック方式等により試合時間が延長した場合は、本部より別途指示する。

9 その他

- （1） 令和4（2022）年10月28日（金）に監督会議を行う。なお、時間及び場所については別途通知する。
- （2） 各試合開始70分前にマッチコーディネーションミーティングを行う（交流戦も含む。）。
- （3） ベンチは、組合せ表の番号が若いチームをグラウンドに向かって左側とする。
- （4） ベンチ内へは、選手、監督、コーチ以外は入場することができない。
ただし、チームスタッフ3名とは別にトレーナー（2名以内）を帯同する場合はこの限りではない。なお、トレーナーは参加申込時に登録した者とする。このトレーナーは実際に施術ができる者とし、障がい者スポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- （5） 競技会場の指定されたエリアには、監督、コーチ、選手、トレーナー、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、情報支援スタッフ及びあらかじめ許可された報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることはできない。
- （6） 競技に関する不明な点は競技本部に、その他不明な点は実施本部に問い合わせる。
- （7） 練習球は、各チームで用意する。
- （8） 練習は定められた場所で安全に留意し、主催者の指示に従って行うものとする。
- （9） 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」 フットベースボール競技実施要領

1 競技規則

令和4（2022）年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 チーム

- （1） チームの編成は、監督1名、コーチ2名以内及び選手15名以内（男女は問わない。）とする。
- （2） 監督及びコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿に登録されていなければ選手として出場できない。この場合の選手の人数は、選手を兼ねる監督及びコーチを含め15名以内とする。

3 競技方法

- （1） 試合は、トーナメント方式とし、3位決定戦を実施する。また、トーナメント戦以外に、交流戦を実施する。
- （2） 試合は、7回または試合開始後60分を経過した後は新しい回に入らない。
- （3） 指名選手（DP）及び再出場（リエントリー）を採用する。
- （4） 同点の場合は、タイブレークにより試合を延長して行う。ただし、延長は2回を限度とし、延長開始後15分を経過した後は、新しい回には入らない。それでも同点の場合は、最終回に出場していた選手9名（DP制を採用した場合はFP選手を除く。）の抽選によって勝敗を決定する。
- （5） 抽選方法は主管競技団体が行う方法に添い、最終回に出場していた選手9名の打順で抽選を行う。なお、監督会議にて実施方法を確認する。
- （6） 3回終了以降20点以上の差が生じたときは、得点差コールドゲームとする。
また、降雨等の事情により試合の継続が不可能と判断され、コールドゲームとなった場合は、3回以上の回を終了していれば、正式の試合と認める（決勝戦を含む。）。
- （7） 試合球は、サッカーボール（ゴム製4号球）とし、主催者が用意する。

4 服装等

- （1） 同一チームの監督、コーチ及び選手は、同色・同意匠ユニフォームを着用しなければならない。
ただし、選手がショートパンツを着用するチームの監督及びコーチについては、上衣は同色・同意匠でなければならないが、下衣については、監督及びコーチのみで統一された、別のものを着用してもよい。また、男子は同じ帽子を着用しなければならない。
- （2） ユニフォームナンバーは、背中と胸下につけなければならない。監督は30番、コーチは31番と32番、主将は10番とし、他の選手は1番から99番までの番号とする。

数字の大きさは、背中は15cm以上、胸は6cm～12cmとする。ユニフォームの背中はユニフォームナンバーと個人名・チーム名のみとする。個人名・チーム名をつけるときは、ユニフォームナンバーの上部に全員がつけること（個人名はローマ字表記のみとする。）。また、ユニフォームの左袖に、都道府県・指定都市名を表示すること。

- (3) 靴は、運動靴又は金属製以外のスパイクとする。
- (4) 危険防止のための手袋を着用してよい。ただし、投手は、ボール以外の色でなければならない。

5 組合せ

組合せは、令和4（2022）年7～8月に開催するプログラム編成会議において、主催者が関係者立会いのもとに代理抽選の上、決定する。

6 打順表等

- (1) 打順表は、試合開始時刻30分前までに5部作成し、競技本部へ提出する。ただし、第1試合は、開始式終了後に提出すること。
なお、打順表は監督会議において競技本部から配布する。
- (2) 攻守の決定は、監督及び主将立会いのもと、球審のコインのトスによって決定する。

7 開始式・表彰式

- (1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。
- (2) 表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

8 その他

- (1) 監督会議は令和4（2022）年10月28日（金）に行う。なお、時間及び場所については別途通知する。
- (2) ベンチは、組合せ表の番号が若いチームを1塁側とする。
- (3) ベンチ内へは、監督、コーチ、選手以外は入ることができない。ただし、チームスタッフとは別にトレーナーを帯同しているチームは、1名ベンチに入ることができる。なお、トレーナーは参加申込時に登録した者に限る。このトレーナーは、実際に施術ができる者とし、障がい者スポーツトレーナーの有資格者であることが望ましい。
- (4) 競技場内へは、主催者の許可を受けたもの以外は立ち入ることができない。
- (5) 練習場所については、主催者からの指示に従うものとする。
- (6) 練習球は、各チームが用意する。
- (7) 荒天時ほか不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

いちご一会とちぎ大会競技会における新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドラインについて

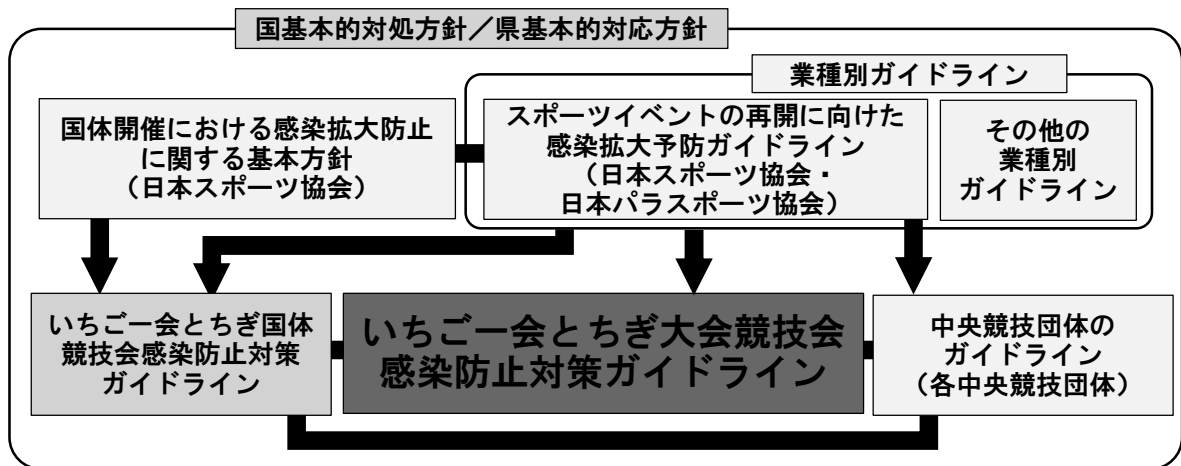
1 概要

いちご一会とちぎ大会の競技会開催に当たり、新型コロナウイルスの感染防止のため、競技会における各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、県実行委員会、会場地市実行委員会及び各競技運営主管団体において実施することが望ましい標準的な対策を取りまとめたもの。

2 対象競技

いちご一会とちぎ大会リハーサル大会及び本大会の全競技（正式競技及びオープン競技）

3 ガイドラインの位置付け



※各ガイドライン等の名称は略称

4 ガイドラインの骨子

基本的な構成については、いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドラインに準じて作成（障害者等に配慮した内容については次ページのとおりに）

5 その他

本ガイドラインは、次のことを踏まえ随時改訂を行う。

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大の状況
- ・ リハーサル大会でのガイドライン運用状況を踏まえた課題等の整理、検証
- ・ 各種国内大会における大会運営、感染防止対策の状況

6 今後のスケジュール

令和4（2022）年2月 ガイドライン（第1版）の公開

いちご一会とちぎ大会競技会における新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドラインにおける障害者等に配慮した内容

1 共通項目

会場地市実行委員会や各競技運営主管団体において実施することが望ましい共通的な感染予防対策（手指消毒の励行、マスクの着用、3密の回避 等）

- ・ 会場においては身体的距離（できるだけ2 m、最低1 m）を確保できる対策を講じるが、障害者の誘導や介助を行う場合にはこの限りではなく、別な障害者の誘導や介助を行う前に必ず手指消毒を行うこと
- ・ ゾーニングを行う際には車椅子や介助者の通行が想定されるため、通路の幅などに十分余裕を持つこと
- ・ 原則として喫煙所を設置しないこと
- ・ 注意喚起の掲示を行う際は、文字を多用することなく、案内用図記号（ピクトグラム）などを活用すること 等

2 役割分担

県実行委員会、会場地市実行委員会、各競技運営主管団体、選手団との役割分担

- ・ 県 実 行 委 員 会……ガイドラインの作成、競技会場における具体的な感染防止対策の検討、実施 等
- ・ 会場地市実行委員会……県実行委員会と連携して感染防止対策の実施
- ・ 各競技運営主管団体……競技役員、競技補助員の体調把握 等
- ・ 選 手 団……選手・選手団役員の体調把握 等
（各選手・選手団役員の派遣可否の判断を行い、特に高齢や基礎疾患など重症化リスクを持つ選手・選手団役員については、かかりつけ医などの助言・指導を得るよう促すこと）

3 参加者において遵守すべき事項

選手や競技関係者、観客、報道員等の参加者に求める感染防止対策（入場時検温、体調管理チェックシートの提出 等）

- ・ 情報支援スタッフ等、口元を隠すと支障のある場合は、透明なマスクを着用するか、マスクに代えてフェイスシールド等を着用するものとする

4 競技会場において実施すべき事項

会場地市実行委員会や各競技運営主管団体と連携して競技会場において実施することが望ましい感染防止対策（動線の区分、身体的距離において並べるよう目印の設置、密にならないようレイアウトの工夫 等）

- ・ 手洗い場所やトイレにおいて、手洗いが難しい場合は、手指消毒アルコールを用意すること

5 宿泊、輸送

県実行委員会が宿泊施設や宿泊者、バス事業者等に依頼する感染防止対策（業種別ガイドラインの遵守）

※ 国体競技会における感染防止対策ガイドラインと同様の内容を記載

いちご一会とちぎ大会競技会における
新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン

令和4(2022)年1月

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局

目 次

1	はじめに	1
2	目的	1
3	対象競技	1
4	共通項目	1
5	役割分担	4
6	参加者において遵守すべき事項	5
7	競技会場において実施すべき事項	8
8	宿泊、輸送	10
9	各種会議、開始式等	12
10	体調不良者発生時の対応	12
11	競技会開催の可否判断	14
12	その他	14

1 はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会）や「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン、「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」等を参考に作成したものである。

2 目的

本ガイドラインは、第22回全国障害者スポーツ大会（以下「いちご一会とちぎ大会」という。）の競技会開催に当たって新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、県実行委員会、会場地市実行委員会及び各競技運営主管団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

また、本ガイドラインは、現時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況に基づいてとりまとめたものであり、今後の感染拡大等の状況に応じて随時改定を行うものとする。

3 対象競技

本ガイドラインは、いちご一会とちぎ大会リハーサル大会及び本大会の全競技（正式競技及びオープン競技）を対象とする。

4 共通項目

（1）感染防止対策

ア 手指衛生の励行

- ・ 会場では、出入口、受付、控室など、随所に手指用のアルコール消毒液（以下「手指消毒アルコール」という。）を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整える。
- ・ 会場の手洗い場には、石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意するとともに、手洗い啓発ポスターを掲示し、来場者に対しこまめな手洗いを促す。

- ・ 来場者に対し手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める。

イ マスク着用の徹底

会場では、マスク着用の掲示や着用を促すアナウンスを随時行うとともに、会場を巡回してマスク未着用の者には個別に着用を促す。

ウ 3密の回避

(ア) 密閉の回避

- ・ 選手控室、役員控室やプレスセンターなどの個室については、窓の開放及び換気扇等の利用により、定期的（目安：毎時2回）な換気を実施する。

(イ) 密集の回避

- ・ 会場においては、人と人との接触を可能な限り避け、身体的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保できる対策を講じる。ただし、障害者の誘導や介助を行う場合は、この限りではないが、別な障害者の誘導や介助を行う前に必ず手指消毒を行う。
- ・ 受付、シャトルバス乗り場、トイレ、おもてなしスペースなど、人が並ぶ可能性がある場所では、目印の設置やスタッフによる呼びかけなどにより、可能な限り身体的距離を確保するための対策を講じる。

(ウ) 密接の回避

- ・ 受付など人と人が近距離で対面して話す場所には、可能な限り飛沫感染防止のため透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。設置できない場合、受付等の担当者はマスクのほかフェイスシールド等を着用する。

(エ) ゾーニングの確保

- ・ ID所持者と一般観覧者の動線は明確に分け、立入禁止の掲示やロープなどで、両者が交わることがないようにゾーニングを行う。
- ・ ゾーニングを行う際は、車椅子や介助者の通行が想定されることから、通路の幅などに十分余裕を持つ。

エ 施設内の消毒

不特定多数の者が触れると考えられる場所（手すり、ドアノブ、水洗トイレのレバー、ロッカーの取っ手、テーブル、椅子等ウイルスが付着する可能性のある場所）については、こまめに消毒する。

(2) 参加・入場の対応

ア 参加・入場できない場合の事前周知

競技会参加日の 14 日前以降に、次のいずれかに該当する者は、参加・来場しないこと及び原則として入場できないことを事前に周知する。

なお、競技会参加日とは、栃木県在住・在勤・在学の者は「競技会参加初日（公式練習や準備業務等を含む）」、栃木県以外の都道府県から参加する者は「来県日」とする（以下同じ）。

(ア) 体調不良者

(イ) 濃厚接触者等

イ 定義

(ア) 体調不良者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 発熱している者（37.5℃以上）
- ② 次のいずれかの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状がある者
 - ・ 喉の痛み、咳、痰、鼻水、鼻づまりなど風邪の症状
 - ・ 頭痛、だるさ（倦怠感）
 - ・ 息苦しさ
 - ・ 身体が重い、疲れやすい
 - ・ 味覚異常、嗅覚異常

(イ) 濃厚接触者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 保健所の調査において新型コロナウイルス感染症感染者（以下「感染者」という。）の濃厚接触者と判断された者
なお、感染者とは、PCR 検査又は抗原検査で陽性反応があった者とする。
- ② 同居家族や身近な人に感染が疑われる者がいる者
- ③ 競技会参加日の 14 日前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者
- ④ 競技会参加日の 14 日前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

ウ 入場時の対応

(ア) 検温

全ての入場者に対し、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を実施する。

(イ) 体調等の確認

選手・選手団役員等、健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」（以下「健康管理アプリ」という。）又は体調管理チェックシート（以下「健康管理アプリ等」という。）により健康状態等の記録が必要とされている者については、競技会参加日の14日前以降の体温、健康状態及び行動歴を確認する。

(ウ) 入場の可否

(ア) 及び(イ)により、競技会参加日の14日前以降に体調不良者又は濃厚接触者等に該当した経過があることが確認された場合及び健康管理アプリ等に記録漏れ等の不備がある場合は、入場できない。

ただし、別に定める参加条件を満たす場合はこの限りではない。

(3) その他

ア スマートフォン利用者は、原則として、参加申込時に厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」をインストールの上、利用状態にして常に携帯する。また、栃木県の「栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート」の活用を促すため、事前登録の周知や会場にQRコード^(※)を掲示する。

イ 喫煙は新型コロナウイルス感染症重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨し、原則として喫煙所を設置しない。

ウ 身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いの励行などについて、注意喚起の掲示を行う際は、文字を多用することなく、案内用図記号（ピクトグラム）などを活用し、容易に必要な情報を得ることができるようなものとする。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

5 役割分担

(1) 県実行委員会

ア 本ガイドライン及び関連するマニュアル等を作成し、関係者へ周知を行う。

イ 感染症対策に関し、必要に応じ関係機関との調整を行う。

ウ 正式競技における感染防止対策に係る参加条件を定める。

エ 健康管理アプリ等により参加者（実施本部員、選手団係、選手団サポーター、ボランティア、一般観覧者、大会役員・大会関係者、報道員、視察員、会場設営・売店事業者等）の体調把握を行う。

オ 本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を会場地市実行委員会及び競技運営主管団体と検討し、実施する。

カ 提出された体調管理チェックシートの管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

(2) 会場地市実行委員会

県実行委員会と連携・協力し、県実行委員会とともに感染防止対策を実施する。

(3) 競技運営主管団体

ア 健康管理アプリ等により参加者（競技役員、競技補助員）の体調把握を行うとともに、体調管理チェックシート（競技役員、競技補助員、選手団分）については取りまとめの上、県実行委員会へ提出する。

イ 競技会場ごとに、感染症対策の確実な実施を促すほか、感染者が発生した際の対応に関して総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。

ウ 本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技運営を実施する。

(4) 選手団

ア 健康管理アプリ等により参加者（選手・選手団役員）の体調把握を行うとともに、体調管理チェックシート（様式 1 又は様式 2）については取りまとめの上、受付時に競技運営主管団体へ提出する。

イ 各選手・選手団役員の派遣可否の判断を行う。特に高齢や基礎疾患など重症化リスクを持つ選手・選手団役員については、対象者を把握するとともに、かかりつけ医などの助言・指導を得るよう促すこととする。

ウ 本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインを遵守することにより、感染防止に努める。

6 参加者において遵守すべき事項

(1) 選手・選手団役員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

なお、スマートフォン利用者は原則として健康管理アプリにより、健康管理アプリを利用できない者は体調管理チェックシート（様式 1 又は様式 2）により記録する（以下同じ）。ただし、各競技会場における各選手団ごとの取り扱いは統一する。

イ 受付を行う場合は、代表者が体調管理アプリにより全員分の健康状態等を確認した上で、受付時に画面提示を行う。なお、体調管理チェックシート（様式 1 又は様式 2）により健康状態等の記録を行う場合は、体調管理チェックシート総括表（様式 3）に様式 1 又は様式 2 を添付し、受付時に競技運営主管団体へ提出する。

ウ 競技中及びウォームアップ中を除き、原則としてマスクを着用する。

（2）競技役員・競技補助員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、来場初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を受付時に競技運営主管団体へ提出する。競技運営主管団体の代表者は、様式 1 又は様式 2 の記載を確認した上で、県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

（3）実施本部員、選手団係、選手団サポーター、ボランティア

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、来場初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を受付時に県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

（4）報道員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合

は、来場初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を受付時に県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

エ 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行うとともに、報道員 I D と報道員ビブス及び自社腕章を着用する。

オ 取材人数は、出来る限り少なくする。

カ 囲み取材・インタビューは、取材対象者同意のもと、身体的距離（取材対象者、取材者及び取材者同士の距離）を確保するとともに、簡潔に短時間で実施する。

（５）大会役員・大会関係者、視察員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、来場初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を受付時に県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

（６）会場設営・売店事業者等

ア 競技会場で業務に従事する日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、業務に従事する初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を受付時に県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

（７）一般観覧者

ア 氏名及び連絡先の提出等、県実行委員会の要請に協力する。

イ 観覧席の移動は極力行わないこととし、座席番号を写真に撮るなど観覧位置を記録するよう努める。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

エ 飛沫感染や接触感染防止のため、次の応援は控える。

（ア）大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛

- (イ) メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用
- (ウ) ハイタッチ、肩組み
- (エ) タオル、フラッグ等を振り回す
- オ 県実行委員会から体調管理チェックシートの記入、提出の要請があった場合は協力する。

(8) 全ての参加者が遵守すべき事項

- ア 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受ける。
- イ マスクの着用が難しい参加者においては、県実行委員会にその旨を申し出ることとする。申出を受けた県実行委員会は、個別に入場の可否を判断する。
- ウ 手話を行うボランティア等、口元を隠すと支障のある場合は、透明なマスクを着用するか、マスクに代えてフェイスシールド等を着用するものとする。
- エ 食事の際は、対面での飲食を避け、会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。
- オ 競技会場内では、県実行委員会等の案内及び指示に従う。
- カ 競技会参加後又は会場業務従事後 14 日間は、健康管理アプリ等により健康状態等を記録する。

7 競技会場において実施すべき事項

(1) 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施する。

(2) 受付等

- ア 人と人が対面する場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。設置できない場合、受付等の担当者はマスクのほかフェイスシールド等を着用する。
- イ 身体的距離をにおいて並べるように目印の設置等を行う。
- ウ 受付や入退場時の滞留、密集を回避するため、代表受付、時間差入場、動線区分等の措置を講じる。
- エ 受付や招集所では、大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用する。

(3) 手洗い場所・トイレ

- ア 手洗い場には石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意する。また、手洗い後に手を拭くためのペーパータオルを必要に応じて用意する（手指を乾燥させる設備は使用しない）。
- イ 手洗いが難しい場合は、手指消毒アルコールを用意する。
- ウ 身体的距離をにおいて並べるように目印の設置等を行う。

(4) 控室・更衣室等の諸室

- ア 広さにはゆとりを持たせ、レイアウトを工夫し、密になることを避ける。
- イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する等の措置を講じる。
- ウ 換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮する。

(5) 一般観覧席

- ア 屋内競技では収容定員の 50%以内とする。
- イ 屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員の 50%以内とする。
- ウ 収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する（1 m以上）。
- エ 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な一般観覧席を設置する場合は、収容可能人数の 50%以内とする。
- オ 選手団用の座席を設ける場合は、一般観覧席と分けし、極力離れた場所とする。
- カ 一般観覧席には、座席位置の記録や応援時の禁止事項等、観戦時の注意事項を掲示する。
- キ 原則として有観客での開催とするが、競技会場の特性上、十分な感染防止対策を講じることが困難な状況と見込まれる場合は、無観客の開催とすることを妨げない。無観客の開催とする場合は、県実行委員会、会場都市実行委員会、競技運営主管団体で協議のうえ、決定する。
なお、決定にあたり、実行委員会が必要に応じて予め公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省と協議を行う。

(6) 取材エリア

- ア 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行う。
- イ 競技や会場の特性に応じて、取材エリアや撮影場所、取材ルールを定め、報道員へ周知する。
- ウ 取材場所は、アクリル板の設置や目印の設置等で身体的距離を確保す

るほか、オンラインでの実施等も検討する。

(7) おもてなし、売店、休憩所等

ア 出店（出展）場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。

イ 出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレーを介して行う。

ウ 参加者が身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。

エ 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意する。対面での飲食は避けるとともに、食事中の会話は自粛する。

オ これらア～エの感染防止対策を講じることが出来ない場合は、設置を中止する。

8 宿泊、輸送

(1) 宿泊

県実行委員会は宿泊施設及び宿泊者に次の感染防止対策を徹底するよう依頼する。

ア 宿泊施設に対し、業種別ガイドライン（「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟））の遵守を依頼する。

イ 宿泊者に対し、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【宿泊に当たっての留意事項】

① 基本的な感染防止対策の徹底

- ・ 身体的距離を確保し、従業員や他の宿泊者との接触を避ける。
- ・ 原則としてマスクを着用する。
- ・ 定期的に手洗い、手指消毒を行う。
- ・ 入館時の検温等、感染防止のために行う宿泊施設の指示に従って行動する。
- ・ 宿泊施設滞在中は、不要不急の外出を控える。

② フロント、ロビー、エレベーター等の共用スペース

- ・ フロントでの手続きは代表者がまとめて行う。

- ・ ロビーでの待機時、エレベーター利用時等は、分散して3密を避ける。

③ 客室

- ・ 同室者がいる場合は、客室内でもマスクを着用する。
- ・ 定期的に窓を開けて換気を行う。空調による換気が可能な場合常時換気を行う。
- ・ トイレ使用後はフタを閉めてから水洗する。

④ 食事会場

- ・ 会場に入る前に手洗い・手指消毒を行い、食事開始までマスクを着用する。
- ・ 宿泊施設から着席方法や滞在時間について指示があった場合には、これに従う。
- ・ 食事中の会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。

⑤ 浴室等

- ・ 浴室、脱衣場及び休憩室では、他の者との身体的距離を確保し、会話を控える。

(2) 輸送

県実行委員会は、バス事業者その他の交通事業者（以下「バス事業者等」という。）及びバス等利用者に次の感染防止対策を徹底するよう依頼する。

ア バス事業者等に対し、業種別ガイドライン（「バスにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（日本バス協会）、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（全国ハイヤー・タクシー協会））の遵守を依頼する。

イ バス等利用者に対し、以下の「バス等利用に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【バス等利用に当たっての留意事項】

① 基本的な感染防止対策の徹底

- ・ 原則としてマスクを着用する。
- ・ 飲食はできる限り控え、食事中的の会話は自粛する。特に大声による会話は行わない。
- ・ 乗車前に手指を消毒する。

② 乗車時及び降車時

- ・ 乗車待機時は、できる限り身体的距離を確保する。
- ・ 通路に立ち列ができないよう、順次に乗車又は離席する。

③ 乗車中

- ・ できる限り他の利用者と距離を置いて着席する。
- ・ 往路・復路で同じ利用者が乗車する場合には、できる限り同じ席に着席する。

9 各種会議、開始式等

(1) 監督会議等

ア 監督会議等は、会議での伝達事項や議題等を見直した上で、実施の要否やオンラインでの実施など実施方法について検討する。

イ 監督会議等を実施する場合は、会議の運営方法や議題等を見直しによる時間短縮や参加人数の制限等の感染防止対策を講じる。

(2) 開始式、表彰式等

ア 各競技の開始式は、感染防止の観点から、原則実施しない。その他の諸条件により実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。

イ 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。

ウ 競技会に係るレセプション等は、感染防止の観点から、実施しない。

10 体調不良者発生時の対応

(1) 体調不良者の定義

体調不良者とは、4 (2) イ (ア) に該当する者をいう。

(2) 入場時における受診・相談の勧奨

入場時に体調不良者に該当する者は、4 (2) イ (ウ) の要件に従い入場を不可とし、待機所に移動した上で、帰宅又は帰宿を促す。また、最寄りの医療機関又は受診・ワクチン相談センター（以下「医療機関等」という。）への受診又は相談を勧奨し、その結果を県実行委員会に報告するよう依頼する。

(3) 入場後の対応

ア 体調不良者用の静養スペースの設置

入場後、体調不良者が発生した場合に対応するため、救護所とは別に体調不良者用の静養スペースを設置し、専任スタッフを配置する。なお、会場の都合上、救護所と別に設置することが困難なときは、パーティションにより他の傷病者の利用スペースと区分する等の方法により、感染防止を図る。

イ 体調不良者用の静養スペースでの対応

体調不良者は、体調不良者用の静養スペースにおいて静養させ、必要に応じて飲料、保冷剤、保温剤等の提供を行う。また、症状が落ち着き次第、帰宅又は帰宿を促すとともに、医療機関等への受診又は相談を勧奨し、その結果を県実行委員会に報告するよう依頼する。なお、症状が重篤な場合、救急搬送の要請を検討する。

(4) 対応記録及び追跡調査

ア 対応記録

入場時又は入場後に体調不良者に該当する者を確認したときは、当該体調不良者の氏名、住所、電話番号、所属する選手団等の名称、宿泊先、対応結果等を記録する。

イ 追跡調査

体調不良者が帰宅又は帰宿した後の健康状態、医療機関の受診・相談結果については、選手団等に対し必要な追跡調査を実施し、調査結果を記録する。

ウ 個人情報の保護

対応記録及び追跡調査における個人情報の管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

(5) 帰宅等に当たっての交通手段及び費用負担

帰宅又は帰宿、医療機関等の受診等のために必要な交通手段については、体調不良者本人又は選手団派遣母体等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

(6) 感染者が発生した場合の対応

ア 感染者の対応

感染者は、県実行委員会が定める報告先に速やかに検査結果を報告し、保健所の指示により、医療機関への入院、宿泊療養施設への入所又は自宅療養等をする。

イ 選手団等の対応

選手団等は、感染症対応担当者を配置する。感染症対応担当者は、選手団等に所属する者が感染者等に該当する場合、新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書（様式４）により、県実行委員会へ報告し、保健所が行う接触者調査に協力する。感染者と接触があった者がいる場合には、速やかに県実行委員会に報告し、保健所から指示があるまで宿泊施設等で待機及び健康観察を行う。また、ＰＣＲ検査を受けることとなった濃厚接触者がいる場合には、検査結果についても県実行委員会に報告する。なお、濃厚接触者等が健康観察等を行うための待機場所等については、宿泊・輸送センターがあっせんした宿泊施設とは別に、選手団等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

ウ 県実行委員会の対応

感染者が来場していた会場等は、保健所の指示により、消毒作業を行い、個人情報に十分配慮した上で、感染者の発生状況等を競技会参加者に周知する。

（７）宿泊施設で体調不良者が発生した場合

宿泊施設において体調不良者が発生した場合、当該宿泊施設は、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第１版）」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・日本旅館協会・全日本シティホテル連盟）に基づき、宿泊客の感染疑いの際の対応を実施する。

11 競技会開催の可否判断

競技会会期中（公式練習等を含む）に、参加者に感染者が発生した場合には、主催者間で協議の上、開催の可否を決定する。

12 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）を準用する。

体調管理チェックシート

本シートは、大会開催に当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。なお、本シートは、一定期間保管した後に破棄します。

団体等名														(ふりがな)														電話番号 (携帯電話等)			
氏名																															
項目	14日前	13日前	12日前	11日前	10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	参加日初日																
体温(0.1℃単位で記入してください)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																
該当する項目のみチェック(✓)又は必要事項を記入してください(該当しない項目は空欄のままとしてください)。																															
症状なし																															
せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある																															
頭痛、倦怠感(だるさ)がある																															
息苦しさがある																															
からだが重い、疲れやすい																															
味覚や嗅覚の異常がある																															
新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触がある※																															
同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる																															
政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれら国、地域等への渡航歴がある者若しくは在在者との濃厚接触がある																															
該当する場合は国、地域等を記入してください。																															

※保健所の調査において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者となります。

体調管理チェックシート（期間中（2日目以降）用）

◎大会が複数日間開催される場合、2日目以降の健康状態等は本シートに記入してください。

団体等名	
(ふりがな)	
氏 名	
電話番号 (携帯番号等)	

体温や該当する項目にチェック(✓)又は必要事項を記入してください。

項目(体温や該当項目に✓等を記入してください)		日付(記入してください)
体温(0.1℃単位)		℃
症状なし		
健康状態	せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある	
	頭痛、倦怠感(だるさ)がある	
	息苦しさがある	
	からだが重い、疲れやすい	
	味覚や嗅覚の異常がある	
行動歴	新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触がある※	
	同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる	
	政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれらの国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者との濃厚接触がある	
	該当する場合は国、地域等を記入してください	

※ 保健所の調査において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者とします。

本シートは、大会開催に当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。なお、本シートは、一定期間保管した後に破棄します。

体調管理チェックシート（総括表）

◎選手団の代表者は、所属選手及び選手団役員の体調管理チェックシートの記載等を確認したうえで、本シート(総括表)を作成し、受付で競技運営主管団体に提出してください。
◎競技運営主管団体の代表者は、各選手団から提出された体調管理チェックシートの記載等を確認したうえで、県実行委員会に提出してください。

都道府県・ 政令指定都市名		団体名	
------------------	--	-----	--

競技名	
-----	--

代 表 者	ふりがな		メールアドレス	
	氏名		電話番号 (携帯電話等)	
	住所			

選手団役員数(体調管理チェック シートの提出枚数)	名(枚)	選手数(体調管理チェックシートの 提出枚数)	名(枚)
------------------------------	------	---------------------------	------

当選手団所属選手等の

☐ 本日及び本日以前14日間の

☐ 本日の

※いずれかの口に✓を記入

健康状態等は次のとおりです。

項目(該当する項目にチェック(✓)を記入してください)		日付(記入してください)
下のいずれの項目にも該当する者がいない。		/
37.5℃以上の発熱がある者がいる		
健 康 状 態	「せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある」に該当する者がいる	
	「頭痛、倦怠感(だるさ)がある」に該当する者がいる	
	「息苦しさがある」に該当する者がいる	
	「からだが重い、疲れやすい」に該当する者がいる	
	「味覚や嗅覚の異常がある」に該当する者がいる	
行 動 歴	「新型コロナウイルス感染症の感染者と濃厚接触がある」に該当する者がいる	
	「同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる」に該当する者がいる	
	「政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれらの国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者との濃厚接触がある」に該当する者がいる	

本シートは、大会開催に当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。なお、本シートは、一定期間保管した後に破棄します。

新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書

報告No.			報告状況 ステータス		
対象者 情報	フリガナ			性別	年齢
	氏名				
	参加区分	☐ 選手 ☐ 監督 ☐ 本部役員 ☐ 競技運営役員 ☐ 視察員 ☐ 報道員 ☐ その他〔 〕			
	大会名		競技		
	種目		障害区分番号		
感染 情報	感染区分			確定日	
	事案把握 タイミング	☐ 競技会開始前 ⇒ 現地入り前 ・ 現地入り後 ☐ 競技会会期中 ☐ 競技会終了後 ⇒ 現地出発前 ・ 現地出発後 ※「現地」とは、競技会会場又は競技会参加に当たり拠点とする場所（宿舎等）			
	推定される感 染理由、確定 日2日前から の行動歴				
	指示・ 対応状況	指示者			
指示内容					
備考欄					

報告日時：

団 体 名：

記入者（団体役職）：

いちご一会とちぎ大会リハーサル大会競技会における参加条件

本参加条件は、新型コロナウイルス感染防止対策に係るものとし、いちご一会とちぎ大会リハーサル大会の開始式、表彰式及び競技会（以下、「大会」という。）に参加する全ての者（以下、「参加者」という。）を対象とする。

1 大会参加に必要となる条件

- (1) 大会参加日（※1）の14日前から毎日の起床時体温、健康状態及び行動歴を記録すること。

※1 大会参加日とは、栃木県内在住・在勤・在学の者は「大会参加初日（公式練習や準備業務等を含む。）」、栃木県以外の都道府県から参加する者は「来県日」とする。

- (2) スマートフォン利用者は、健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」（以下、「健康管理アプリ」という。）を利用すること。健康管理アプリを利用できない参加者は、体調管理チェックシートで代替すること。

2 大会の参加を認めない者

- (1) 感染者

- ・ 大会参加日の14日前の時点、又は、それ以降に感染が確認された者
- ・ 大会参加日の15日前以前に感染した者であって、大会参加日前日までに保健所から療養解除の判断がされていない者

- (2) 濃厚接触者

- ・ 大会参加日の14日前の時点、又は、それ以降に保健所から濃厚接触者と判断された者
- ・ 大会参加日の15日前以前に濃厚接触者と判断された者であって、大会参加日前日までに保健所から健康観察期間終了の判断がされていない者

- (3) 健康管理アプリ又は体調管理チェックシート（以下、「健康管理アプリ等」という。）の調査項目に該当がある者

ア 健康管理アプリ等で、体温(37.5℃以上の発熱)又は健康状態の調査項目に該当する症状（以下、「感染疑い症状」という。）がある者

ただし、次の①と②の両方又は③の要件が満たされた場合、参加を認める。

- ① 感染疑い症状の発症後、8日が経過している場合（発症日を0日として8日間）
- ② 薬剤を服用していない状態（※2）で感染疑い症状消失後72時間が経過している場合
- ③

③ 薬剤を服用しない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと(※3)(※4)を示す医師の診断書がある場合

- ※2 医療機関を受診し、新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき、当該症状に対し服薬指導を受け、処方された薬剤についてはこの限りではない。
- ※3 「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」を示すため、PCR検査等の受検が推奨される。
- ※4 「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」には、新型コロナウイルス感染症以外の傷病も考えられる。

イ 健康管理アプリ等の行動歴の調査項目に該当がある者

- ・ 感染者と濃厚接触がある。
- ・ 同居家族や身近な人に感染が疑われる者がいる。
ただし、その者の感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いことを示す医師の診断書がある場合、参加を認める。
- ・ 大会参加日の14日前の時点、又はそれ以降に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある。
- ・ 大会参加日の14日前の時点、又はそれ以降に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある。

3 大会参加にあたっての健康観察及びリスク管理

- ・ 大会の成功を担う一員であることを自覚し、全ての参加者を新型コロナウイルス感染症から守るため、自己の体調管理及び会場内外での行動に最大限の注意を払うこと。
- ・ 健康管理アプリ等で起床時体温、健康状態及び行動歴を毎日記録すること。
- ・ 大会参加日の14日前の時点から大会終了日(※5)までの間、多数が集まるイベント(競技会を除く。)や会食を原則避け、新型コロナウイルスへの感染リスクを抑える行動を取る。
- ・ 参加者は、罹患時の重症化リスク等を軽減する効果が見込まれるため、大会参加日14日前までにワクチンを接種するとともに、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」及び「栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート」を活用することが望ましい。

- ※5 大会終了日とは、栃木県在住・在勤・在学の者は「大会終了日(競技や従事業務が終了する日)」、栃木県以外の都道府県から参加する者は「離県日」とする。

4 大会参加日の対応

- ・ 参加者は、37.5℃以上の発熱又は健康管理アプリ等の調査項目に該当する場合は、来場しないこと。
- ・ 参加者は、受付時に健康管理アプリの画面を提示、又は体調管理チェックシートを提

出すること。

- ・ 主催者は、受付において体調不良者（※6）の入場を不可とし、医療機関を受診又は受診・ワクチン相談センター（電話番号：0570-052-092）への相談を勧奨の上、帰宅又は帰宿を促すこと。

※6 体調不良者とは、「37.5℃以上の発熱又は感染疑い症状」がある者とする。

5 大会参加後の対応

参加者は、大会終了日の翌日から14日間、健康管理アプリ等で起床時体温、健康状態及び行動歴を毎日記録すること。

なお、新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、医療機関又は保健所の指示に従うとともに、主催者に速やかに報告すること。

6 参加可否判断の基準

（1）参加者本人の参加可否判断基準表

対象 \ 発症日	14日前～ 8日前	7日前～ 1日前	大会参加 初日	2日目以降
参加者本人が感染した場合	×	×	×	×
参加者本人が濃厚接触者となった場合	×	×	×	×
参加者本人が体調不良者となった場合	▲	△	×	×

▲：次の①と②の両方又は③の要件が満たされた場合、参加することができる。

- ① 感染疑い症状の発症後、8日間が経過している場合（発症日を0日として8日間）
- ② 薬剤を服用していない状態で感染疑い症状消失後72時間以上経過している場合
- ③ 薬剤を服用していない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いことを示す医師の診断書がある場合

△：薬剤を服用していない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いことを示す医師の診断書がある場合は参加することができる。

×：参加不可。

（2）選手団内に体調不良者が発生した場合の大会出場判断について

選手団内において体調不良者が発生した場合、原則、以下の対応とする。

参加可否判断基準表

対象 \ 発症日	14日前～ 8日前	7日前～ 1日前	大会参加 初日	2日目以降
選手団内で感染者が発生した場合	×	×	×	×
	(※1)	(※1)		

選手団内で濃厚接触者が発生した場合	× (※2)	× (※2)	×	×
選手団内に体調不良者が発生した場合	▲ (※3)	△ (※3)	×	×

▲：体調不良者が、次の①又は②の要件が満たされた場合、参加することができる。

① 感染疑い症状の発症後、8日間が経過し、かつ薬剤を服用していない状態で感染疑い症状消失後 72 時間以上経過している場合

② 薬剤を服用していない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスへの感染リスクが低いことを示す医師の診断書がある場合

△：体調不良者が、薬剤を服用していない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いことを示す医師の診断書がある場合は参加することができる。

×：参加不可。

参加不可とする場合、原則、選手団の全員を不可とする。

ただし、以下の場合を含めないこととする。

※1 感染者が発症した日の2日前以降に、当該感染者と全く接触がなかった場合

※2 濃厚接触者が感染者と接触があった日以降に、当該濃厚接触者と全く接触がなかった場合

※3 体調不良者が感染疑い症状を発症した日の2日前以降に、当該体調不良者と全く接触がなかった場合

7 その他

参加者から感染者及び濃厚接触者が発生した場合は、「新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書」により主催者に提出する。

いちご一会とちぎ大会リハーサル大会 荒天時等対応要領

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハーサル大会実施要綱17(2)及び(5)の規定に基づき、この要領を制定する。

1 大会の対応

(1) 大会日程の変更について

台風等の影響により大会日程を変更する(競技会の中止を含む。)必要がある場合及びそのおそれのある場合の対応については、以下の方針に基づき取り進めることとする。

ア 変更を検討する条件

変更を検討する条件は、以下のいずれかに該当する場合又は該当する事案が発生するおそれがある場合とする。

- (ア) 大雨・強風等により競技施設を競技可能な状態に保てない場合。
- (イ) 競技運営に必要な人員が集合できない場合。
- (ウ) 参加都県、指定都市選手団及び個人で参加する選手(以下、「選手団等」という。)が会場に集合できない場合。
- (エ) 県又は開催地市が災害対策等で競技会開催に必要な対応ができない場合。
- (オ) 全国瞬時警報システム(Jアラート)が発令され安全確保ができない場合。
- (カ) 国内の広範囲に及ぶ大規模な災害が発生した場合又は社会的に大きな事件等が発生した場合。

イ 変更の基本方針

- (ア) 大会会期の移動は不可とする(開始日の前倒し及び最終日の順延は不可)。
- (イ) 大会会期の短縮は可とする。
- (ウ) 大会会期において各競技日程(開始・終了時刻、試合数、実施会場等)を変更することは可とする。ただし、大会最終日の終了時刻は、原則として当初の終了予定時刻より遅い時刻には変更しない。

ウ 変更のパターン

原則として以下の(ア)～(ウ)の変更とする。

- (ア) 競技開始日・競技開始時刻を遅らせる又は競技開始時刻を前倒しする(天候が回復するのを待って競技を実施する場合や台風接近前に競技を実施する場合等。ただし、全試合消化できないまま、競技会を終える場合も含む。)
- (イ) 競技日程・種目の一部を中止する(実施予定日の競技種目のみ実施しない場合等)。
- (ウ) 全日程を中止する(台風接近等により競技開始前に競技施設を撤去し、競技期間内に再設営ができない場合等)。

エ 選手団等の会場への到着に遅れが出ると想定される場合の対応

原則として、全選手団等が会場に到着してから競技会を開始する。ただし、会場に到着が遅れる選手団等の状況を勘案し、当該競技の関係者間〔県と開催地市で構成する競技会実施のための本部(以下、「競技会実施本部」という。)、競技運営主管団体及び団体競技においては監督会議出席者〕の合意の上、全選手団等が揃っていない場合においても、競技会を開始できるものとする。

オ 選手団等の帰路における移動に支障がでると想定される場合の対応

競技を終了した選手団等が交通機関の運航(運行)している間に帰路につけるよう、競技の開始・終了時刻を変更する等の対応を行い、可能な限り選手団等の移動に配慮する。

(2) 競技会の全日程を終了できなかった場合の成績・順位の取扱い

天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、以下の判断基準により、当該競技運営主管団体と競技会実施本部が協議し、順位を決定する。

ア 個人競技

- (ア) 競技が中止となる前までの成績は、正式な記録として取扱う。
- (イ) 天候その他の事情により一時中止となり、競技日程、時間の変更で対応ができなかった競技・種目の順位は決定しない。

イ 団体競技

- (ア) 競技が中止となる前までの成績で判断し、順位を決定する。
決勝が実施できなかった場合は、決勝に進出した2チームを1位とする。
- (イ) 競技運営上支障がある場合には、2チームを3位とし、3位決定戦を行わなくても良い。
(全国障害者スポーツ大会開催基準要綱細則1-(2)②に準拠)
- (ウ) 準決勝が終了しない場合は、順位は空位とし、確定しない。

(3) 変更の決定手順

ア 競技ごとに変更を決定する場合

- (ア) 天候、交通機関の状況等を勘案し、当該競技運営主管団体及び競技会実施本部において協議の上、対応案を作成する。
- (イ) 主催者である県が組織する大会実施のための本部（以下、「大会実施本部」という。）は、他の競技においても同様に対応案の作成が必要と判断した際は、関連する競技に係る競技会実施本部に対し、競技運営主管団体と協議の上、対応案の作成を求める。
- (ウ) 大会実施本部は、(ア)、(イ)を踏まえ、主催者間で協議の上、変更を決定する。

イ 大会全日程の中止を決定する場合

- (ア) 大会実施本部において、全日程の中止を検討する。なお、大会開催時までに全日程の中止を検討する場合、大会期日初日の3日前まで及びその他必要な時期に、大会実施本部において検討する。
- (イ) 最終決定は、主催者間で協議の上、大会実施本部長が判断する。

(4) その他

- ア 競技会の実施にあたっては、競技会場周辺の交通機関の状況等、大会関係者及び観覧者の安全が十分に確保されていることを確認すること。
- イ 競技会の開始・終了時刻の変更にあたっては、係員・補助員等の対応についても、十分に配慮すること。
- ウ 大会実施本部は、大会ホームページ等を活用し、可能な限り検討状況及び変更の結果を公表する。

2 緊急事案発生時の対応に係る文書の整備

大会期間中に緊急事案が発生した場合における対応については、大会実施本部において、事前に対応要領等を整備するよう努めることとする。

附則

1 この要領は令和4(2022)年1月12日より適用する。

この要領の制定後、大会実施本部が設置されるまでの間の適用については、1中「主催者である県が組織する大会実施のための本部（以下、「大会実施本部」という。）」とあり、並びに1(3)ア(ウ)、1(3)イ(ア)、1(4)及び2中「大会実施本部」とあるのは「県」と、競技会実施本部が設置されるまでの間の適用については、1中「県と開催地市で構成する競技会実施のための本部（以下、「競技会実施本部」という。）」とあり、並びに1(2)、及び1(3)中「競技会実施本部」とあるのは「県・国体障害者スポーツ大会局全国障害者スポーツ大会課競技運営担当及び開催地市」とする。

いちご一会とちぎ大会リハーサル大会における
新型コロナウイルス感染症に係る実施態度決定の基本的な考え方

全国障害者スポーツ大会の本大会における新型コロナウイルス感染症に係る実施態度決定に関しては、「全国障害者スポーツ大会荒天時等対応要領」で規定する「国内の広範囲に及ぶ大規模な災害が発生した場合又は社会的に大きな事件等が発生した場合。」により対応することとされているが、リハーサル大会については、当該要領がないため、改めて「いちご一会とちぎ大会リハーサル大会荒天時等対応要領」（以下、「要領」という。）を定め、取扱うこととする。

- 1 以下の①～⑤のいずれかの状況が生じた場合、リハーサル大会の競技会の開催可否について、「要領」1-(1)-ア-カに該当するものとする。

①	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令又はまん延防止等重点措置が公示された場合 ア 栃木県以外の関東圏（全国障害者スポーツ大会開催基準要綱細則に規定する関東ブロック）等が緊急事態措置区域となった場合 イ 栃木県が緊急事態措置区域もしくはまん延防止等重点措置区域となった場合
②	栃木県独自の緊急事態宣言の発令又はイベント開催自粛要請を行った場合
③	栃木県内医療機関の新型コロナウイルス感染症の受け入れ不可となるおそれがある場合
④	各都県、指定都市選手の参集が困難な場合 ※申込済み団体数の1/4以上もしくは個人において1/4以上が参集困難な場合
⑤	団体種目における予選会の開催及びその代替手段による選手選考が困難な場合 ※参加チームの2/3以上が参加困難な場合

- 2 1の場合において、以下のとおり、時期別に①～⑤の項目を適用し、検討を行う。

時期		新型コロナウイルス感染症の状況				
		①	②	③	④	⑤
		緊急事態宣言	県独自宣言	医療体制受入不可	参集困難	予選会困難
予選会開催状況	3/31 まで	—	—	—	—	○
競技 3 週間前	※4/27	○	○	○	○	—
競技 2 週間前	※5/2	○	○	○	○	—
競技 1 週間前	※5/11	○	○	○	○	—
競技 3 日前	5/18	○	○	○	○	—

※大会期日 3 日前から起算

審 議 事 項

第1号議案

令和4年1月20日 第7回総務企画専門委員会審議事項

いちご一会とちぎ国体 入場料金（案）について

国民体育大会開催基準要項に基づき、いちご一会とちぎ国体総合開会式及び高等学校野球（硬式）競技会の入場料金について、以下のとおり設定しようとするもの。

1 入場料金について

(1) 総合開会式及び総合閉会式（一般観覧者）

料 金	
総合開会式	総合閉会式
大 人：1,000 円（中学生以上） 小 人： 500 円（小学生以下）	無料

(2) 競技会

競技名	会場地	料金	
		一般	高校生以下
高等学校野球 （硬式）	宇都宮市	800 円	300 円

2 入場料金の設定理由

(1) 総合開会式及び総合閉会式（一般観覧者）

先催県の例にならい、総合開会式を有料、総合閉会式を無料とし、その金額についても先催県と同額としようとする。

(2) 競技会

先催県においては、高等学校野球（硬式）のみ入場料金を徴収しており、本県においても会場地市実行委員会と栃木県高等学校野球連盟による協議の結果、入場料金を徴収することとし、その金額については、通常の県高等学校野球（硬式）大会と同額とする。

3 今後の予定

3月3日	国体委員会	審議
------	-------	----

※ 参考

(1) 入場料金に関する規定

- 「国民体育大会開催基準要項」（日本スポーツ協会）に次のとおり規定

【34 入場券、入場料】

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日本スポーツ協会と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの推進に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日本スポーツ協会と協議の上、発行、徴収することができる。

そ の 他

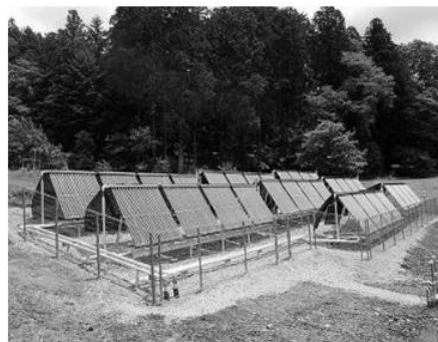
その他（１）

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会における環境に配慮した取組について

1 冬季大会における取組

(1) 再生可能エネルギーの利活用

- ・ 日光霧降アイスアリーナにおいて太陽熱を利用した給湯システムを導入（2019.6～）
- ・ 太陽熱により作り出した温水を整氷時に使用することで、灯油や重油などの使用量を削減



(2) 脱プラ・紙製品の活用

- ・ 表彰状にはFSC認証を受けた製品（適切に管理された森林から生まれた製品）を活用
- ・ 表彰状を収める額や、その額を持ち帰るための手提げ袋もプラスチック類の代わりに紙製品を使用



1 冬季大会における取組

(3) エコ素材のユニフォーム・服飾

- ・ 本県選手団ユニフォームとスタッフ服飾に保温効果を高める吸湿発熱素材を使用



(4) 紙使用量の削減

- ・ 大会のガイドブックをスマホ、PCから見られる電子版で作成。約1,750,000枚（＝35枚×50,000部）の紙資源の節約



2 本大会・障スポにおける取組

(1) 再生可能エネルギーの最大限活用

- ・ おもてなし広場におけるEV・F C V自動車からの電力供給し、環境関連企業の技術力を発信するPRブースを展開
- ・ 運営にCO₂フリーのとちぎふるさと電気（水力発電）を活用

（イメージ）



(2) 電子化による紙類使用の削減

- ・ 「観戦ガイドブック」を電子化し、紙の使用を大幅に削減
- ・ デジタルツールが効果的に活用できるよう、情報提供サイトとの連携により会場周辺情報などを的確に伝達



(3) 代替素材によるプラスチック類の不使用

- ・ 賞状持ち帰り用の袋をプラスチックから紙に変更
- ・ 弁当容器をプラスチックから紙に変更

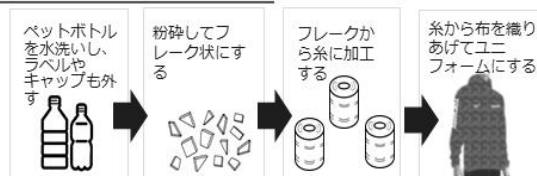
【賞状持ち帰り用の袋】



2 本大会・障スポにおける取組

(4) リサイクル素材によるプラスチック使用削減

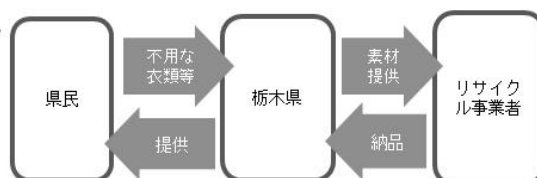
- ・ 本県選手団が着用する新たなユニフォームや会場スタッフやボランティアが着用するベスト・帽子に、県内企業の再生PET素材による繊維を使用



(5) ごみの分別徹底・資源循環の促進

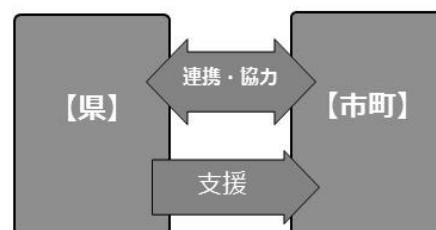
- ・ 県民から集めた資源物をリサイクルし、大会で活用
- ・ 選手等が宿泊するホテル・旅館やレストランでの「とちぎ食べきり15(いちご)運動」の啓発

【県民参加プロジェクト】



(6) 市町における環境配慮の取組促進

- ・ 再生PET素材の繊維等を使用した識別用支給品の活用
- ・ 地元環境関連企業等のPRブース設置



その他（２）

いちご一会募金（寄附金）・企業協賛の状況について

１ いちご一会募金（寄附金）

○平成 31(2019)年 4 月 1 日から募集開始

○1 万円以上を寄附していただいた個人、10 万円以上を寄附していただいた企業・団体については、カンセキスタジアムとちぎ（栃木県総合運動公園陸上競技場）に銘板を設置し顕彰（希望者に限る。）

(1) 募金・寄附金の状況（令和 4（2022）年 1 月 18 日現在）

区 分		募金・寄附金額	備 考
募 金		約 280 万円	
寄 附 金	個 人	約 3,620 万円	約 1,700 名
	企業・団体	約 5,160 万円	約 310 社
合 計		約 9,060 万円	

(2) 銘板の設置状況

設置回数（設置年度）	区 分	設置枚数	
第 1 回（令和 2 年度）	個人	568 枚	702 枚
	企業・団体	134 枚	
第 2 回（令和 3 年度）	個人	570 枚	643 枚
	企業・団体	73 枚	
合 計			1,345 枚

※第 3 回は令和 4（2022）年 5 月頃を、第 4 回は令和 4（2022）年 9 月頃を予定



現地銘板写真
（カンセキスタジアム
とちぎ A ゲート付近）

2 企業協賛の状況（令和4（2022）年1月18日現在）

○令和元（2019）年8月5日の実行委員会設置を契機として本格募集開始

○いちご一会とちぎ国体本大会・いちご一会とちぎ大会に係る協賛制度及びいちご一会とちぎ国体冬季大会に係る協賛制度の2つの協賛制度を運用

(1) いちご一会とちぎ国体本大会・いちご一会とちぎ大会

区 分		協 賛 金 額	協賛社数
協賛金	国体パートナー	1,000 万円以上	12 社
	オフィシャルスポンサー	500 万円以上 1,000 万円未満	13 社
	オフィシャルサポーター	100 万円以上 500 万円未満	62 社
協賛物品	オフィシャルサプライヤー	100 万円相当額以上	37 社
	大会協力企業	10 万円相当額以上	16 社
合 計			140 社

(2) いちご一会とちぎ国体冬季大会

区 分		協 賛 金 額	協賛社数
協賛金	冬季国体パートナー	180 万円	11 社
	冬季国体スポンサー	60 万円	16 社
	冬季国体サポーター	50 万円	9 社
	プログラム等印刷物広告協賛	30 万円以下	3 社
協賛物品	冬季国体サプライヤー	30 万円相当額以上	10 社
	冬季国体協力企業	10 万円相当額以上	6 社
合 計			55 社



いちご一会とちぎ国体 いちご一会とちぎ大会



ボランティアの登録状況について

（令和４（２０２２）年１月１４日現在）

運営ボランティア

	募集人数(延べ数)	登録状況
いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会	5,250 名	1,343 名



情報支援スタッフ

	募集人数	登録状況
手話	600 名	412 名
筆談・要約筆記（手書き）	250 名	105 名
要約筆記（パソコン）	50 名	36 名



広報ボランティア

募集人員		令和元（２０１９）年から令和３（２０２１）年度まで毎年度 100 名程度	
登録者数		386 名	
登録者の内訳	令和２年度の継続者	135 名	○大学・短大 31 名 ○専門学校等 2 名 ○高等学校 102 名
	令和３年度新規登録者	251 名	○大学・短大 13 名 ○専修学校等 7 名 ○高等学校 231 名





いちご一会運動（県民運動）の実施状況について

1 いちご一会ダンスキャラバン隊

イメージソングに合わせて振り付けた「いちご一会ダンス」の普及のため、令和2（2020）年10月より県内の幼稚園・保育園、小・中学校等を訪問

訪 問 件 数		
令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	
10月～3月	4月～12月	1月以降（予定）
52	75	16



令和3（2021）10月2日訪問
真岡市立山前中学校



令和3（2021）年11月29日訪問
バンビーニとよさと（宇都宮市）

2 いちご一会ダンスコンテスト

いちご一会ダンス習得の動機付けにするとともに、さらなる普及を図るため、令和3（2021）年度、幼児・小学生の部、一般の部の2部門で予選会を実施し、出場した48チームの中から決勝大会に出場する14チーム（各部門7チーム）を決定

※決勝大会は令和4（2022）年6月開催予定の「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会100日前イベント」の中で実施し、最優秀賞、優秀賞等のチームを決定

幼児・小学生の部	一般の部
矢板市立片岡小学校3年生元気キッズ（矢板市）	いち・にへのフレッシュ（佐野市）
Cheerleading team TREASURES（壬生町）	栃木県立大田原女子高等学校ダンス部（大田原市）
スタジオ Mibu（壬生町）	幸福の科学学園高等学校チアダンス部（那須町）
祖母井保育園（芳賀町）	さいこうふれあいスポーツクラブ 元気アップ（足利市）
スーパーキッズ・ホップ・ステップ・ジャンプ（栃木市）	MISHIMA ベリーダンス（那須塩原市）
Little cheers（日光市）	おやまだいすキッズ（小山市）
剣道ボーイズ（宇都宮市）	第2くわのみーず（小山市）

3 いちご一会花リレー

小・中学校と連携した花いっぱい運動(※いちご一会花リレー)を展開。令和3(2021)年度は、本番に向け県内172校の小・中学校が試行栽培を実施

※ 農業系高等学校、育苗業者が育てたポット苗を小・中学校にてプランターに定植・育苗し、各競技会場・最寄り駅に装飾



日光市立日光小学校



大田原市立黒羽中学校

4 いちご一会花育て隊

地域住民等との協働による花いっぱい運動(いちご一会花育て隊)を実施。令和3(2021)年2月より募集開始し、参加者全員にマリーゴールドの種子袋を配布。また、いちご一会花育て隊参加者の中から、希望者にガーデンピックを配布

○参加件数・配布数

	参加件数	配布数
種子袋	473	6,274
ガーデンピック	405	744



令和3(2021)年6月6日活動
泉が丘あおぞら子供会(宇都宮市)



令和3(2021)年8月26日活動
文星芸術大学附属中学校

5 手作り応援のぼり旗の制作・設置

県内高等学校及び特別支援学校に制作を依頼し、令和3年(2021)年12月までに完成。冬季大会などの競技会場や本大会・障スポの開・閉会式会場に設置し、来県する選手・監督等のおもてなしに活用する。



参 考 資 料

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 役員名簿

【会長】1名 【副会長】8名 【常任委員】46名 【監事】2名 計57名

令和4年2月10日現在

(敬称略)

No.	役 職	選出区分	機 関 ・ 団 体 名 及 び 役 職	氏 名
1	会 長	県関係	栃木県知事	福田 富一
2	副会長	県議会関係	栃木県議会議長	阿部 寿一
3		県関係	栃木県副知事	北村 一郎
4		県関係	栃木県副知事	末永 洋之
5		県教委関係	栃木県教育委員会教育長	荒川 政利
6		市町村関係	栃木県市長会長	佐藤 栄一
7			栃木県町村会長	古口 達也
8		スポーツ関係	(公財)栃木県スポーツ協会理事長	石松 英昭
9			(特非)栃木県障害者スポーツ協会会長	麦倉 仁巳
10	常任委員	県議会関係	栃木県議会副議長	佐藤 良
11			栃木県議会県政経営委員会委員長	池田 忠
12			栃木県議会生活保健福祉委員会委員長	関谷 暢之
13			栃木県議会農林環境委員会委員長	琴寄 昌男
14			栃木県議会経済企業委員会委員長	白石 資隆
15			栃木県議会県土整備委員会委員長	高山 和典
16			栃木県議会文教警察委員会委員長	渡辺 幸子
17		県関係	栃木県総合政策部長	阿久澤 真理
18			栃木県経営管理部長	國井 隆弘
19			栃木県県民生活部長	千金楽 宏
20			栃木県環境森林部長	鈴木 英樹
21			栃木県保健福祉部長	仲山 信之
22			栃木県産業労働観光部長	辻 真夫
23			栃木県農政部長	青柳 俊明
24			栃木県県土整備部長	田城 均
25			栃木県企業局長	琴寄 行雄
26			栃木県警察本部長	野井 祐一
27		市町村関係	栃木県市議会議長会会長	久保田 武
28			栃木県町村議会議長会会長	鈴木 繁
29			栃木県市町村教育委員会連合会会長	高橋 彰
30		スポーツ関係	(公財)栃木県スポーツ協会副会長	丸茂 博
31			栃木県レクリエーション協会会長	坂本 宏夫
32			栃木県スポーツ推進委員協議会会長	柳田 利夫
33			栃木県スポーツ推進審議会会長	久保 元芳
34			栃木県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長	清水 武治
35			栃木県小学校教育研究会体育部会部会長	手塚 洋
36			栃木県中学校体育連盟会長	長谷川 智
37			栃木県高等学校体育連盟会長	丸茂 博
38			(公財)栃木県民公園福祉協会理事長	熊倉 一臣
39		学校関係	栃木県高等学校長会会長	赤羽 浩
40			栃木県中学校長会会長	樽井 久
41			栃木県小学校長会会長	丸山 周二
42			栃木県私立中学高等学校連合会会長	船田 元
43		産業・経済関係	(一社)栃木県経営者協会会長	青木 勲
44			(一社)栃木県商工会議所連合会会長	藤井 昌一
45			栃木県商工会連合会会長	福田 徳一
46			栃木県中小企業団体中央会会長	齋藤 高藏
47			(公社)栃木県経済同友会筆頭代表理事	松下 正直
48		通信・運輸関係	(一社)栃木県バス協会会長	吉田 元
49		宿泊・観光関係	(公社)栃木県観光物産協会会長	荻原 正寿
50		医療・福祉関係	(一社)栃木県医師会会長	稲野 秀孝
51			(福)栃木県社会福祉協議会会長	関根 房三
52		社会団体関係	栃木県地域婦人連絡協議会会長	柳田 京子
53			栃木県女性団体連絡協議会会長	梅澤 啓子
54			(一社)栃木県子ども会連合会会長	内藤 進
55			栃木県PTA連合会会長	金田 淳
56	監 事	県関係	栃木県会計管理者会会計局長	熊倉 精介
57		市町村関係	栃木県市長会事務局長・町村会常務理事	水沼 忠雄

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第77回国民体育大会及び第22回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を栃木県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 両大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- (3) 両大会開催に必要な施設・設備の整備に関すること
- (4) 両大会開催及び準備に係る経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、両大会の開催に必要な事業に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の事業に関係ある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 8名以内
- (3) 常任委員 70名以内
- (4) 監 事 3名以内

(役員の選任)

第6条 会長は、栃木県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監督する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 募金・企業協賛推進委員会

(4) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 両大会の開催に必要な方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 常任委員会及び募金・企業協賛推進委員会に委任する事項に関すること

(6) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（募金・企業協賛推進委員会）

第13条 募金・企業協賛推進委員会は、会長が委嘱した委員をもって構成する。

2 募金・企業協賛推進委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が委嘱する。

3 募金・企業協賛推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 募金・企業協賛推進委員会は、総会からの委任により、募金・企業協賛の推進に関する事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

6 第11条第5項及び第6項の規定は募金・企業協賛推進委員会にて準用する。

7 第8条の規定は、募金・企業協賛推進委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第14条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、

その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第17条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

- 1 この会則は、準備委員会設立の日（平成 26 年 5 月 19 日）から施行する。
- 2 準備委員会の平成 26 年度における会計年度は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、前項に定める日から、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

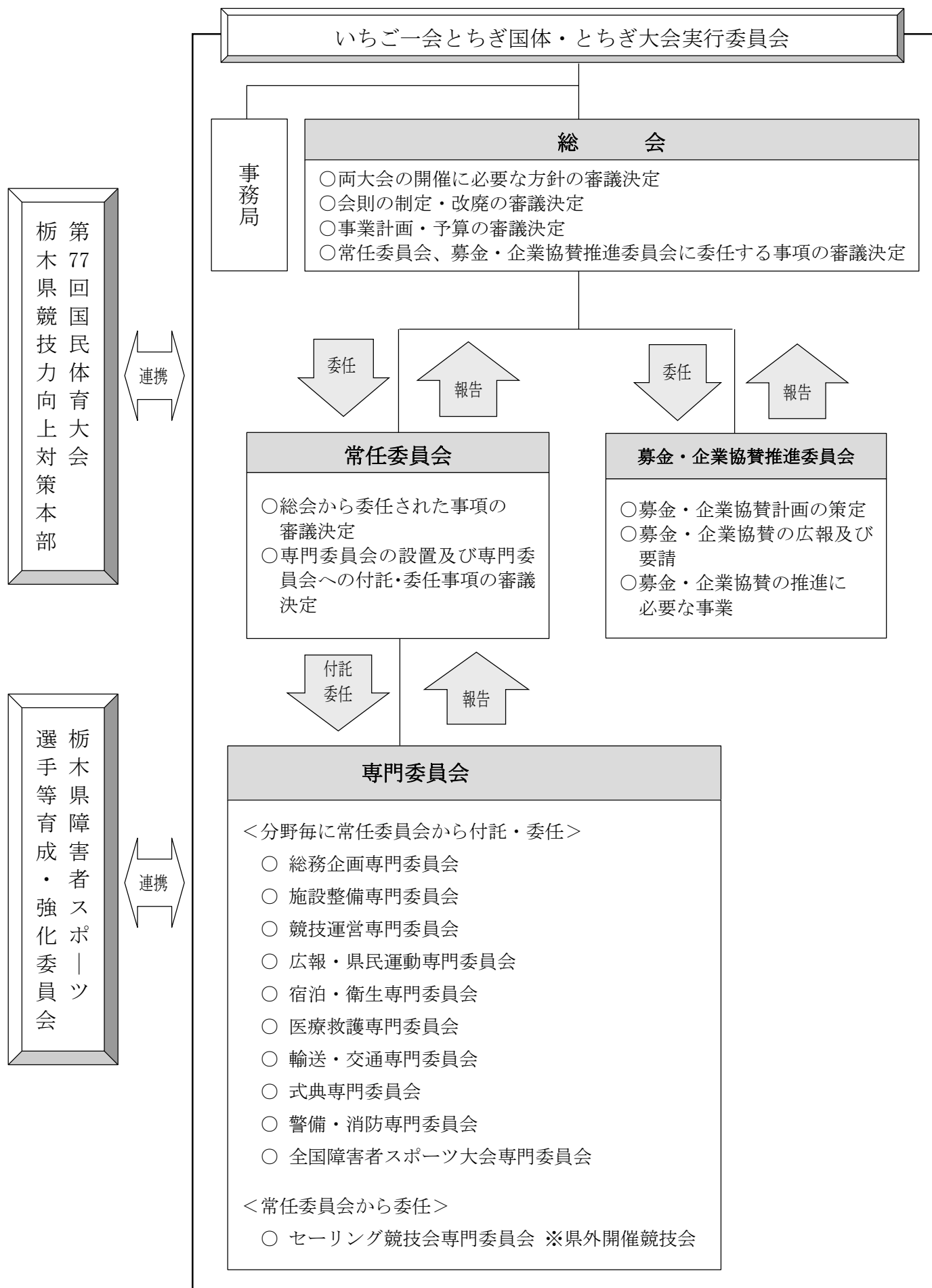
附則

この会則は、平成 28 年 7 月 13 日から施行する。

附則

- 1 この会則は、実行委員会設立の日（令和元年 8 月 5 日）から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第 77 回国民体育大会栃木県準備委員会の役員、委員、顧問、参与、募金・企業協賛推進委員会委員又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与、募金・企業協賛推進委員会委員又は専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則施行の際、現に制定されている第 77 回国民体育大会栃木県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第 77 回国民体育大会栃木県準備委員会」とあるのは「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会」と、「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会」とあるのは「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」と、「公益財団法人日本体育協会」とあるのは「公益財団法人日本スポーツ協会」と読み替える。
- 4 この会則施行の際、現に制定されている第 22 回全国障害者スポーツ大会栃木県準備委員会の方針、計画は、実行委員会の方針、計画とする。

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会組織図



総会から常任委員会等への委任事項

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会及び募金・企業協賛推進委員会への委任事項は、次のとおりとする。

(常任委員会への委任事項)

- 1 両大会開催に関する方針及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 県と会場地市町村の業務分担及び経費負担区分に関すること
- 4 競技施設及び用具等の整備計画に関すること
- 5 競技の企画及び運営に関すること
- 6 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 7 広報及び県民運動に関すること
- 8 宿泊及び衛生に関すること
- 9 輸送及び交通に関すること
- 10 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 11 式典の企画及び運営に関すること
- 12 その他開催準備に関すること

(募金・企業協賛推進委員会への委任事項)

募金及び企業協賛の推進に関すること

「環境に配慮した いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」 推 進 宣 言

- 1 スポーツの素晴らしさとともに、環境というテーマを幅広く共有し、県民、企業、団体、行政が一体となった「オールとちぎ」によって、様々な場面で環境に配慮した両大会を実現すること
- 2 県内産業の技術力を生かし、「メイド・イン・とちぎ」による環境配慮の製品・サービスを積極的に活用した両大会を開催することで、本県の実力を県内外にアピールすること
- 3 両大会を通じて得られた環境に配慮した取組に関する成果を「次世代のとちぎ」へと引き継ぎ、幅広い取組につなげていくこと

令和2（2020）年8月6日

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会

会長

福田富一



いちご一会とちぎ国体



いちご一会とちぎ大会



いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20

栃木県国体・障害者スポーツ大会局

TEL 028-623-3522 / FAX 028-623-3527

e-mail : somukikaku@pref.tochigi.lg.jp

HP アドレス : <https://www.tochigikokutai2022.jp>
